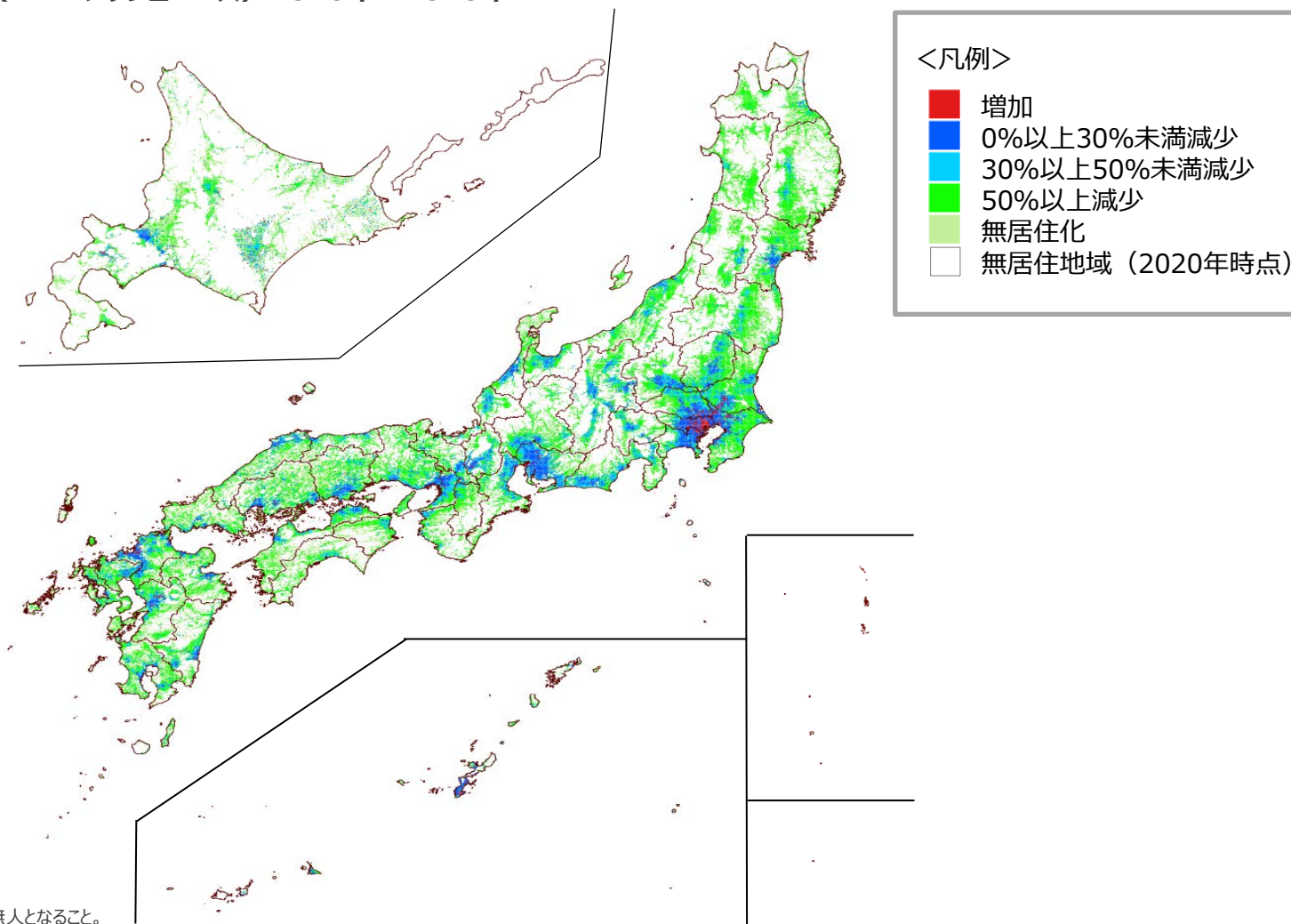


○ インフラの整備については、今後の人口減少などの人口動態の変化を念頭においた対応が求められる。

※ 2070年の総人口 8,700万人（対2025年比 ▲29%）、うち生産年齢人口 4,535万人（対2025年比 ▲38%）

※ 2020年⇒2070年の人口増減割合：無居住化29.0%、50%以上減46.1%、30%以上減14.8%、30%未満減8.5%、増加1.6%

◆ 人口増減割合別の地点数（1 kmメッシュベース）2020年⇒2070年



（注）無居住化：2020年の有人地域が2070年に無人となること。

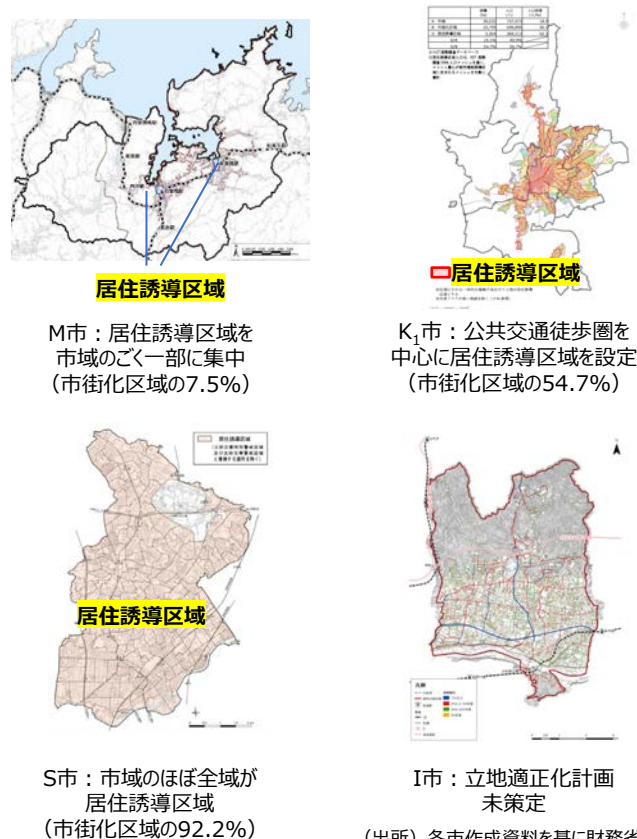
（出所）総務省「令和2年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」等を基に国土交通省が作成したものを加工。

コンパクト化を推進するための支援

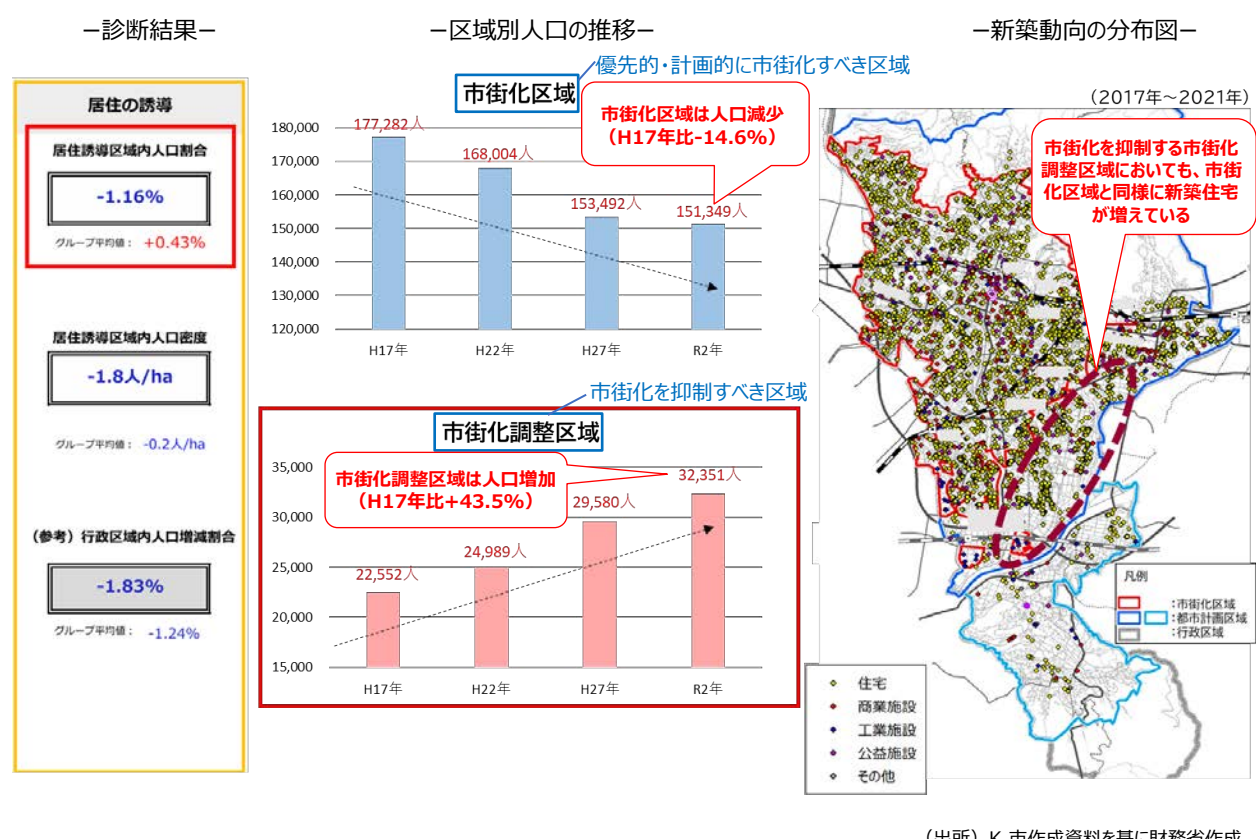
- 将来の急激な人口減少を見据え、住宅や上下水道等の社会インフラを集約し、都市のコンパクト化を推進していくことが急務。
- 現行の立地適正化計画は、**居住誘導区域等の設定基準が市町村ごとに異なる**ことに加え、**土地利用規制等との連動が十分でない**ため、コンパクト化を促進する機能が十分に発揮されていない。
- 都市再生特別措置法上の立地適正化計画（※）の実効性を高め、コンパクト化を強力に推進するため、①国が適切な人口密度など**区域設定に関する客観的な指標を示した**上で、②**都道府県が関与**する形で立地適正化計画を見直し、③当該計画に基づく**市町村の取組み**（適切な区域設定や土地利用規制等）を**評価**するとともに、**質の高い取組みを行うエリアに対して支援を重点化**する仕組みを構築すべきではないか。

（※）居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡し、持続可能な都市構造を目指す包括的なマスタープラン。

◆ 立地適正化計画による区域区分の例



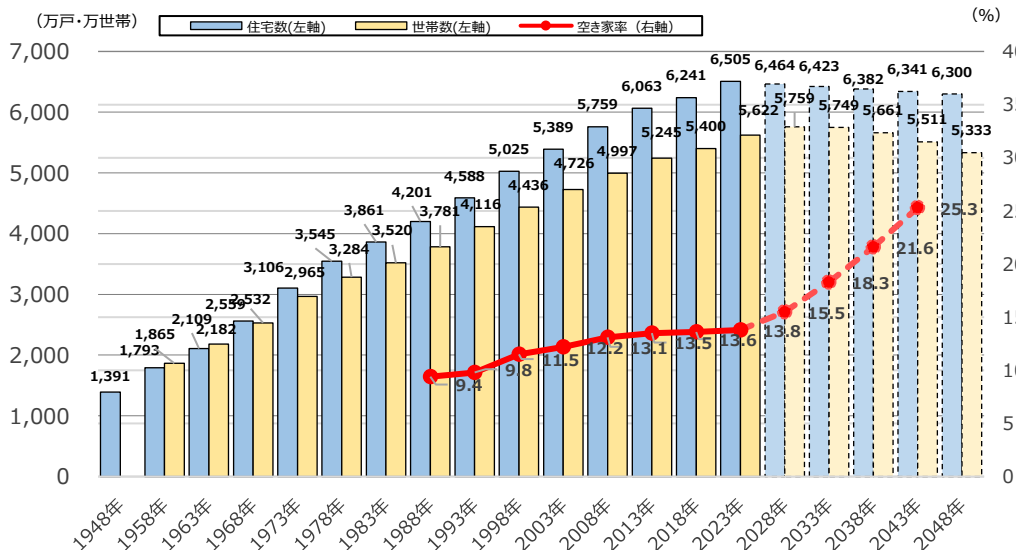
◆ 「まちづくりの健康診断」によるデータ分析の例



住宅支援のあり方

- 住宅ストック数（約6,505万戸）は、総世帯数（約5,622万世帯）を約16%上回っており、今後空家率も急激に上昇していく。
- 上述の状況を踏まえ、今後は**新築住宅から中古住宅へと支援の重点を移すべき**。その上で、**新築住宅支援を行うのであれば、2030年のZEH水準義務化**に向け、一定程度普及が進んでいる**ZEH水準住宅については支援を段階的に廃止**し、より環境性能の高い**GX志向型住宅に対して支援を重点化**していくべきではないか。
- ・ 人口減少下において**都市のコンパクト化**や**子育て世帯の住環境確保**等を進めていく観点から、**子育て世帯を対象とした居住誘導区域**（客観的に実効性の担保されたもの）**等への補助**に重点化していくべきではないか。

◆ 住宅ストック数、世帯数、空き家率の推移



(出所) 総務省「住宅・土地統計調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」、第59回住宅宅地分科会、(株)野村総合研究所「2028～2043年の空き家数と空き家率」を基に財務省作成。

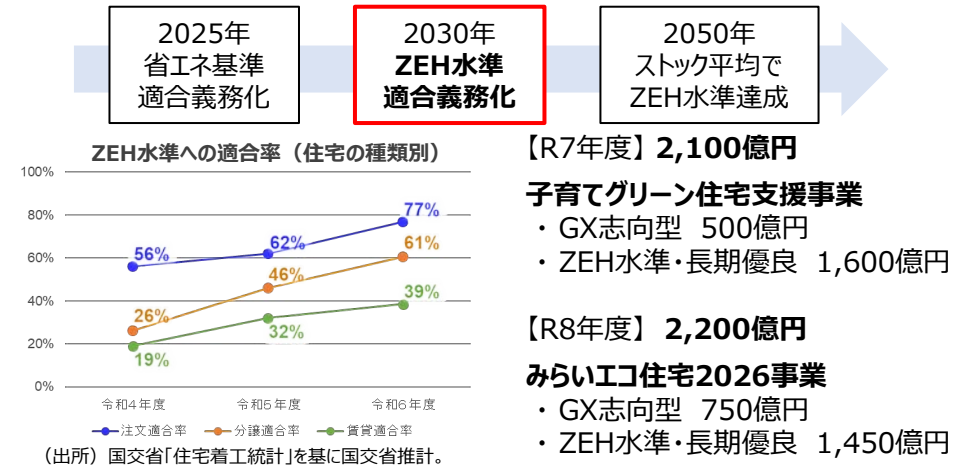
◆ 主な既存ストック活用支援（令和7年度補正・令和8年度予算）

空家対策総合支援事業 59億円

自治体が行う空家の除却・活用、民間事業者(NPO等)が行うモデル性の高い活用に係る調査等を支援



◆ 住宅分野の省エネ目標と新築支援



◆ 地方における取組の例（富山市・仙台市）



【富山市】公共交通沿線居住推進事業

⇒ **都心地区（まちなか）**及び**公共交通沿線居住推進地区**での住宅購入等に対して支援

【仙台市】公共交通沿線居住推進事業

⇒ **子育て世帯を対象に、居住誘導区域内**における戸建て住宅購入に対して支援

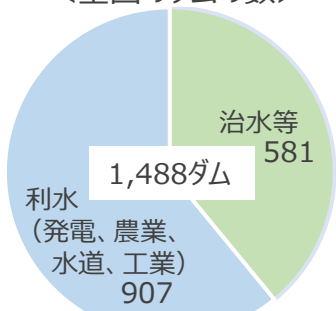
(出所) 富山市「公共交通沿線居住推進補助対象地区の区域図（令和4年4月1日時点）」

- 自然災害が激甚化・頻発化し、国土強靱化の取組が求められる中、インフラ整備については、今後の人口減少等の人口動態の変化を踏まえて、**新技術等を活用しつつ既存ストックを最大限利用していくことが重要**。
- ダム事業においては、既存ダムの嵩上げなどのハード対策と降雨予測に基づいた事前放流等のソフト対策の実施により、**ハード・ソフト両面から既存ダムを最大限に活用した治水対策（ダム再生等）を推進**している。
- さらに、人口減少等によるダム整備時からの利水ニーズの変化、ハイブリッドダムの取組等も踏まえ、水力発電、農業用水、水道等、他の利水容量も最大限活用し、**人口減少・気候変動等の社会情勢の変化に応じた運用の見直し等により、我が国のダム施設全体での防災・減災対策**がより効率的・効果的なものとなるよう、取り組んでいくべきである。

事前放流の取組

- 洪水調節は、これまで治水等のダム（約600ダム）のみで実施されてきたが、令和2年以降、降雨予測の高度化等を背景に、ほぼ全てのダム（約1,500ダム）で事前放流（3日前放流）の取組を開始。
- これにより、ダム全体の貯水量（約184億m³）のうちハツ場ダム58個分に相当する容量（約52億m³）が新たに水害対策に使えるようになった。

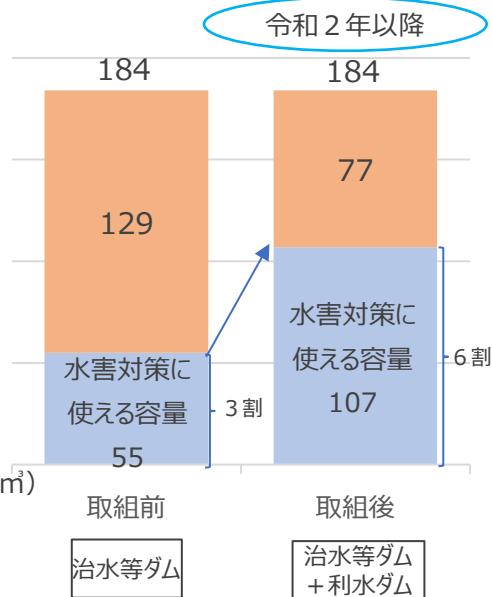
<全国のダムの数>



（参考）令和6年の出水期

- 159ダム（延べ184回）で実施。
- ハツ場ダム6個分（5億6,500万m³）の容量を確保

（出所）国土交通省資料等を基に財務省作成。
（注）ダム数は令和7年4月時点。

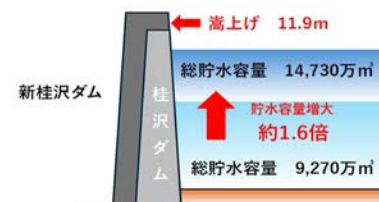


ダム再生の取組

- 流域の特性や課題に応じ、ハード・ソフト両面から、既存ダムを有効活用する「ダム再生」を推進。
- 堤体の嵩上げや放流設備の増設、降雨予測に基づいた事前放流などにより、洪水調節機能等を向上。

【新桂沢ダム再生事業】

堤体を少し（約2割）嵩上げすることで、ダムの総貯水容量は約6割増加。



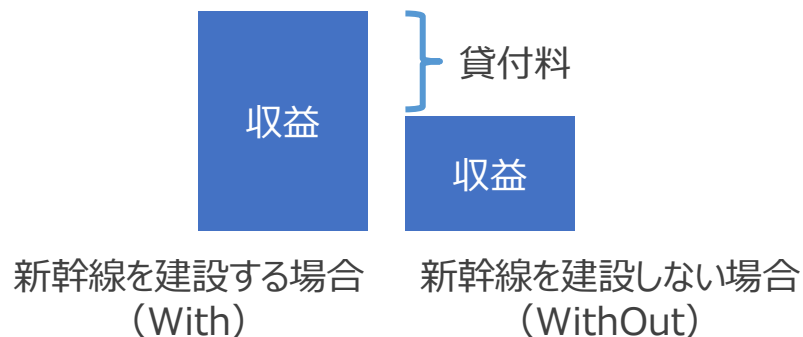
考えられる更なる改善策

- ひまわり10号やスーパーコンピュータによる降雨予測精度の更なる高度化を踏まえて、事前放流（3日前放流）を前倒しするとともに、洪水調節可能容量の最大化を図る。
- 発電の水利使用許可の更新期間を短縮（10年程度）し、人口減少・気候変動等の社会情勢の変化に応じた利水容量の見直し（利水調整）等を可能とする。
- ダムの新設や再生事業等において、水系内の全てのダム・河川等について、利水調整、事前放流、コスト最小化の取組等を検証した上で、事業採択を行う。
- ハイブリッドダムの全水系への展開等により、洪水調節容量を確保しつつ、水力発電等の他の利水目的を実現していく。

整備新幹線の整備財源の在り方

- 鉄道事業の**整備費は、本来、事業主体が自ら必要な資金を調達して、関連事業を含めた整備に伴う収益で回収すべきもの。**
(参考) リニア中央新幹線(東京-名古屋間で約11兆円の事業規模)についてはJR東海が自らの事業収入により整備。
- しかしながら、整備新幹線については、国が整備を行い、それを鉄道事業者に貸し付ける「**上下分離**」方式を採用しており、これまでの整備新幹線における貸付料収入は、将来の整備新幹線の財源に充てられてきた。今後、人口減少下では、**個々の線区における収益性精査の重要性が増す**と共に、国民理解を得て事業を推進するには**当該事業収益を整備費に充てることが望ましい。**
- 整備新幹線の財源は貸付料を除いた部分を国と地方が2：1で負担するルールであり、国民負担や地方負担の適正化の観点から、建設された**整備新幹線から得られる投資の果実が、しっかりと貸付料に反映されることが必要。**そのためには、現行制度について、以下の点を取り入れ、改善することが適正な貸付料を設定する上での前提となる。
 - ・ **物価状況(運賃収入の増加といった物価上昇に伴う収益増加等)や需要実績を貸付料に反映する**仕組みの導入
 - ・ (線区が二社間に跨る場合も含めた) **接続利益*の反映** (*新たな線区が開業することによって既存線区に追加的に生じる収益の増加)
 - ・ 不動産などの関連収入のうち、**整備新幹線なかりせば得られなかった収入の反映**
 - ・ **適正な貸付料を算定するために必要な情報開示** (例：線区ごとの収支、B/C算出の基礎となったデータ)
- その際、民間事業者の創意工夫や経営努力を阻害しないことも当然に重要であり、例えば、①**需要や物価について上振れ・下振れ双方を反映する**スキームとする、②不動産収入を収益に反映するのではなく、その別案として、**駅建設の費用を民間事業者の負担**として整備費に含めない、といったことも検討の余地。

整備新幹線の貸付料の考え方



潜在的に徴収すべき貸付料収入の例 (機械的な試算)

	線区 (例)	機械的な試算額
需要予測と実績の乖離 (注1)	金沢-高崎間 (金沢開業時)	176億円/年 (5,280億円/30年)
	盛岡-新青森間 (新函館北斗開業時)	40億円/年 (1,200億円/30年)
接続利益 (注2)	高崎-長野間 (敦賀開業時)	23億円/年 (690億円/30年)

(注1) 開業後5年間の平均乗車人員数と当初の需要予測の人員数との倍率で貸付料も増加すると仮定している。

(注2) 長野-金沢間の開業から5年間の平均乗車人員数と敦賀開業後の令和6年度の乗車人員数との倍率で貸付料も増加すると仮定している。

北海道新幹線における事業費の増加

- 北海道新幹線については、トンネル工事の長期化等により、事業費が更に最大1.2兆円程度増加することが公表されている。
- 仮に建設費が1.2兆円程度増加し、それを機械的に反映すると、当初1.1だった事業全体のB/Cは単純計算で0.6程度となることが見込まれる。また、残事業B/Cについても単純計算をすると0.9程度となり、国土交通省の再評価基準に従えば、基本的にプロジェクトを中止すべき水準。
- 一方、コスト上昇の背景である物価上昇は便益の増加にもつながり得る等、適切な範囲で見込み得る便益増があるならば、B/Cも上振れする可能性がある。具体的には、①物価上昇に伴う収益増や②不動産収益、③適切な需要予測、④そしてこれらを加味した接続利益といった要素が考えられる。
- 人口減少下における大規模インフラの整備に当たっては、事業の収益性の精査を適切に行うとともに、国民理解を得て事業を推進する観点からも、当該事業の収益から適正な貸付料を算出することが適切。

新規事業採択時のB/C (H24.6)

事業全体	便益	8,139億円
	費用	7,283億円
	B/C	1.1
残事業	便益	—
	費用	—
	B/C	—

前回再評価時のB/C (R5.3)

事業全体	便益	1兆9,014億円
	費用	2兆1,314億円
	B/C	0.9
残事業	便益	1兆8,899億円
	費用	1兆4,576億円
	B/C	1.3

増加後のB/C (単純な試算)

事業全体	便益	1兆9,014億円
	費用	3兆0,209億円
	B/C	0.6
残事業	便益	1兆8,899億円
	費用	2兆1,251億円
	B/C	0.9

再評価時の判断基準

残事業の投資効率性	事業全体の投資効率性	投資効率性の観点からの評価結果の取扱い
基準値以上	基準値以上	継続
	基準値未満	基本的に継続とするが、事業内容の見直し等を行う
基準値未満	基準値以上	事業内容の見直し等を行った上で対応を検討
	基準値未満	基本的に中止

(注) 以下の仮定を置いている。

- ・令和8年3月に再々評価が行われたと仮定。
- ・令和5年3月から令和20年3月まで均等に工事が進む。
- ・便益は前回再評価から変化しない。

インフラの老朽化

- 昨年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故に象徴されるように、**上下水道管路等のインフラの経年劣化が道路機能や公共空間の安全性に深刻な影響を及ぼす事例が顕在化**している。
- こうした**インフラの老朽化**や**自然災害の激甚化・頻発化**等を背景に、**インフラの機能維持及び長寿命化に向けた適切な老朽化対策やその的確な維持・管理等**の重要性がこれまで以上に高まっている。
- 人口減少の中でも喫緊の課題である**インフラ老朽化対策に重点的かつ安定的に取り組むことが重要**であり、**安定財源を前提に当初予算で見通しを持って着実に進めていくことが必要**ではないか。

※国土強靱化実施中期計画における道路関連インフラ保全に必要な国費は、5年3兆円程度。

埼玉県八潮市の道路陥没事故

道路の老朽化

上下水道の管路の老朽化

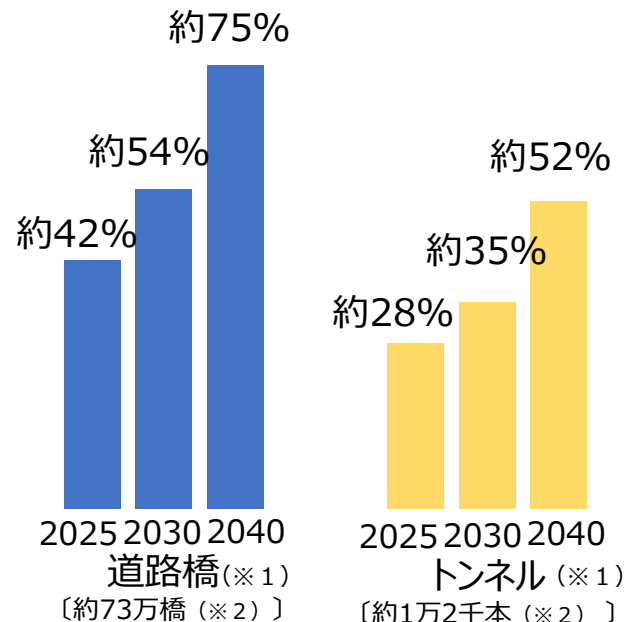
【現場写真】



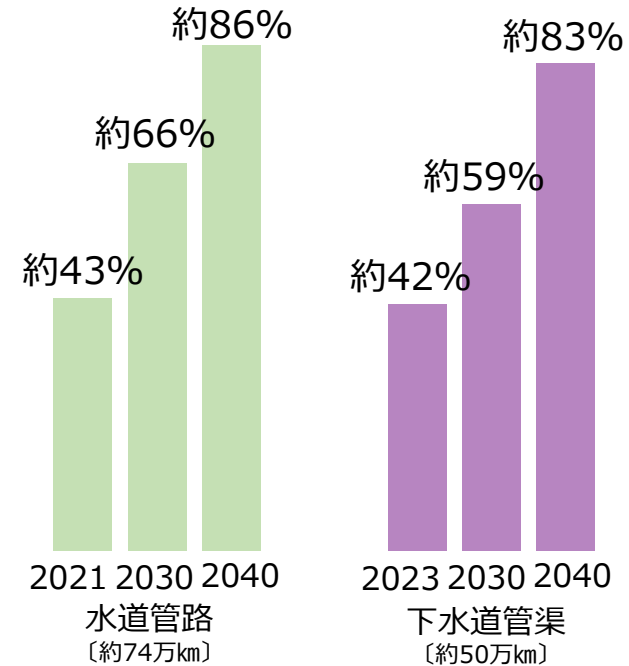
【八潮市の事故を踏まえた対応】

- ・ 発災直後、八潮市の陥没事故箇所と同様の**大規模な下水道管路（延長約420km）に存在するマンホール（約1,700箇所）で緊急点検**を実施。
- ・ **全国の下水道管路（管径2m以上、設置から30年以上経過した延長約5,332km）を対象に、特別重点調査**を実施中（2月末時点で約5,121kmの調査を実施し、その結果を公表済。）。

【建設後50年以上経過する割合】



【建設後30年以上経過する割合】



（※1）建設後50年以上経過する施設の割合については、建設年度不明の施設数を除いて算出。

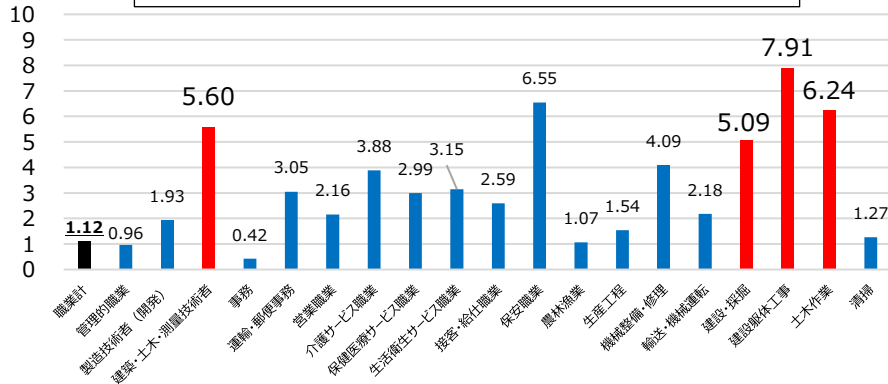
（※2）総数には、建設年度不明の施設数を含む。

（出所）国土交通省資料を基に財務省作成。

建設業における人手不足

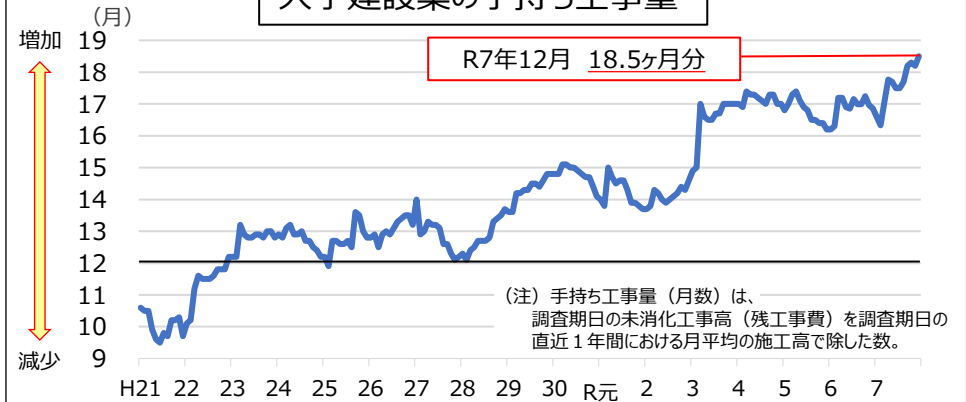
- **各種データからは、建設業の他産業よりも厳しい人手不足の現実**がうかがえ、**労働時間の減少**や**手持ち工事量の増加**のほか、**様々な事業の延期**といった事態が実際に生じている。
- 実態を踏まえた価格転嫁や工期の設定は進めていく必要があるが、そうした取組が**過大な工事量を受注可能とする方策**とされてはならず、特に**公共工事の過度な増大が民間工事の円滑な施工や緊急を要する災害対応に悪影響をもたらす「クラウディングアウト」を引き起こすことのないよう留意**が必要。

職業別有効求人倍率（令和7年平均）



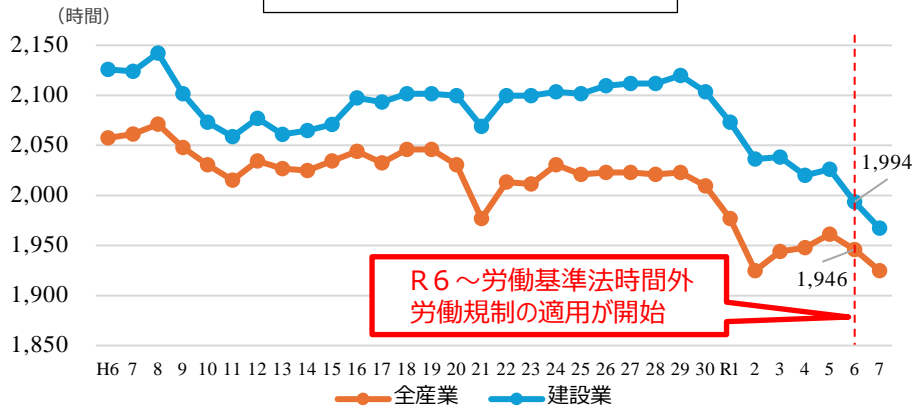
（出所）厚生労働省「一般職業紹介状況（パートタイムを含む常用）」を基に財務省作成。

大手建設業の手持ち工事量



（出所）国土交通省「建設工事受注動態統計調査（大手50社）（月次）」を基に財務省作成。

労働者の実労働時間



（出所）厚生労働省「毎月勤労統計調査」を基に財務省作成。

事業の延期の例

公共工事の例

- 人手不足の影響により、市街地再開発事業の工期延長（2年）【大分県大分市】
- 人手不足の影響により、義務教育施設建設事業の工期延長（1年）【東京都中央区】
- 人手不足・働き方改革の影響により、新庁舎移転建替事業の工期延長（2年）【熊本県熊本市】

（出所）2025年3月25日（火）日本経済新聞等

民間工事の例

- 人手不足・機材調達の遅れの影響により、半導体関係の物流施設建設工事の着工遅延（6か月）【熊本県大津町】
- 人手不足の影響により、物流施設建設工事の工期延長（2年）【神奈川県川崎市】
- 人手不足の影響により、商業施設建設工事の工期延長（1.5年）【福島県伊達市】

（出所）2025年6月11日（水）日本経済新聞等

建設業界の人手不足の影響

新規の大型工事が受注できる時期

（注）「大型工事」とは1案件の受注高が会社が抱える案件の上位1割に入る規模

⇒ すぐに大型案件を受注できない最大の理由として、調査対象の建設会社のうち69%が人手不足と回答。

（出所）2026年1月17日（土）日本経済新聞

建設業における生産性向上

- 人手不足等の難局を乗り越え、建設業の持続可能性を高めていくためには、**生産性向上**に向けた取組が重要。
- **生産性向上**については、国土交通省は「i-Construction 2.0」を掲げ、**2040年度までに建設現場の生産性を2023年度比で1.5倍向上**させることを目指している。これまでも新技術の導入に向けた取組や、地方自治体に対して生産性向上に資する取組の普及促進などを行っているが、こうした**取組の実効性を高め**ていくとともに、**公共事業関係費も国土交通省の掲げる生産性向上の目標を織り込んだ水準としていくべき**。

◆ i-Construction2.0の概要

<目指す姿>

自動化・省人化
(建設現場のオートメーション化)

<3つの柱>

- ① 施工のオートメーション化
- ② データ連携のオートメーション化
(デジタル化・ペーパーレス化)
- ③ 施工管理のオートメーション化
(リモート化・オフサイト化)

<目標>

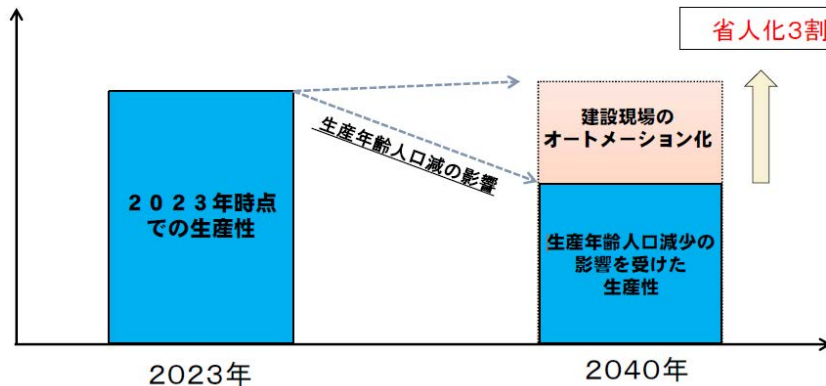
2040年度までに建設現場において
少なくとも省人化3割すなわち、
生産性1.5倍に向上

多様な人材が活躍でき、未来へ
前向きな新3K(給与、休暇、希望)
を建設現場で実現

生産性

人・日

[建設現場の省人化・生産性向上のイメージ]



(出所) 国土交通省公表資料(2024年4月)を基に財務省作成。

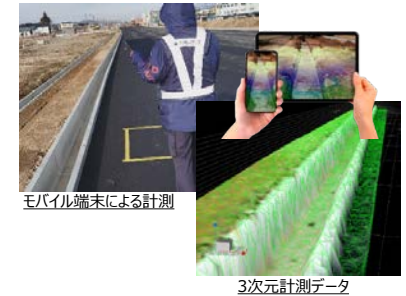
◆ i-Construction2.0を踏まえた取組例

■ 新技術導入に向けた取組例



⇒設備点検の効率化・高度化を図るため、AIやドローンなどの新技術の導入促進に向けた現場実証を実施。

■ 生産性向上に資する取組の普及促進の例

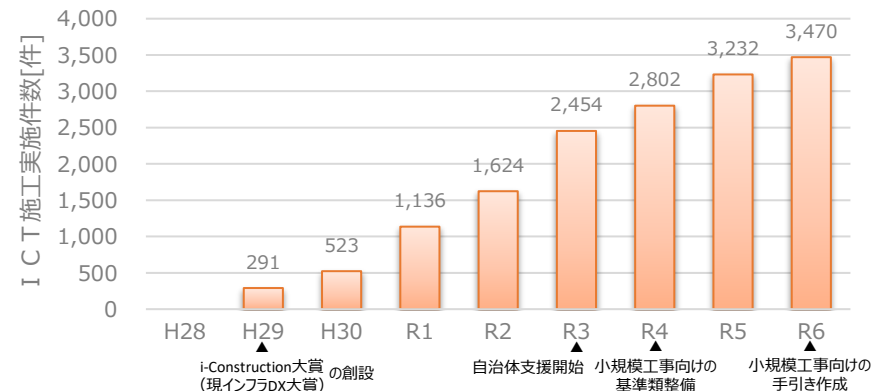


モバイル端末による計測

3次元計測データ

⇒スマートフォンなどの汎用モバイル機器を活用した出来形管理の要領の整備。

<都道府県・政令市の実施状況 (ICT土工)>



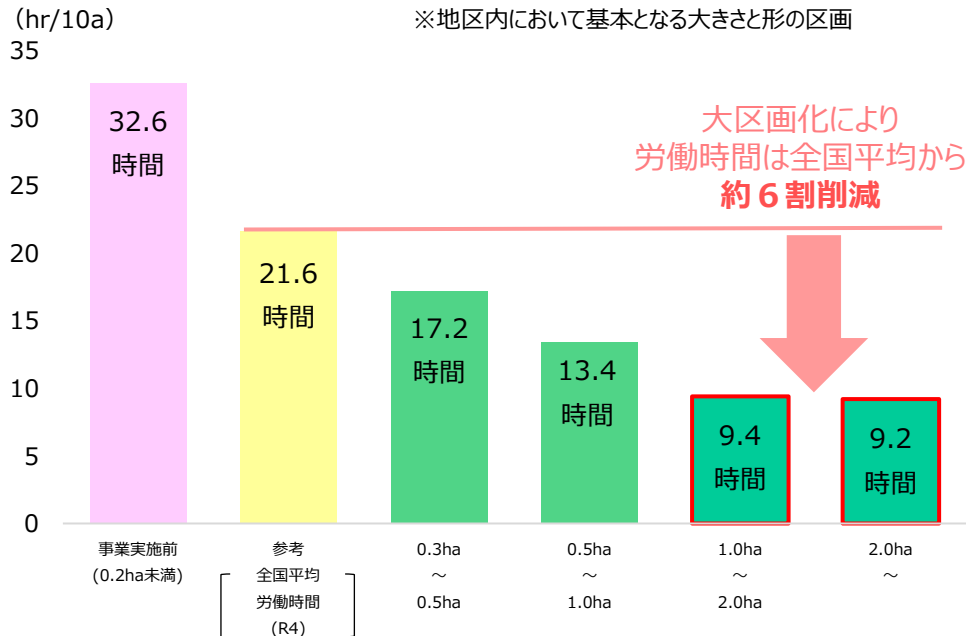
(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

労働生産性の向上

- **基幹的農業従事者の減少が続いており**（2000年:240万人 ⇒ 2025年:102万人）、**2040年には30万人程度まで減少する見通し**。こうした中、**農地の集積・集約化の動きを加速化させ**、農地の大区画化やスマート農業技術の導入等を通じて、「**労働生産性**」を向上することが喫緊の課題となっている。
- 稲作経営では、**1ha以上に大区画化することで**、大型機械の導入が可能となり、**労働時間を大幅に削減できる**。**農業者自らが「畦畔の撤去」といった簡易な整備を行うことで対応できる地区もあり**、それぞれの箇所に応じた**適切な手法で大区画化を進めていくことが重要**である。また、土地改良事業についても、**ICTを活用した情報化施工の取組を進め、省力化・効率化に配慮した工事を行っていくことが重要**である。
- ドローン防除や自動水管理システムなど、**スマート農業機械を活用することで、労働時間の大幅な削減が期待されるが**、経営体としての中長期的な事業計画と統合的な形で導入することが重要である。また、直播や作期分散などの工夫もあわせて行っていくことが必要である。

標準区画※規模別の稲作労働時間

※地区内において基本となる大きさと形の区画

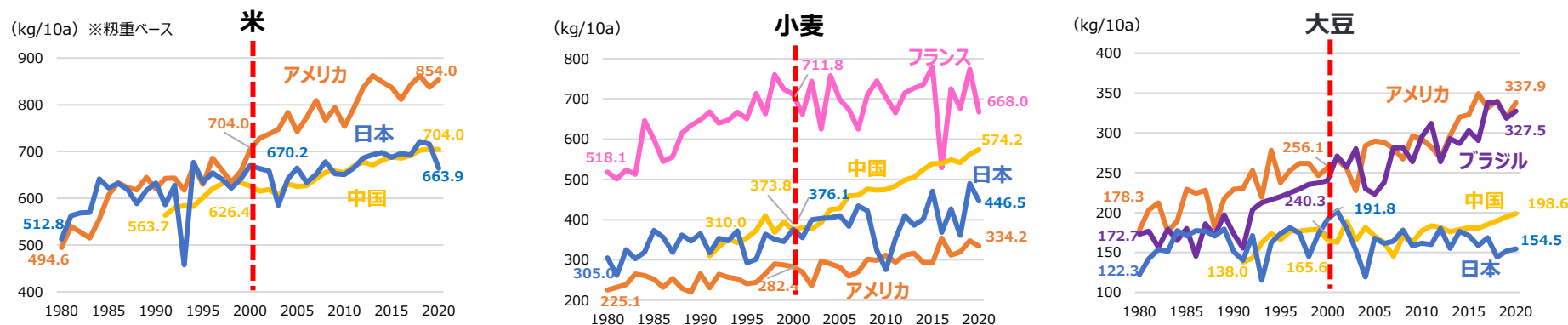


畦畔の撤去



土地生産性の向上

- 米や麦・大豆といった穀物の「**土地生産性**」を見ると、**単位面積当たりの生産量（単収）**について、諸外国では、品種改良や営農技術の向上により、近年も継続的に増加してきたのに対し、**我が国では伸び悩んでいる**。**適地適作の考え方**の下、**品種改良等も含め、単収の増加を図っていくことが重要**である。
- **米について**、かつて単収1トンを超える事例も見られたが、足もとの平均単収は547kg（2025年）に留まっている。中食・外食向けの業務用米が主食用の4割を占める状況となる中で、**食味に偏った生産を見直していくべき**ではないか。
- **作物の付加価値を高めていく視点も大切**である。例えば、実需者と継続的な取引関係を構築し、ニーズ（特定の品種や栽培方法等）と結びついた生産を進めていくことが重要である。また、**穀物から、野菜などの高収益作物への転換を進めていくことも必要**である。



(出所) 国連食糧農業機関「FAOSTAT」(1980年～2020年)

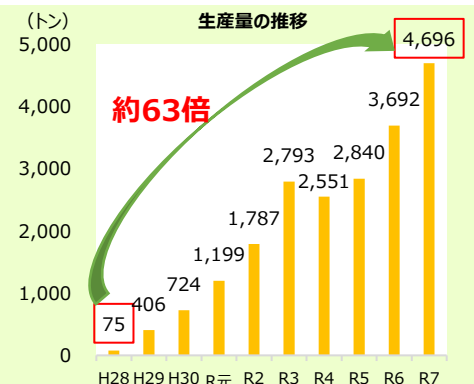
米作日本一表彰事業（1949～1968年）

- 戦後間もなくから昭和43年まで続いた「**米作日本一表彰事業**」では（…）**三人の方が単収1t取りを記録**している。（p.150-151）
- 当時、こうした表彰事業が起爆剤となり、各地で、そして各農家間で、**稲作技術の向上に向けての切磋琢磨**があった。（p.151）
- 追肥をやれば多収になる（…）。しかし、追肥が豊富に与えられると子実のタンパクが高くなり、食味は低下する。**昨今の全国的な食味競争**で、（…）追肥を控えタンパクを上げないような普及活動が徹底している。（p.150）

(出所) 荒幡克己, 2025, 「令和の米騒動: 日本農政失敗の本質」日本経済新聞出版

高収益作物への転換（北海道むかわ町の例）

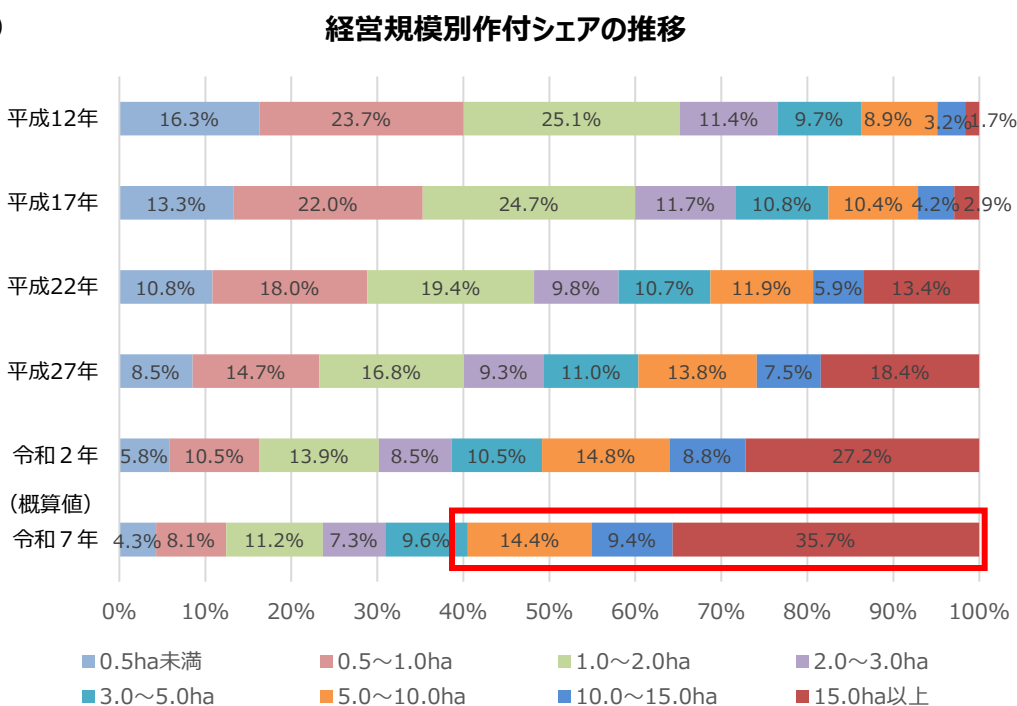
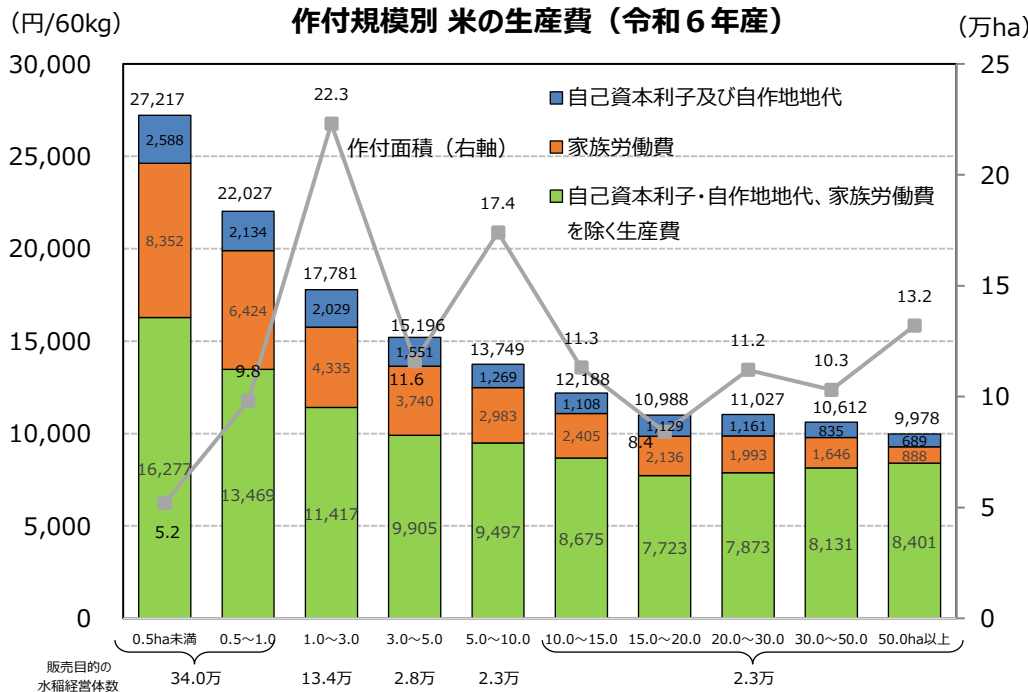
- 北海道むかわ町では、地域の特色である夏の冷涼な気候を活かし、10年ほど前から、**単価の高いブロッコリーの生産が水田も活用して急速に拡大**
- 現在は**収穫量全国トップクラス**の産地に



(出所) 北海道むかわ町より聴き取りに基づき財務省作成

米の生産コスト

- 穀物のうち、**米の生産コストを見ると、作付規模が小さいほど生産コストが大きく**、また、労働費が大きなウェイトを占めている。
- 経営規模別に見ると、5ha以上の経営体は、米を生産する経営体全体の8%、米生産全体の60%を占める状況となっている。**農地の集積・集約化の動きを加速化させ、大規模化を促していく必要がある**。同時に、**労働生産性の向上を通じて、経営体としての農地の引き受け余力を拡大していくことが重要**である。
- 「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月）では、**2030年までに、平均的な生産コストを13,000円/60kg、大規模経営体（15ha以上）の生産コストを9,500円/60kgとすることをKPI**としており、目標達成に向けて、生産コストを着実に低減させていく必要がある。**生産コストの低減は、足もとのエネルギー価格の上昇等の中でも、物価高対策として寄与できる余地が大きい**。



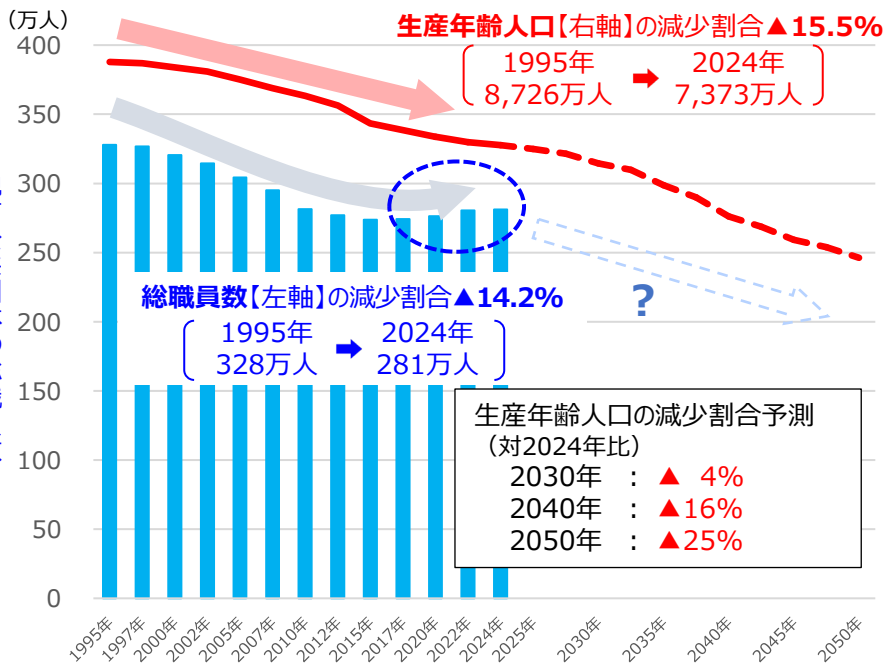
（出所）農林水産省「農産物生産費統計（個別経営体）（令和6年）（組替集計）」、「農業構造動態調査（令和6年）」
 （注）作付面積30ha以上かつ10a当たり資本・利子地代全額算入生産費に対する「賃借料及び料金」の割合が50%以上の経営体を除いた個別経営体の値である。

（出所）農林水産省「農林業センサス」
 （注）平成17年までは販売農家、22年からは農業経営体の値である。

地方自治体の行政の合理化・効率化

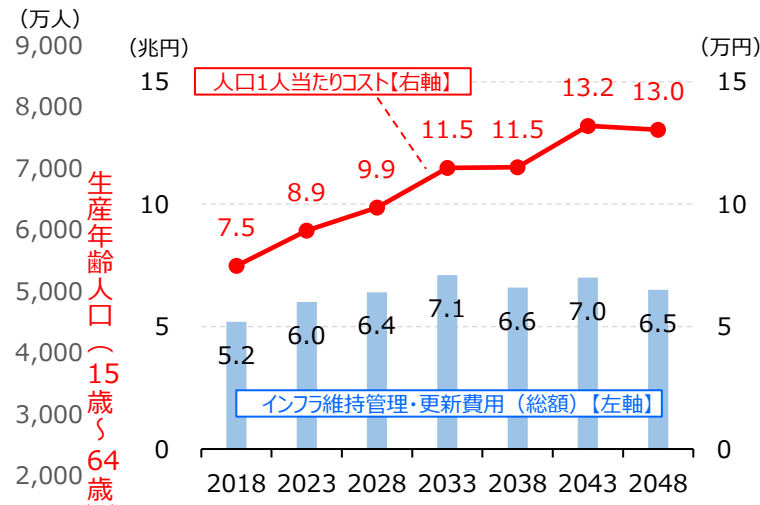
- 1995年以降、約30年間で生産年齢人口が約16%減少し、地方団体の職員数も同程度で減少。2050年には生産年齢人口は約25%減少の見込み。また、人口減少やインフラの老朽化に伴い、人口1人当たりのインフラコストが増加していく見込み。
- 地域社会の担い手の減少が不可避である中で、より少ない職員数で質の高い行政サービスを安定的に提供していくため、徹底した行政の合理化・効率化や既存の行政区域に拘らない広域的な視点でインフラのマネジメントを行っていく必要。さらに、こうした観点から、国・都道府県・市町村間の役割分担などについての検討を進めていくことが重要。

◆地方団体の総職員数と生産年齢人口の推移



(出所) 総務省「地方公共団体定員管理調査」、「人口推計(長期時系列データ)」、「人口推計(各年10月1日現在人口)」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年4月推計)」(出生中位・死亡中位仮定)をもとに作成。
(注) 2024年度までは実績ベース、2025年度以降は将来推計をベース。

◆インフラ維持管理・更新費用の人口1人当たりコスト



(注) 今後の維持管理・更新費用は予防保全を行った場合。
(出所) 総務省統計局「人口推計(平成31年4月報)」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位・死亡中位仮定)、国土交通省資料を基に作成。

◆広域的なマネジメントの例

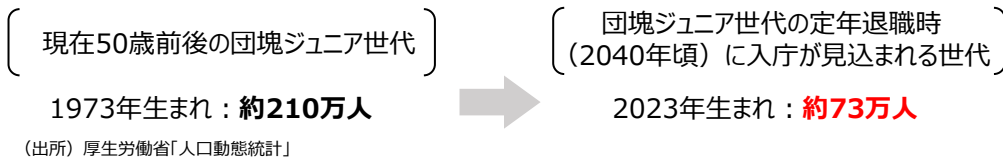


◆第34次地方制度調査会 諮問文 (令和8年1月19日)

地方制度調査会設置法(昭和27年法律第310号)第2条の規定に基づき、次のとおり諮問する。

人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める。

◆出生数の推移

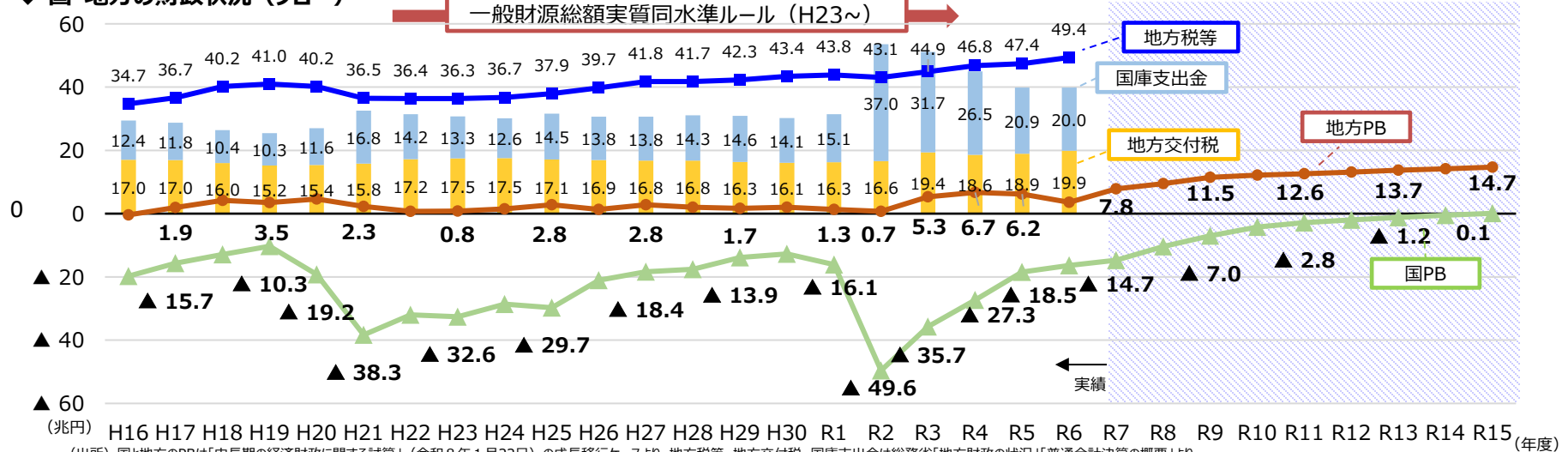


(出所) 厚生労働省「人口動態統計」

地方の財政状況（フロー・ストック）

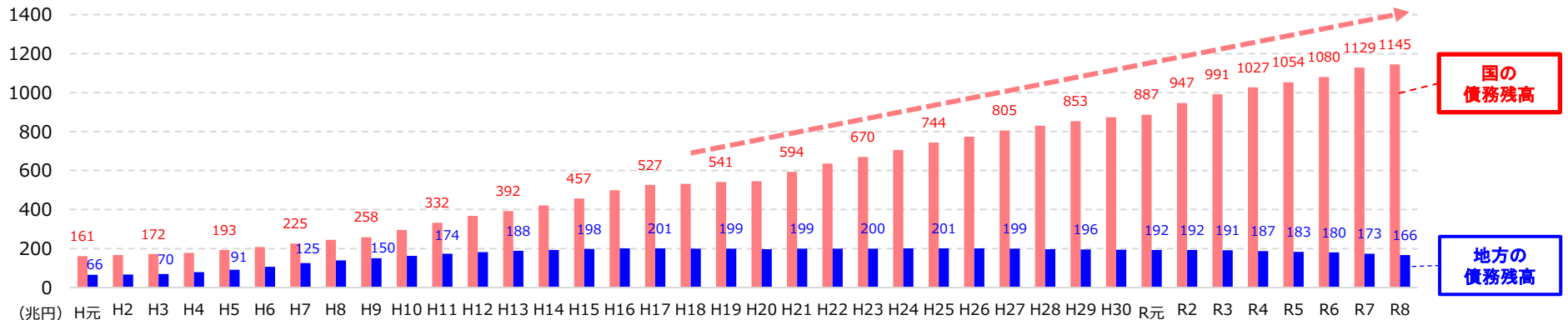
- **フローの財政状況**については、リーマンショック・東日本大震災・新型コロナ対応において**国から地方への手厚い財政移転を実施した結果、国PBは赤字で推移する一方で、地方PBは一貫して黒字を維持している。**
- **ストックの財政状況**については、**普通国債残高は累増の一途をたどっている一方、地方の債務残高は近年では減少傾向。**

◆ 国・地方の財政状況（フロー）



(出所) 国と地方のPBは「中長期の経済財政に関する試算」（令和8年1月22日）の成長移行ケースより。地方税等、地方交付税、国庫支出金は総務省「地方財政の状況」[「普通会計決算の概要」]より。
 (注) 地方税等、地方交付税、国庫支出金は地方の普通会計決算ベース。地方税等には地方譲与税を含む（超過課税、法定外税等を含む）。地方交付税と国庫支出金は、東日本大震災分を含まない。
 国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む、交通安全対策特別交付金は含まない。

◆ 国・地方の債務残高の推移



(出所) 「日本の財政関係資料」、「地方財政計画」、「地方財政の状況」、「最近20カ年間の各年度末の国債残高の推移」等

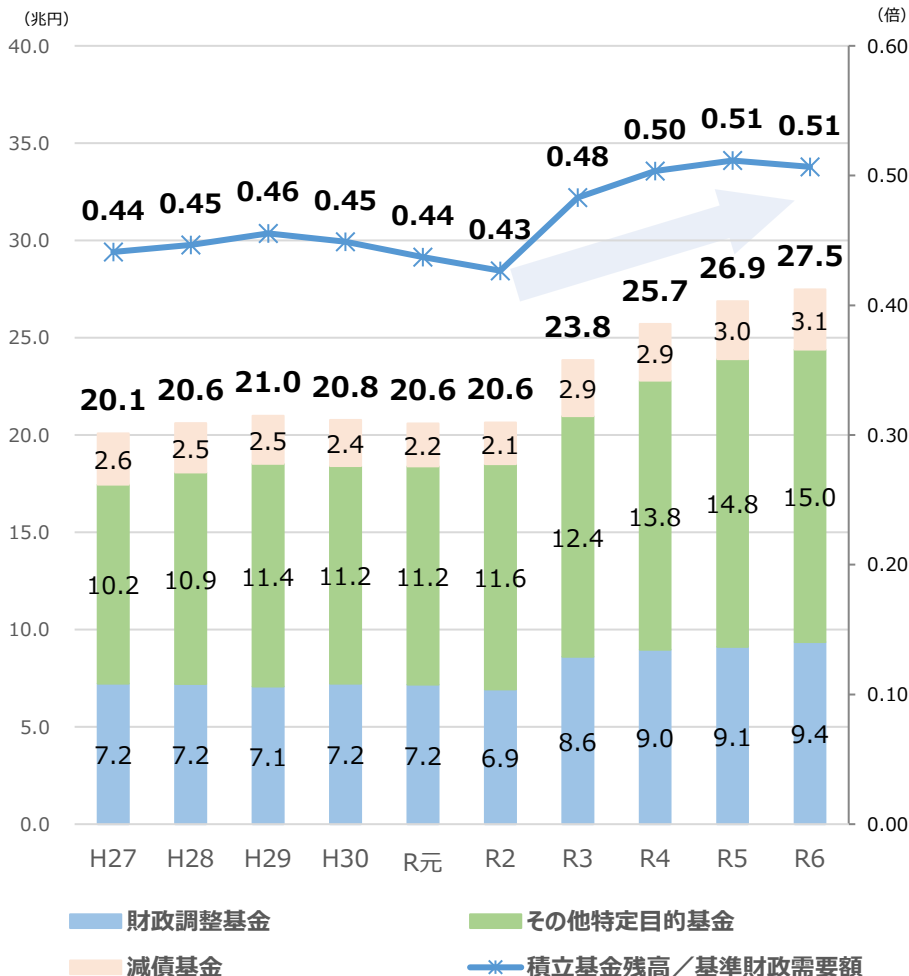
(注1) 普通国債残高は、令和6年度末までは実績、令和7年度末は予算に基づく見込みであり、建設公債残高、特例公債残高及び復興債残高。特例公債残高は、昭和40年度に発行した歳入補填債、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換債、臨時特別公債、減税特別公債、年金特別公債、GX経済移行債及び子ども・子育て支援特別公債を含む。

(注2) 地方の債務残高は、令和6年度までは決算ベース、令和7年度、8年度は地方財政計画等に基づく見込み。

地方の財政状況（基金）

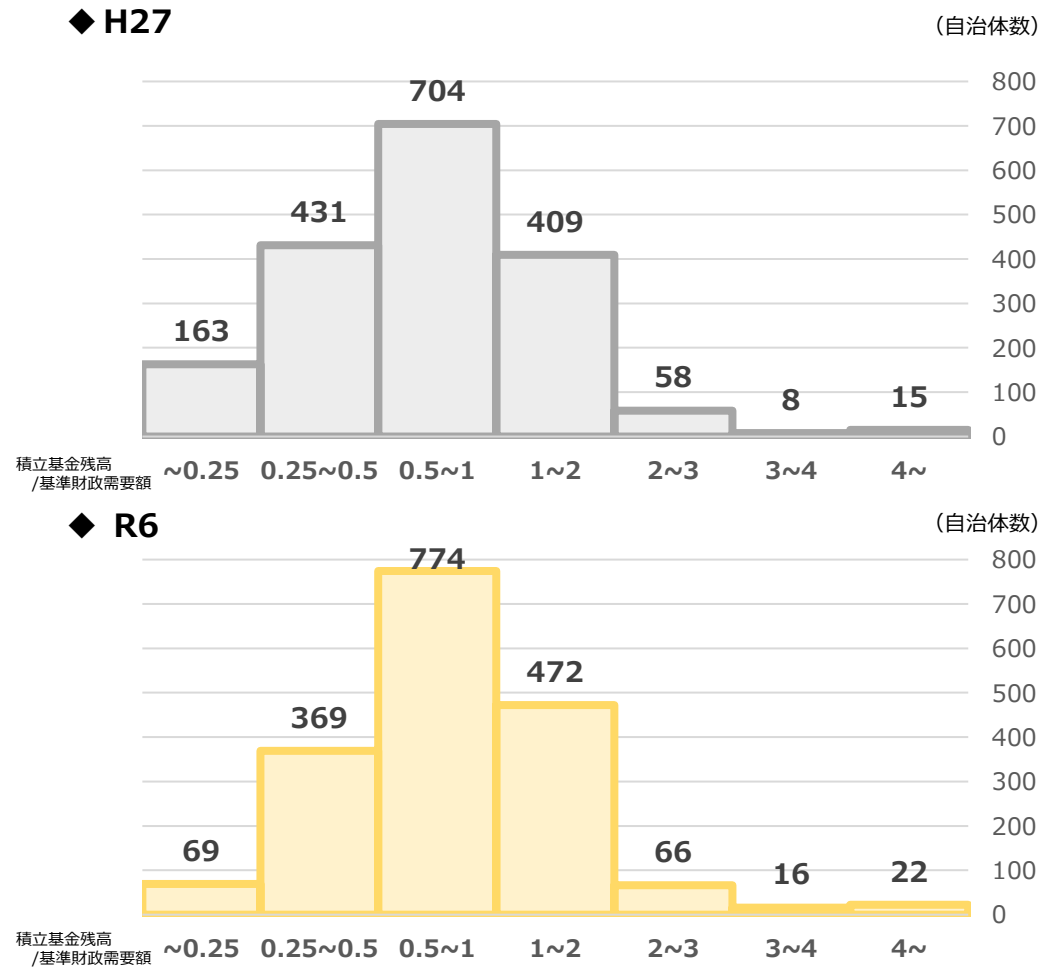
- **地方公共団体全体の基金残高**は足もとで**増加傾向で推移**し、**基準財政需要額との比率では5割超**に達している。財政調整基金・特定目的基金・減債基金のいずれもが**増加傾向**。
- **個別の地方公共団体**で見ても、足もと10年間で、**基金残高の規模（基金残高/基準財政需要額）**が**大きい自治体数が増加**。

【地方公共団体の積立基金残高の推移と
積立基金残高の対基準財政需要額に対する比率の推移】



(出所) 総務省「地方財政状況調査」
(注) 「積立基金残高」は東日本大震災分を除く。

【地方公共団体の積立基金残高の規模の分布
(積立基金残高の対基準財政需要額に対する比率ごとの自治体数)】



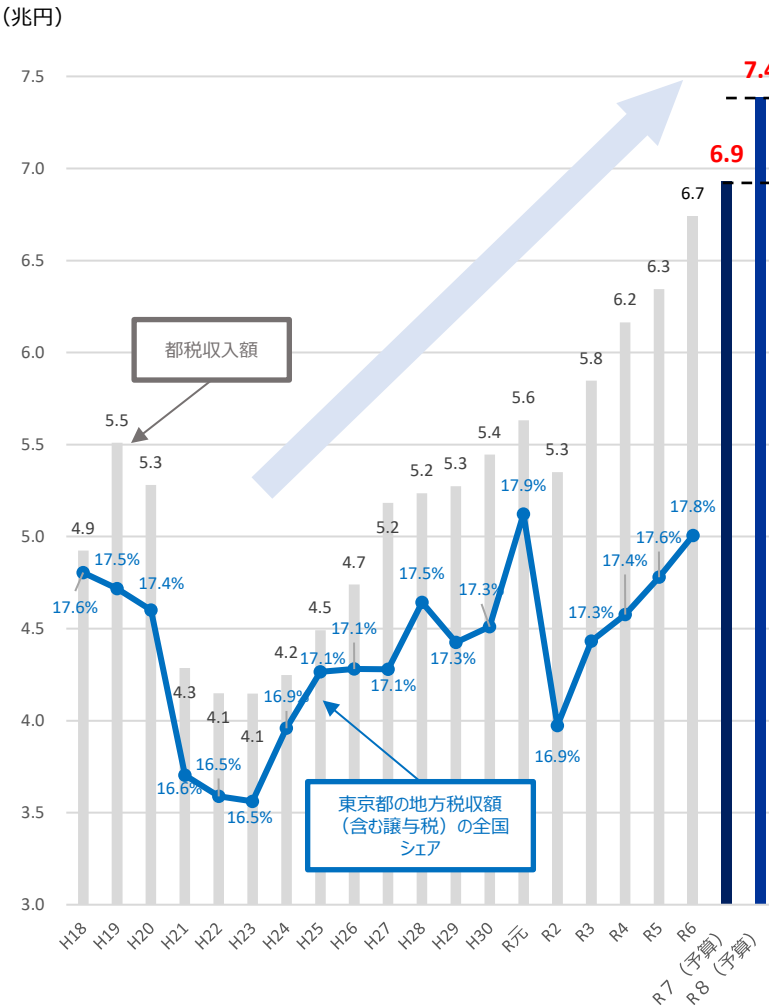
(出所) 総務省「地方財政状況調査」
(注1) 「積立基金残高」は東日本大震災分を除く
(注2) H27はH25~H27の「積立基金残高/基準財政需要額」の平均、R6はR4~R6の「積立基金残高/基準財政需要額」の平均

地方税収の状況

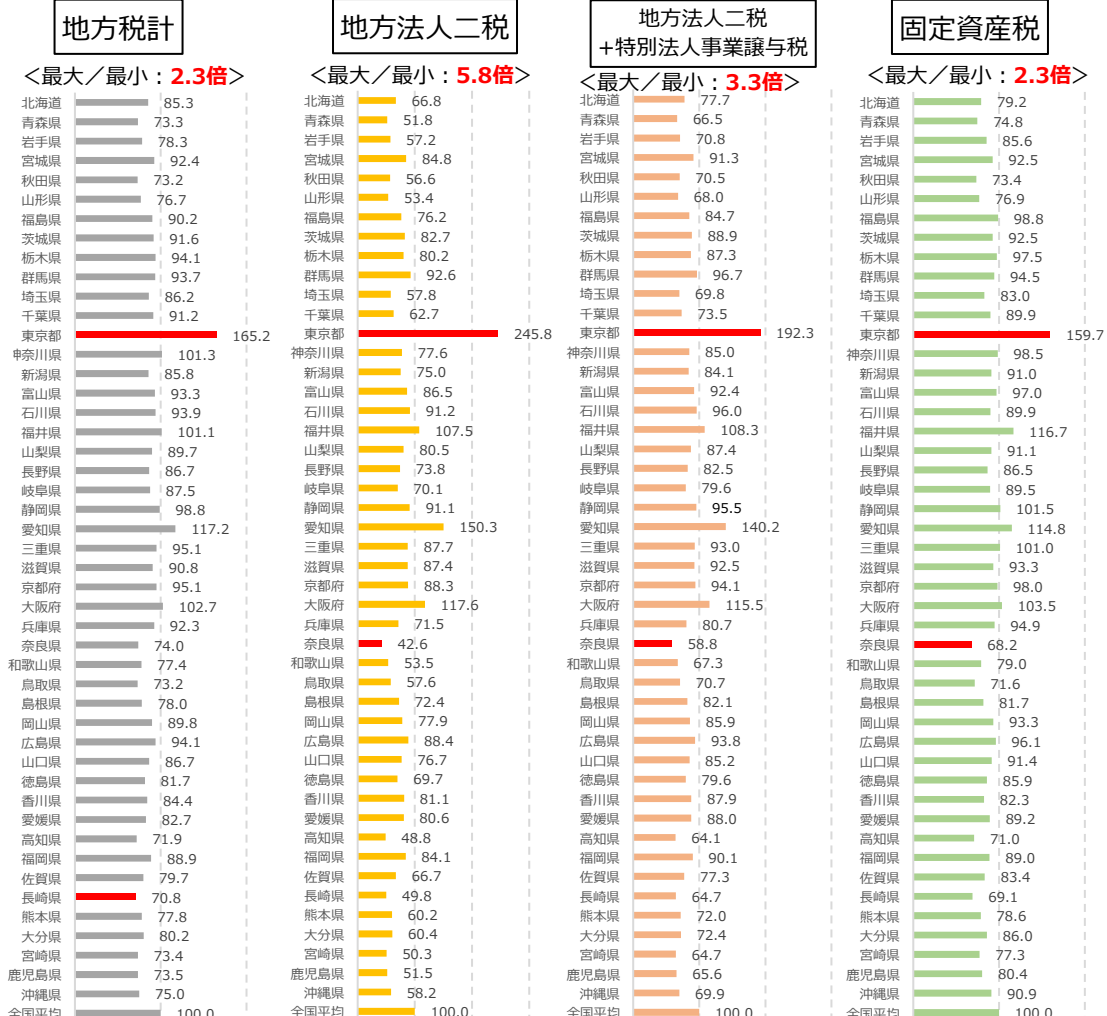
- 足もとの東京都の税収は堅調に増加。直近の令和8年度の税収増の内訳をみると、地方法人二税による増収が最も大きい。
- 人口1人当たりの税収額でみた場合に、地方税全体では最大/最小では2.3倍の格差となっており、中でも、地方法人二税は最大/最小が5.8倍の格差、特別法人事業譲与税を含めても最大/最小が3.3倍の格差と高い水準にある。

【東京都の税収入額及び全国シェアの推移】

【地方税収の状況（R6決算、人口1人当たりの税収額の指数）】



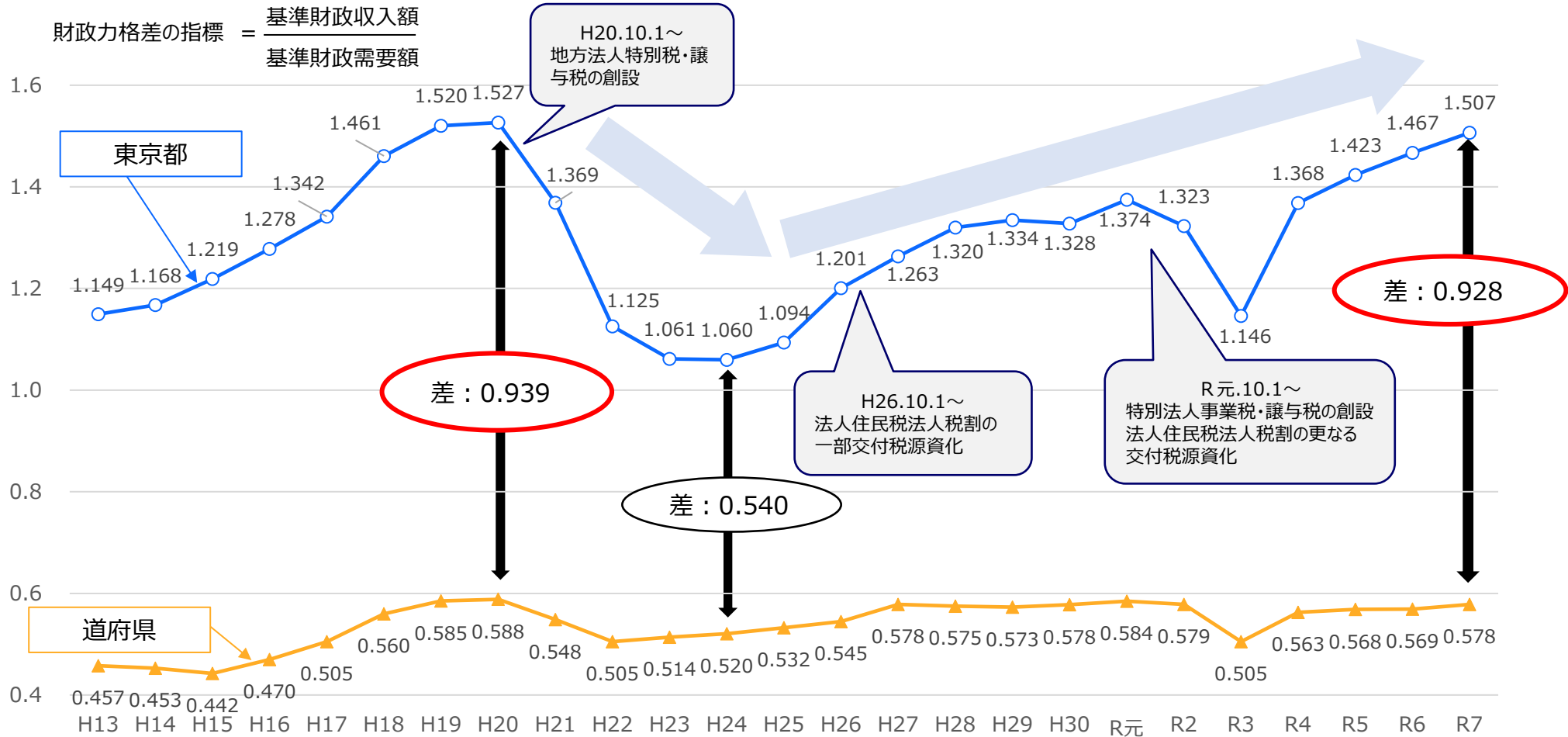
(出所) 東京都「都税収入決算額の推移」、「令和8年度東京都予算概要」等



(注1) 地方法人二税 (法人住民税・法人事業税) の税収は、超過課税等を含まない。 (注2) 人口は令和7年1月1日の住民基本台帳人口。

東京都と東京都以外の財政力の格差①

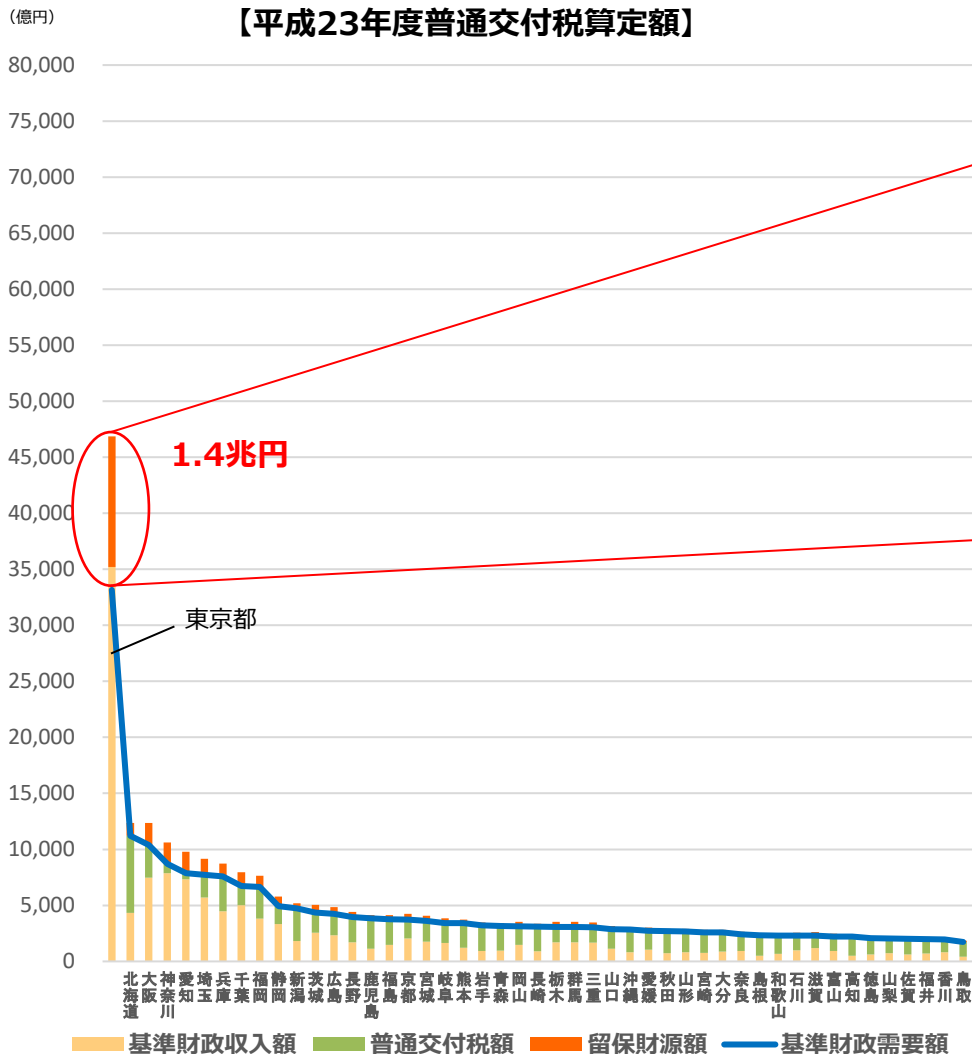
- **税収が増加する局面**では、**地方税源に内在する偏在性**により、**基準財政収入額と基準財政需要額**でみたときの**財政力格差の拡大は不可避**であり、**近年、東京都とそれ以外の道府県の格差は拡大**している。
- **これまで累次の偏在是正措置**が講じられてきたが、**足もとでは偏在是正の取組が始まった平成20年度以前の水準まで拡大**。



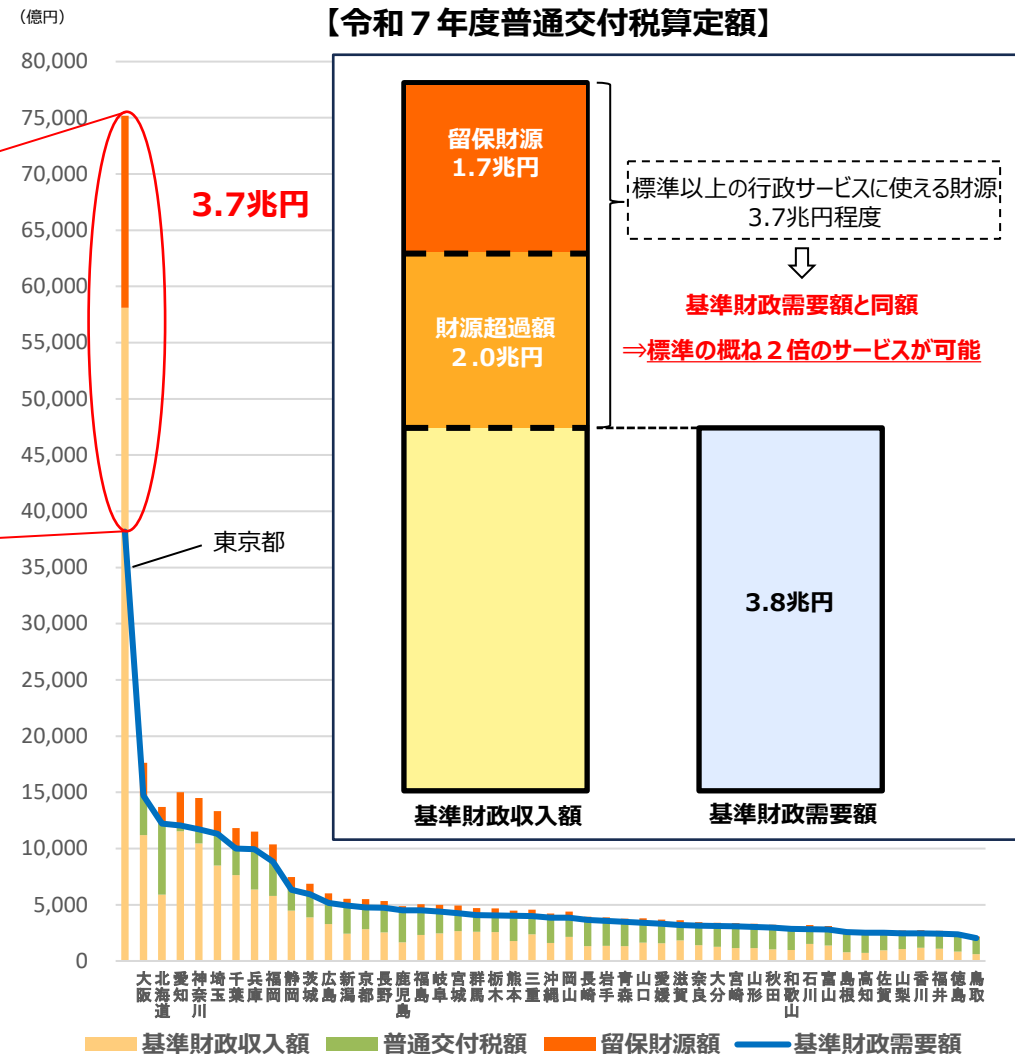
(年度)

東京都と東京都以外の財政力の格差② (都道府県の基準財政収入額・普通交付税額・留保財源等の状況)

- **足もとの令和7年度と、地域間の財政力格差が縮小していた平成23年度を比較すると、東京都(23区を含む)が標準以上のサービスにつかえる財源(財源超過額+留保財源)は、1.4兆円から3.7兆円に拡大。**
- これは、**基準財政需要額の3.8兆円とほぼ同額**であり、**東京都は標準の概ね2倍のサービスが可能**であると言える状況。



(出所)「令和7年度 普通交付税の算定結果等」(令和7年7月29日)等



(注1) 留保財源額は、標準税収入額等及び基準財政収入額から試算した金額。
 (注2) 東京都の数値は、都と特別区の合計。

税源の偏在是正

- **東京都は豊かな財政力を背景に、0～2歳児の保育料無償化、水道料金の無償化**といった施策を打ち出しており、**周辺自治体との行政サービスの地域間格差が拡大**。
- **令和8年度与党税制改正大綱**には、**税源の偏在を是正する追加的な措置として新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするなどの措置の検討**や、**東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税に関する必要な措置の検討**が盛り込まれている。

◆東京都の最近の行政サービスの拡充の例

令和8年度予算案（令和8年2月）

事業名	概要	R 8 予算額
018サポート (R6年1月～)	都内に住む0歳から18歳までの全ての子どもを対象に、 1人当たり月額5,000円を支給 （所得制限なし）	1,203 億円
保育料等無償化 (R5年10月～)	認可保育所等の保育料について、全ての家庭について 年齢や所得にかかわらず保育料等の無償化 を継続	1,101 億円
私立高校等就学支援金・私立高等特別奨学金補助 (R8年4月～)	都内に居住し私立高校等に通う生徒の保護者に対して、授業料への助成として国の就学支援金と合わせて、 都内私立高校平均授業料まで支援 （所得制限なし）	就学支援金 866 億円 特別奨学金補助 80 億円
水道料金に係る基本料金無償臨時特別措置 (R8年4月～)	水道基本料金について、今年の夏季4か月分（5～8月又は6～9月）を無償とする 臨時的な特別措置を実施 ※対象：主に一般家庭での利用が想定される小口径（13mm・20mm・25mm）	部分 13市町村等分 399 億円 9 億円

令和7年度最終補正予算案

事業名	概要	R 7 予算額
子育て応援+（プラス）	実質賃金がマイナスの状況が続く中、子育て世帯を応援するため、東京アプリ生活応援事業の支給対象外である 0歳から14歳の子供に対し、1人当たり11,000円を1回支給	164 億円
暑さ緊急対策	今年の夏を見据え、 高齢者等へのエアコン購入の支援や学校・子供の遊び場における熱中症対策 など、暑さ対策を早期に実施	441 億円

（出所）東京都「令和8年度東京都予算案の概要」「令和7年度最終補正予算（案）」

◆令和8年度与党税制改正大綱（令和7年12月19日、自由民主党・日本維新の会）

第一 令和8年度税制改正の基本的考え方

3. 地方の伸びしろの活用・暮らしの安定

(3) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

地方の活力は、すなわち日本の活力である。地方の伸びしろを活かし、地方の暮らしの安定と活力向上を図るためにも、地方公共団体が、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくことが重要である。

近年、地方税収が増加する中で、令和6年度・7年度の東京都の財源超過額が2年連続で過去最高となるなど、都市・地方の財政力格差が拡大している。

こうした状況を背景に、**行政サービスの地域間格差も拡大しており、東京都と隣接する地方公共団体等からは「地域間格差が看過し得ない水準にまで拡大」との声**が上がっている。

財政力格差や行政サービスの地域間格差は主に地方税源の偏在によって生じている。地方法人課税においては、大法人の本店の東京都への集中が続いていることに加え、東京都のみに納税する法人が増加し、特に資本金50億円以上の大法人においてその割合が高まるなど、税源が東京都に集中する状況が続いている。また、**東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税についても、人口、企業等の集積や都市開発の進展等に伴う近年の大幅な地価上昇によって、全国に占める税収シェアが拡大の一途をたどっている。**

こうした経済社会構造の変化は、企業行動を最適化した結果から生じる構造的な問題であり、今後も進行していくと考えられ、行政サービスの地域間格差の拡大はこの進行を更に推し進めることとなる。

一方で、都市の維持・発展には、地方が担う食料生産やエネルギー供給等の機能が不可欠であり、とりわけ人材の供給という面で見れば、地方で育った若年層の東京都への転出超過は年間約10万人に達しており、これらの人材が都市の活力を支えている。**東京都も含めたわが国全体が将来にわたり持続可能な形で発展していくためには、地方の活力の維持・向上が不可欠であり、都市も地方もお互いに支え合うという基本的考えに立ち、今こそ偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組みを講ずる必要がある。**

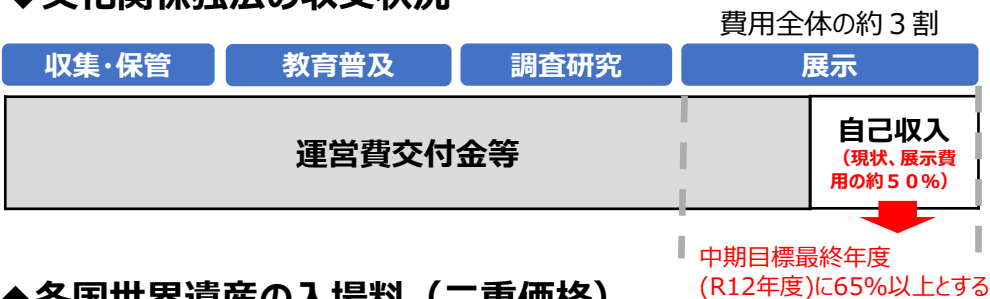
こうした観点から、**特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。**

加えて、**東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、その課税の仕組みや、東京都と特別区の事務配分の特例、都区財政調整制度といった東京都特有の制度への影響等を踏まえつつ、必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得る。**

持続的な文化施設の運営（文化関係独法の中期目標・計画）

- 文化関係独立行政法人※が運営する我が国の国立美術館・博物館は、各館の展示事業に係る自己収入比率が低い状況。
※（独）国立美術館、（独）国立文化財機構、（独）国立科学博物館
- このような状況を踏まえ、今年度から開始された文化関係独立行政法人の中期目標・計画（R12まで）においては、法人全体の「**展示事業に係る自己収入の割合**」について**R12年度までに65%**の目標が設定され、さらに、**次期中期目標・計画期間中（R17年度まで）に100%**を目指すこととされた。また、当該割合が**R11年度までに4割を下回っている**等社会的に求められている役割を十分に果たせないと考えられる館については、**再編の対象**とすることとされている。
- この目標の達成のため、中期計画には、以下のような取組が進められることが記載されたところであり、諸外国の取組も踏まえつつ、**国立博物館や美術館の経営を持続可能かつ強固なものとし、我が国が保有する貴重な国民的財産である文化財を将来世代に着実に引き継いでいくことが重要。**
 - 多様で質の高い鑑賞機会を持続的に確保する観点からの、**各館における入場料の引き上げ及び二重価格の導入**
 - 来館動機につながるような重要文化財等の**著名な所蔵作品**について、**展示期間の拡充を含め所蔵作品展の強化**
 - **夜間開館の充実**など開館時間の弾力化
 - 自己収入の増額分の金額を**自動的に運営費交付金から減額しない**

◆文化関係独法の収支状況



◆各国世界遺産の入場料（二重価格）

入場料比較	自国民	非居住者
姫路城	2,500 円 ※姫路市民のみ1,000円	2,500 円
ペトラ遺跡（ヨルダン）	1 JOD (212円)	50 JOD (10,600円)
ピラミッド（エジプト）	60 EGP (213円)	700 EGP (2,485円)
タージ・マハル（インド）	50 INR (90円)	1100 INR (1,980円)
ルーヴル美術館（フランス）	【EU圏内】 22 € (約4000円)	【EU圏外】 32 € (約5900円)

◆2025年世界博物館来館者数

- 1位 ルーヴル美術館（905万人）
- 2位 バチカン美術館（693万人）
- 3位 韓国国立中央博物館（651万人）**
- 4位 大英博物館（644万人）
- 5位 メトロポリタン美術館（598万人）
- ⋮
- 23位 東京国立博物館（258万人）
- ⋮
- 43位 国立西洋美術館（165万人）
- ⋮

（出所）美術専門メディア アート・ニューズペーパー調

韓国国立中央博物館は、KPOPを題材にした人気アニメのキャラクターの原案となった民画のグッズを販売するなどの取組により、来館者数が2024年の379万人から2025年には651万人へと70%以上急増。

- 高等教育の規模の適正化に当たっては、将来**人材不足が予測される理工系分野の定員とともに**、人材の需給ギャップの程度や我が国の経済成長等に資する観点等を踏まえ**対象分野を重点化することなどにも留意**が必要。
- その際の参考となる推計として「**2040年の就業構造推計**」（産業構造審議会部会における経済産業省提出資料）が存在するが、参考とするに当たり、例えば、**以下の点に留意が必要**。
 - ① 実際の人材需要は、DX・GX関連施策による**産業構造の転換の進捗状況等を踏まえつつ、随時検証**する必要
 - ② 理系人材約120万人不足というマクロの数値のみにとらわれず、**分野毎にきめ細かに高等教育の規模適正化を検討**する必要
 - ③ 人材需要の「数」のみに着目するのではなく、我が国の産業構造の転換のために求められる「**質**」を具備した**人材の育成**が必要

「2040年の就業構造推計」の概要・特徴

①推計の前提

DX・GX等の推進を通じ、2040年にかけて産業構造の転換が実現されることを前提とした推計を実施。

②推計結果：学歴間の人材需給

- ・大卒・院卒理系はマクロで約120万人の不足と試算。
- ・一方、余剰が推計されている分野も存在。例えば、「情報通信業」については、AI・ロボット等を担う人材を含め人材余剰となると推計。

③分野別の成長シナリオを合わせて策定

- ・本推計に当たり、定量的な試算だけではなく、その前提となる分野毎の成長シナリオが合わせて策定されている。
- ・その中で、DX分野においては、例えば、ITベンダー企業はITシステムの作り込みではなく、デジタルプラットフォーム型ビジネスへの事業構造の転換を行う必要があるとされている。

高等教育の規模の適正化の参考とする際に留意すべき点（例）

実際の産業別の人材需要は、現時点での推計結果のみにとらわれず、DX・GX関連施策による産業構造の転換の進捗状況等を踏まえつつ、随時検証する必要がある。

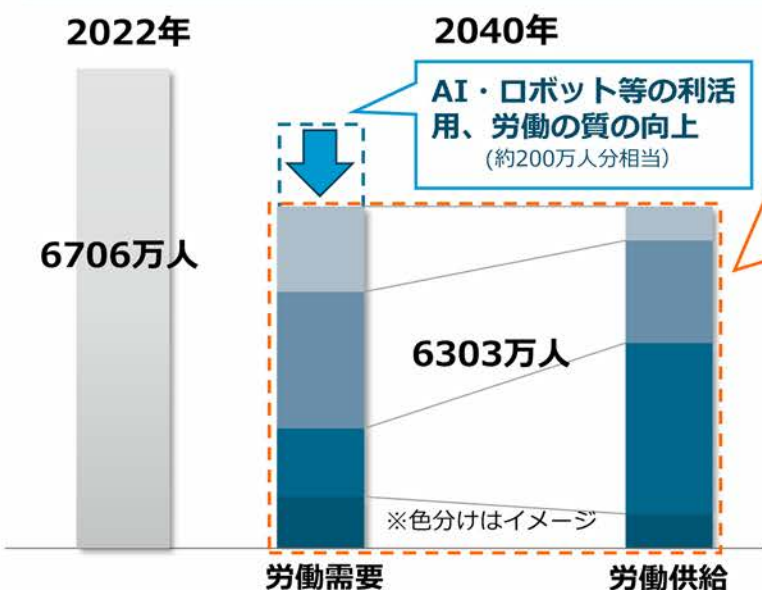
大卒・院卒理系120万人不足というマクロの推計結果のみにとらわれず、分野毎にきめ細かに高等教育の規模の適正化を検討する必要がある。

単に、推計された人材需要の「数」のみに着目するのではなく、我が国の産業構造の転換のために求められる人材の「質」についても分野別に議論し、それに沿った人材育成を行う必要がある。

2026年3月5日
産業構造審議会経済産業政策新機軸部会
経済産業省提出資料

2040年の就業構造推計（改訂版）の概要

- 2040年に十分な国内投資や産業構造転換が実現する場合^(注)、人口減少により就業者数は約6700万人^(2022年)から約6300万人となるが、AI・ロボット等の利活用やリスキング等により労働需要が効率化され、全体で大きな不足は生じない。
- 一方で、職種・学歴・地域間では需給ミスマッチが生じるリスクがあり、事務職^(約440万人)や文系人材^(約80万人)が余剰、AI・ロボット等利活用人材^(約340万人)を含む専門職や現場人材^(約260万人)、理系人材^(約120万人)が不足する可能性。



職種別	専門職		事務職	現場人材	
	うち AI・ロボット等の利活用を担う人材	うち 生産工程従事者		うち 生産工程従事者	うち 生産工程従事者
2040年需給ミスマッチ	-181万人	-339万人	437万人	-260万人	-206万人
2040年需要数/供給数	1867万人/1686万人	782万人/443万人	1039万人/1476万人	3283万人/3023万人	731万人/525万人
2022年就業者数	1288万人	236万人	1455万人	3637万人	835万人

学歴別	高卒 (普通科)	高卒 (工業科)	高専卒	大卒・院卒 理系	大卒・院卒 文系
2040年需給ミスマッチ	32万人	-91万人	-15万人	-124万人	76万人
2040年需要数/供給数	778万人/810万人	538万人/448万人	77万人/62万人	899万人/775万人	1549万人/1625万人
2022年就業者数	899万人	534万人	64万人	689万人	1678万人

(注) 2025年6月経済産業省産業構造審議会経済産業政策新機軸部会「第4次中間整理」における2040年の産業構造推計（新機軸ケース）を前提としている。また、2022年就業者数は、総務省「就業構造基本調査」（令和4年度）、文部科学省「学校基本調査」（令和4年度）の調査票情報を基に経済産業省が独自に作成・加工して利用しており、提供主体（総務省、文部科学省）が作成・公表している統計等とは異なる。

(注) 職種分類は令和4年就業構造基本調査で用いた職業分類（総務省）による。「専門職」は、専門的・技術的職業従事者を指す。うち「AI・ロボット等の利活用を担う人材」は、機械技術者やその他の情報処理通信技術者等の職種を集計。「現場人材」は、生産工程従事者、建設・採掘従事者、サービス職業従事者等の職種を集計。学歴は学校基本調査上の学部学科コードを元に分類（「院卒」には修士卒・博士卒を含む）。なお、右表には主要な項目のみ掲載しているため、ミスマッチ数の合計はゼロにならない。

高等教育の質の向上と規模の適正化①（18歳人口と大学数）

- 第二次ベビーブーム世代により18歳人口がピークを迎える平成初頭まで、**大学数は18歳人口に連動する形で増加してきたが、18歳人口が減少に転じて以降も、増加傾向が継続（令和8年度も新たに複数大学が開学予定）**。このような中、**大学の運営費等に対しては継続的に国費を投入**。
- その結果、R6(2024年)には、H元(1989年)と比較して、**18歳人口が約89万人減少(▲45%)した反面、大学数は314校増加(+63%)**。仮に、H元(1989年)以降において、大学数が18歳人口に連動していた場合、R6(2024年)時点の大学数は276校程度となるところ、足もとの大学数（813校）はこれを540校程度も上回る水準となっており、我が国の**学生当たりの高等教育機関数は主要国の中でも特に多い**状況。

◆18歳人口・大学数の変化

	H元 (1989年)	R6 (2024年)	
18歳人口	198万人	109万人	▲89万人 (▲45%)
大学数	499校	813校	+314校 (+63%)

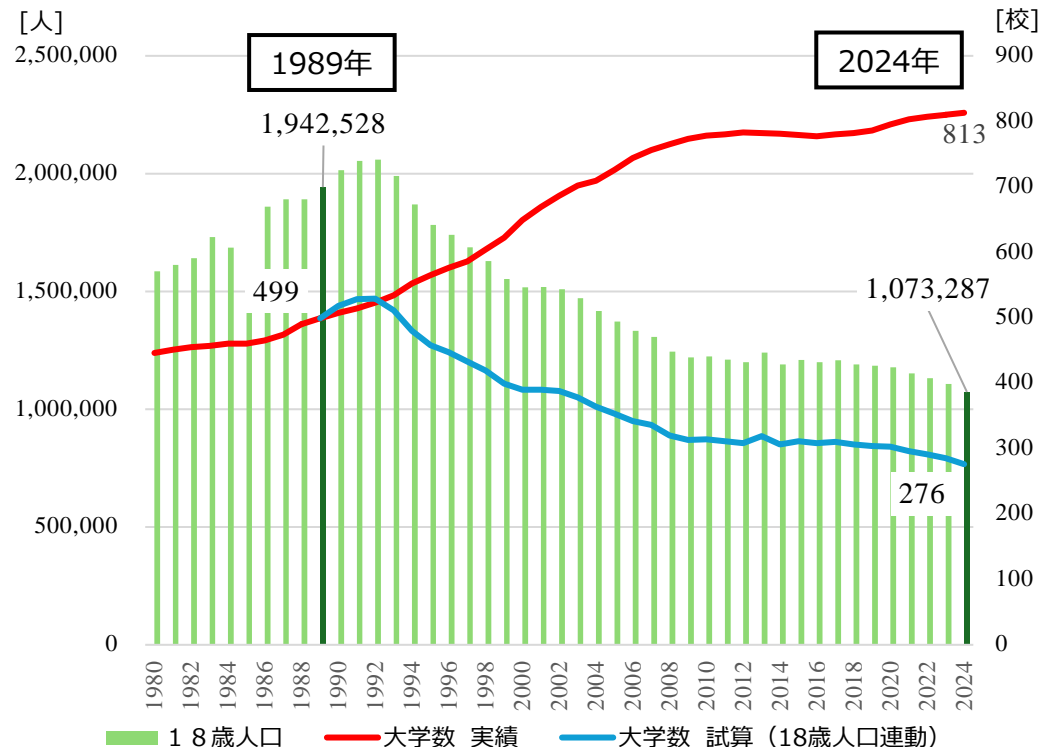
(出所) 総務省「人口推計」、文部科学省「学校基本調査」

◆学生10万人当たりの高等教育機関の国際比較

日本 (2024)	アメリカ (2021)	イギリス (2022)	ドイツ (2022)	フランス (2022)
31	19	14	10	5

(出所) 文部科学省「諸外国の教育統計」

◆18歳人口・大学数の推移等



(出所) 文部科学省「学校基本調査」

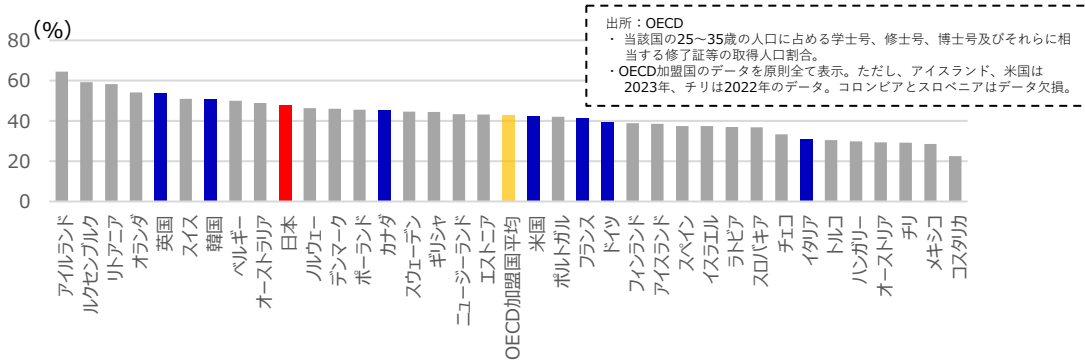
※ 本図において18歳人口は、3年前の中学校・義務教育学校・特別支援学校（中学部）卒業者数及び中等教育学校前期課程修了者数を指す。

高等教育の質の向上と規模の適正化②（学位取得に係る質の確保）

- これまで**18歳人口が減少する中でも、大学数が増加した結果、進学を選択する学生も増加（進学率が向上）**。それに伴い、**若年層の学位保持率はOECDの中でも既に高い水準**。
- また、大学数が増加した結果、**足もとでは半数を超える私立大学が定員割れする状況**。定員充足率だけで教育の質を判断できるわけではないものの、定員割れ私立大学の中には、義務・中等教育で学ぶような内容の授業が行われている大学も見受けられるところであり、**学位取得者の一定の質を確保するためにも、大学の規模の適正化を進めるべきではないか**。

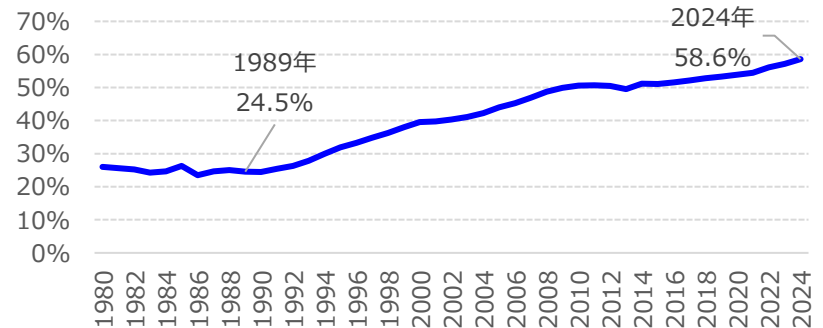
◆若年層の学位取得率

（2024年時点 25～34歳の人口当たりの学位及び学位相当の修了証等の取得率）



◆我が国の大学進学率の推移

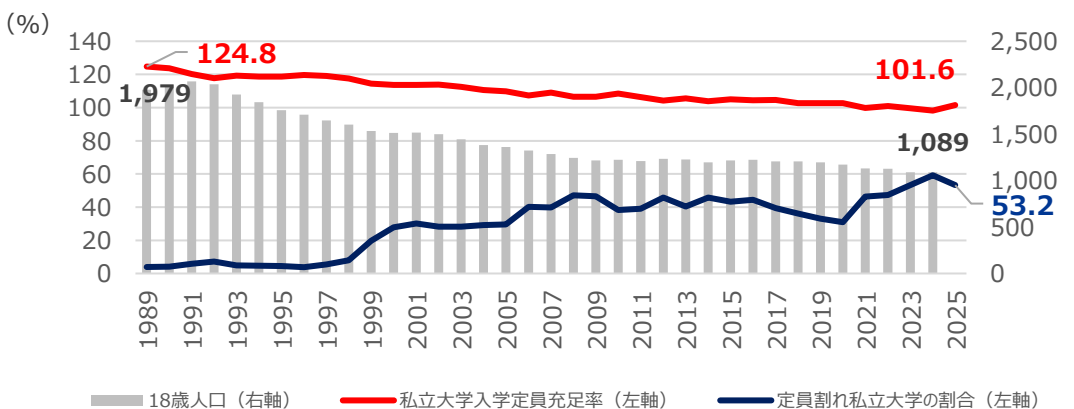
（18歳人口に対する大学進学者数の割合）



（出所）文部科学省「学校基本調査」

※ 本図において18歳人口は、3年前の中学校・義務教育学校・特別支援学校（中学部）卒業者数及び中等教育学校前期課程修了者数を指す。

◆私立大学入学定員充足率・定員割れ私立大学割合の推移



（出所）総務省「人口推計」、日本私立学校振興・共済事業団「令和7（2025）年度私立大学・短期大学等入学志望動向」
 （注）18歳人口は、各年10月1日時点。入学定員充足率は、入学者数/入学定員。定員割れ大学は、入学定員充足率が100%未満の大学。不交付となった学部は分析対象としていない。

◆定員割れ私立大学における授業の例

（各大学がHPで公表しているシラバスより抜粋・編集）

数学

- ・**四則演算から始める**。社会に出れば**パーセンテージ等の計算**は日常茶飯事。少し背伸びして微分などの理解も。
- ・数の取り扱いの基本を身につける。（**四則演算、約数、倍数等**）
- ・**方程式や不等式の取扱い**の基本を身につける。

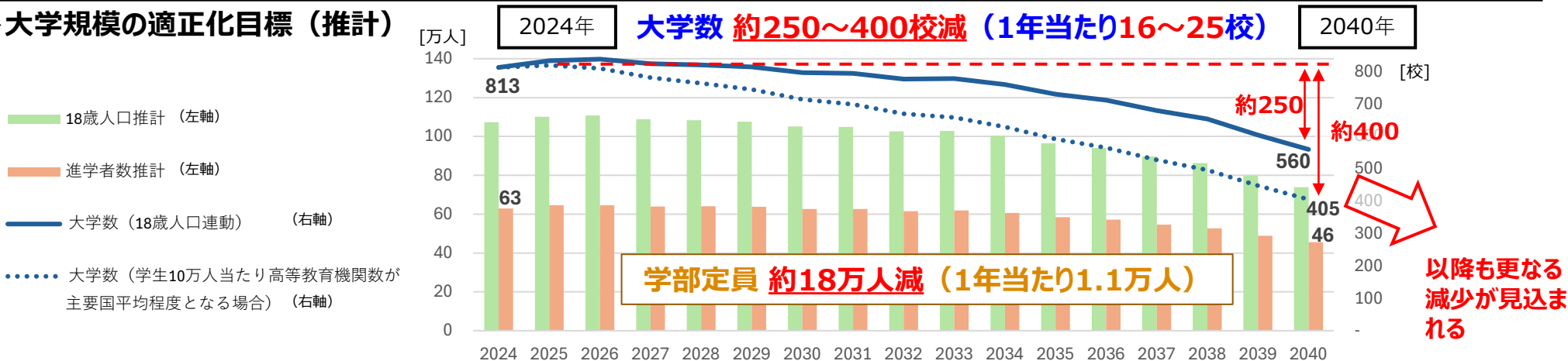
英語

- ・**文型の基本とbe動詞の基本的な機能を整理**し、身近な事柄を英語で表現してみる。
- ・**現在形の基本を整理**し、身近な事柄を英語で表現してみる。
- ・**現在形と過去形の違いを学び**、身近な事柄を英語で表現してみる。

高等教育の質の向上と規模の適正化③（人口減少を踏まえた大学規模の適正化）

- 大学における教育・研究の質の確保の観点から、**少なくとも、今後は、大学数と学部定員について、18歳人口の減少に対応する規模に適正化していくべきではないか。**このような対応を行う場合、2040年までに、**少なくとも学校数は250校※程度、学部定員は18万人程度の縮減が必要**と推計される。 ※ その上で、さらに学生10万人当たりの高等教育機関数を米、英、独、仏、韓の平均値（約22校）まで一定のペースで減少させると仮定した場合は約400校程度となる。
- 18歳人口の減少が更に加速化するのは2035年以降ではあるが、仮に、2040年までに一定のペースで規模の適正化を図る場合は、**国立大学の学部定員は年間1,700人程度、私立大学の学校数は少なくとも年間16校、学部定員は年間8,700人程度**の縮減が必要となると推計される。
- 大学の円滑な撤退等を可能とする仕組みや条件を整えつつ、**経営体力がある段階での撤退等を促すべきではないか。**同時に、将来**人材不足が予測される分野やイノベーション創出を通じた経済成長に資する分野等の学科・大学に対しては重点的に支援していく必要。**

◆ 大学規模の適正化目標（推計）



（出所）文部科学省「学校基本調査」、文部科学省「大学進学者数等の将来推計について」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）（出生低位・死亡低位）」、文部科学省「諸外国の教育統計」。2024年の18歳人口及び進学者数は実績値（18歳人口は3年前の中学校・義務教育学校・特別支援学校（中学部）卒業者数及び中等教育学校前期課程修了者数）。大学数（18歳人口連動）は、2024年の大学数の実績値に、同年の18歳人口（同上）に対する18歳人口の推計値の割合を乗じて算出。大学数（学生10万人当たり高等教育機関数が主要国平均程度となる場合）は、学生10万人当たりの高等教育機関数を2040年にかけて、米、英、独、仏、韓の足下の平均値まで一定のペースで減少させると仮定し、大学数（18歳人口連動）に当該減少割合を乗じて算出。なお、その際、仏の高等教育機関数にはグランゼコールを、独には専門大学を含めた。

<国公立大学>

	2024年	2040年
大学数※	189校	188校※
学部定員	13万人	9.4万人（▲3.6万人）
うち国立	9.6万人	7.0万人（▲2.7万人）

➡ 1年当たり約1,700人減（国立）

<私立大学>

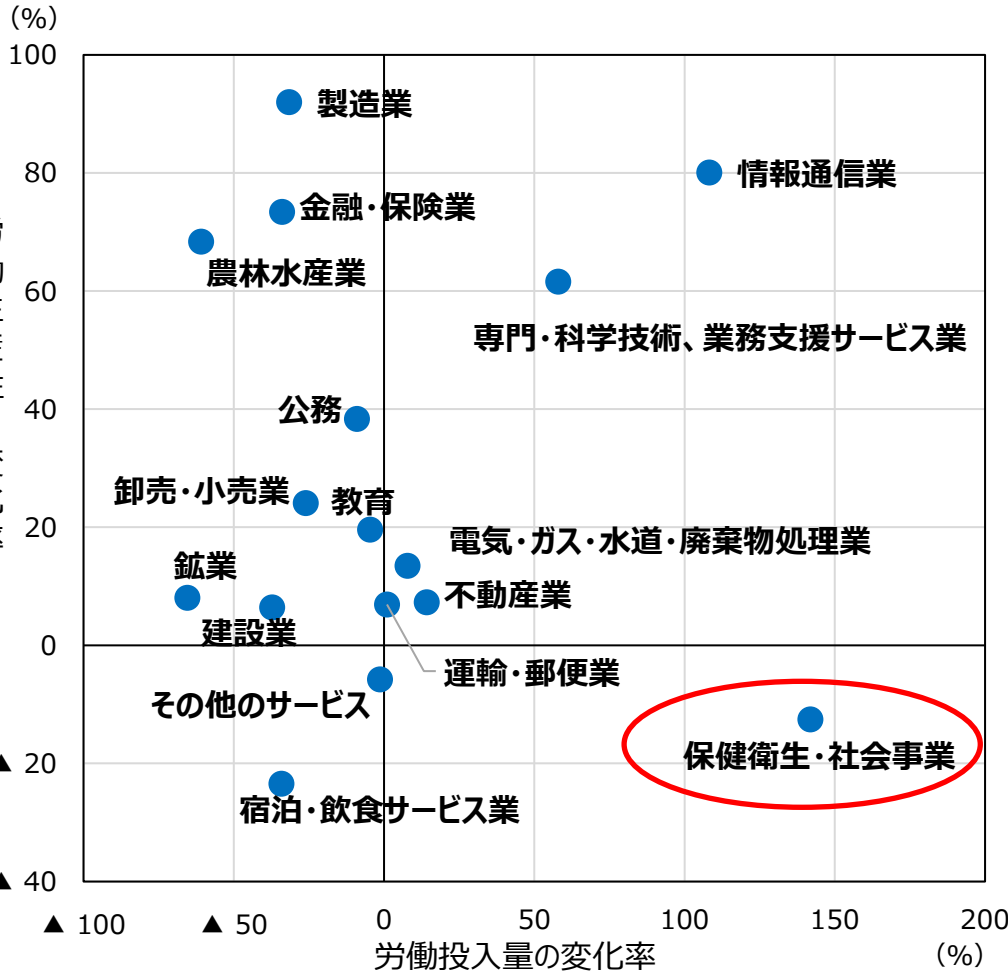
	2024年	2040年
大学数	624校	372~217校 （▲252~▲407校）
学部定員	50万人	36万人（▲14万人）

➡ 1年当たり約16校、8,700人減

※ 2024年10月の東京工業大学と東京医科歯科大学の統合による減。その他、国公立大学は各地方の高等教育の拠点としての機能を担っていることから、大学数については現状（国立85校（東工大・医科歯科大の統合後）、公立103校）が維持されるものと仮定。

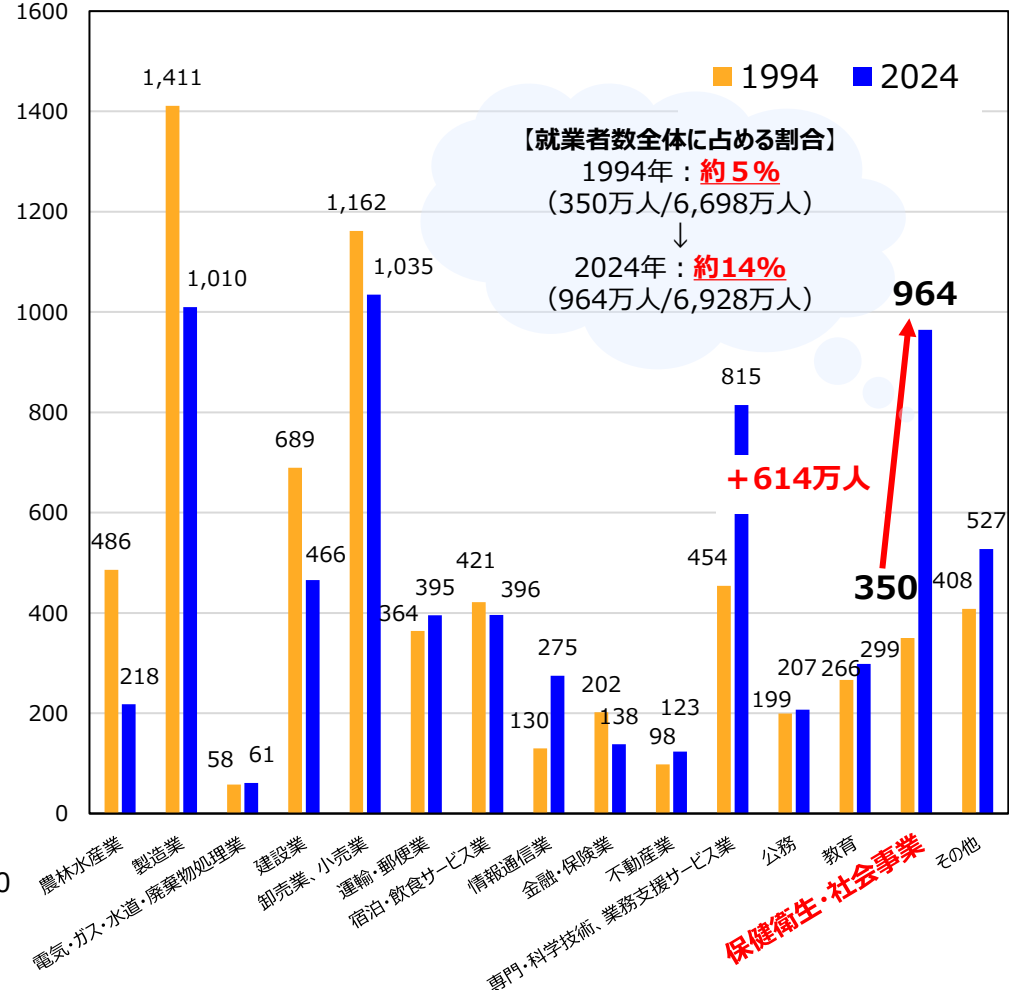
○ **（医療・介護を含む）保健衛生・社会事業については、1994年から2024年の間で、労働生産性は低下している一方、就業者数は350万人から964万人へと全産業中最大の伸びとなっている（就業者総数の約19人に1人（約5%）→約7人に1人（約14%））。医療・介護産業への労働投入の増加は際立っている。**

◆労働生産性と労働投入量の変化率（1994年→2024年）（再掲）



◆就業者数の変化

総数：1994年約6,698万人⇒2024年約6,928万人（+230万人）



(出所) 内閣府「国民経済計算」

(注) 労働生産性=実質付加価値額÷(就業者数×平均労働時間)で計算。賃金=雇用者報酬(名目)÷雇用者数で計算。

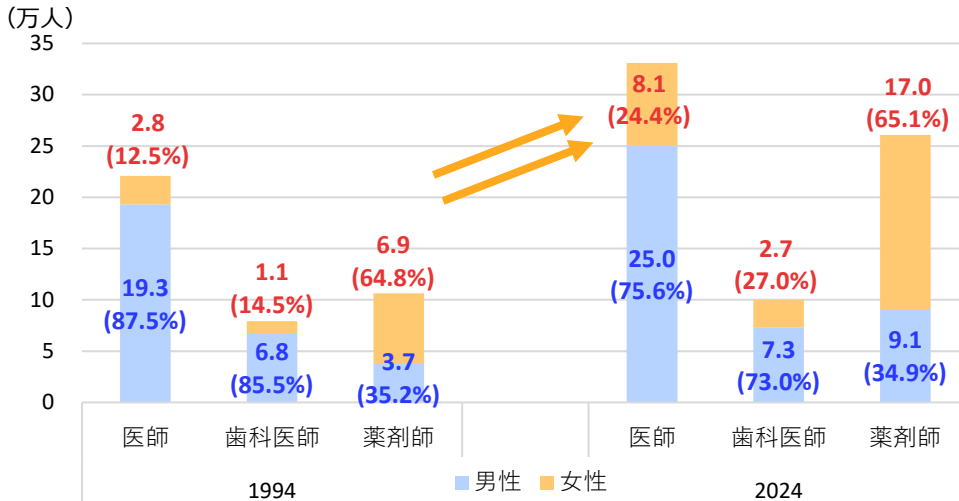
(出所) 内閣府「国民経済計算年次推計」

(注) 保健衛生・社会事業には、医療・介護業務のほか、こどもの保育や保健所の業務なども含まれる。

医療分野への理系人材の配分の在り方

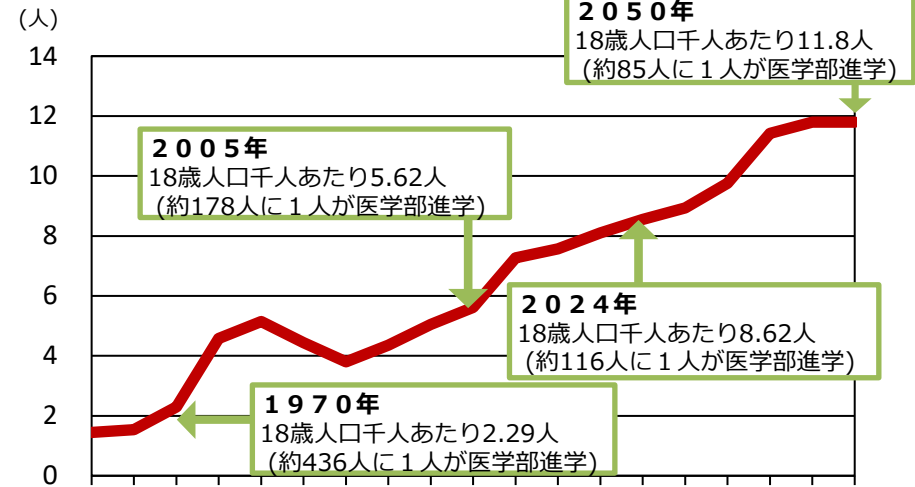
- 医療分野の専門職である**医師・歯科医師・薬剤師は、いずれも総数が増加**しており、**特に女性の伸びが顕著**。また、**理系の高等教育を受ける人材の3分の1**、**特に女性については6割が保健分野の学問を専攻**している状況。
- 人口減少が続く中で、特定の業種・分野に人材が偏ることは、**他分野への専門人材の供給に影響を及ぼしている**ことが懸念される。例えば、医学部については、足もとの医学部定員が今後も維持された場合、2050年には約85人に1人（1970年の約5倍）が医学部に進学する見込み。こうした状況が、**理系分野の高等教育を受ける人材の配分の在り方**として課題がないか、**社会経済全体の発展・成長に向け、希少な人材を最大限に有効活用する観点**から検証が加えられるべきではないか。

◆ 医療機関・薬局に勤務する医師・歯科医師・薬剤師数の変化



(出所) 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」

◆ 18歳人口千人あたりの医師養成数



(出所) 厚生労働省「第2回医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会」(2024年2月26日) 資料を一部加工

◆ 理系大学生に占める保健系学科の割合

- ✓ 2025年における大学1年次在籍学生では、理系（理学・工学・農学・保健・教養課程（理系））の学科に在籍する学生の約36%が保健系（医学・歯学・薬学・看護学等）の学科に在籍。更に、女性では理系のうち約60%が保健系の学科に在籍。

	全体	男性	女性
理系学科に占める保健系学科在籍者の割合	36.2%	20.0%	59.9%
総数に占める保健系学科在籍者の割合	11.9%	1.8%	17.2%

(出所) 文部科学省「令和7年度学校基本調査」に基づき財務省において算出。

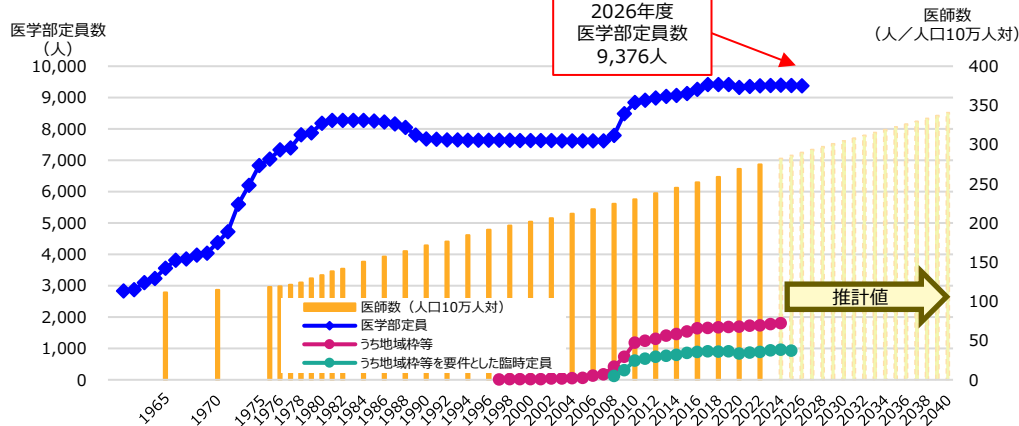
◆ 第204回国会参議院厚生労働委員会第11号

(2021年4月22日) 議事録 (抄)

- 厚生労働大臣：（前略）一方で、確かに医師自体がそんな年間数十万人も生まれている子供の中の何割には達しないと思いますが、これはよく我々、まあ自分の地元の地方である話なんです、やっぱり優秀な人材が医師になるんですよ。**有能な人材が医師を目指すことによって、例えばもっと理学や工学等々でいろんな技術革新をしていくような方々が医師に取られていく**というような、そういう教育現場で嘆く方々はおられます。ですから、そういう意味も含めて、**優秀な人材が医師に流れることによっていろんな経済成長、発展の場を失っているのではないかと**いうようなことも声としてはあるのは事実だというふうに思います。

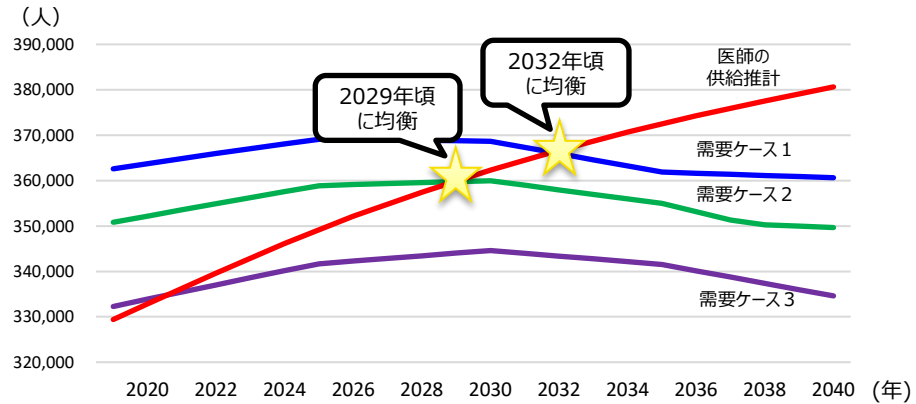
- 最新の医師需給推計によれば、2029年～2032年の間で需給が均衡することが見込まれており、医学部6年制を踏まえると、**医師数が過剰となることは既に確定的**であり、**医学部定員を計画的に削減していくことが必要**。
- 歯科医師・薬剤師についても、2012年以降、国家試験の合格者数が平均で定員数の8割程度となっており、**既に定員数が過剰**。そもそも、今後の人口減少や医療提供の効率化を踏まえれば、**歯科医師・薬剤師を増加させる必要性は乏しい**とも考えられる。
- 学問分野間の人材配分の適正化の観点からも、**大胆な定員削減に踏み切るべき**。

◆医学部定員の推移と人口10万人対医師数



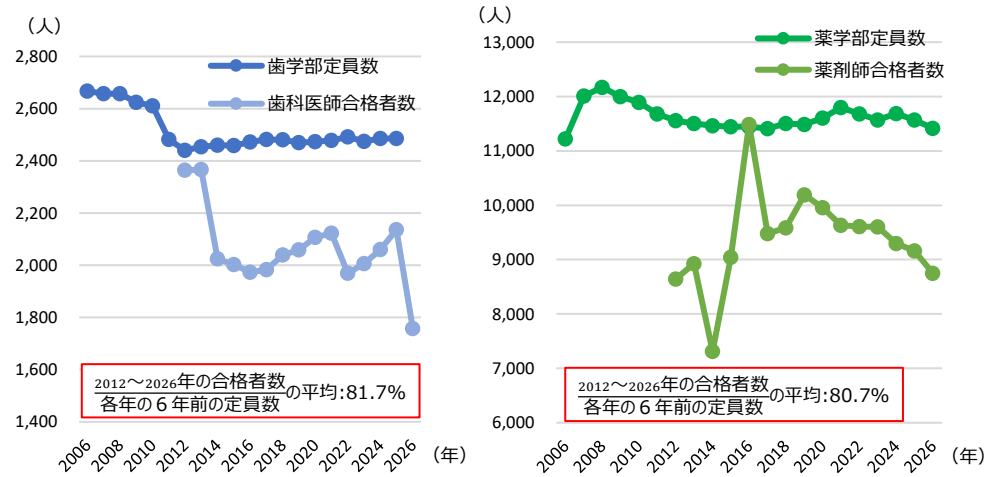
※ 地域枠等：地域医療に従事する医師を養成することを主たる目的とした学生を選抜する枠
 (注) 2024年度以降の人口10万人対医師数は、「医師の需給推計」（厚生労働省）における各年の対前年伸び率及び総務省「人口推計」を基に、財務省において2022年度までの実績を延伸する形で推計。

◆医師の需給推計



(出所) 厚生労働省「第9回医師養成過程を通じた医師の偏在対策に関する検討会」（2025年1月21日）資料を一部加工
 (注) 2020年の医学部定員数を前提とした推計。

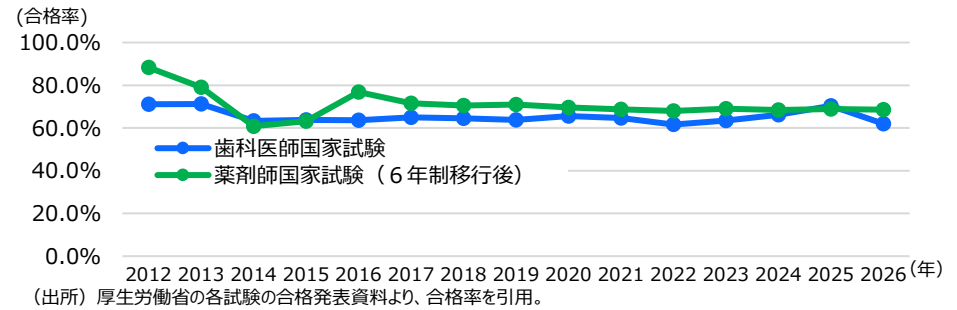
◆歯学部定員及び歯科医師合格者数、薬学部定員及び薬剤師合格者数



(出所) 合格者数は厚生労働省の各試験の合格発表資料。定員は文部科学省「歯学部歯学科の入学定員」「薬学部における修学状況等」
 (注) 歯学部・薬学部の6年制を踏まえ、定員数は合格者数の6年前から示している。なお、2012年から2016年までの薬剤師試験合格者数のばらつきは、2006年の6年制移行後に薬学部に入学者が受験者となりはじめた最初期であると考えられる。

◆歯科医師・薬剤師の国家試験合格率

✓ 過去の不合格者等もあり、上記入学時の定員に対する合格者の割合よりも、実際の国家試験の合格率は低い状況となっている。

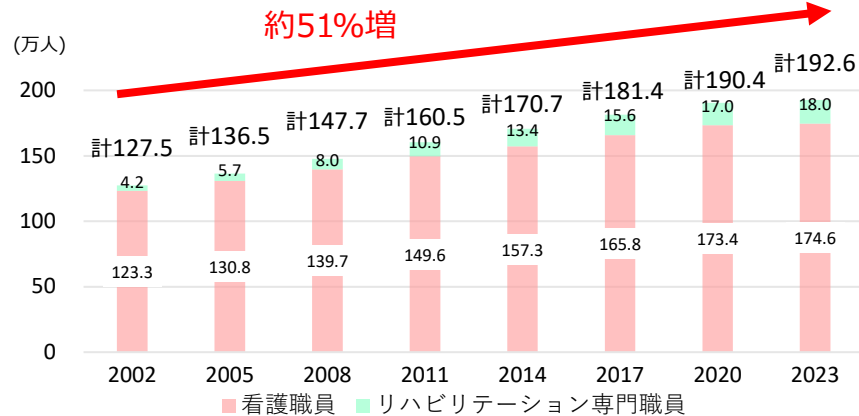


(出所) 厚生労働省の各試験の合格発表資料より、合格率を引用。

医療分野の専門人材の効率的活用

- **医師・歯科医師・薬剤師以外の医療関係職種**（看護職員、リハビリテーション専門職員）を見ても、**従事者数は一貫して増加**している。少子化が進む中、**仮に現在の養成数が維持されれば、18歳人口に占める医療関係職種の割合は大きく上昇**することとなる。
- 2026年度診療報酬改定では、多職種の協働により患者への適切なケアが実施される場合には、事実上、看護職員の配置を緩和する仕組みが導入されたが、質が確保された希少な医療専門職を最大限に活かすという観点に立って、引き続き、**職種間でのタスクシフト・シェアや多職種の連携強化を進めることが肝要**。また、医療提供の更なる効率化に向け、中長期的には、**現状では分断されている業際規制の見直しも検討すべきであり、例えば、医療専門資格の統合も視野に入れるべきではないか**。

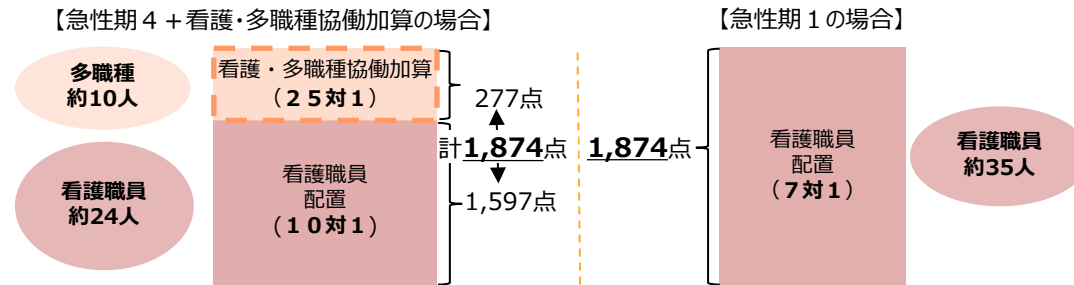
◆医療関係職種（看護職員+リハビリテーション専門職員）の従事者数推移 ◆2026年度診療報酬改定における看護・多職種協働加算の新設



(出所) 看護職員は厚生労働省データ、リハビリテーション専門職員は、厚生労働省「医療施設調査」に基づき作成。
(注) 「看護職員」は、看護師、准看護師、保健師、助産師のこと。

- ✓ 2026年度診療報酬改定では、重症度・平均在院日数・常勤の医師の員数等が急性期一般入院料1（看護職員の配置基準は7:1）と同等の基準を満たす急性期一般入院料4又は急性期病院B一般入院料（同10:1）において、多職種（看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士又は臨床検査技師）が協働して適時かつ適切に専門的な指導及び診療の補助を行う体制が構築されている場合に算定可能な「看護・多職種協働加算」（看護職員を含む多職種の配置基準は25:1）が新設された。

●1病棟50床の場合の配置人数のイメージ



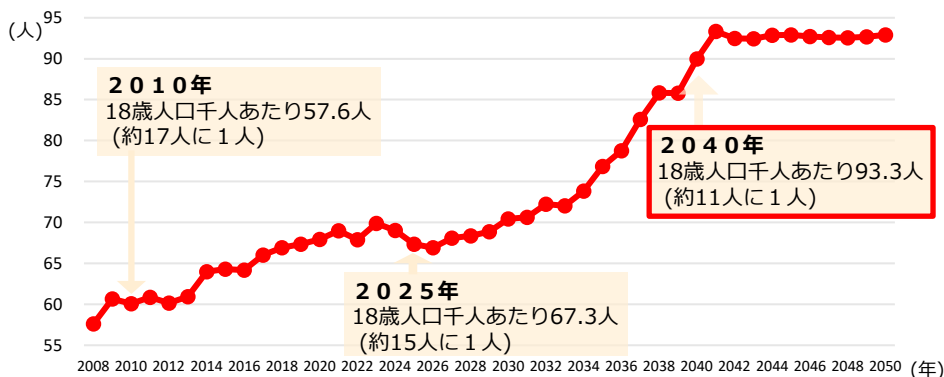
(出所) 厚生労働省「令和8年度診療報酬改定説明資料」を参考に財務省作成。

◆多職種が協働して「チーム医療」を行うことのメリット

- チーム医療とは、医療に従事する多種多様な医療スタッフが、各々の高い専門性を前提に、目的と情報を共有し、業務を分担しつつも互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供すること。
- チーム医療がもたらす具体的な効果としては、①疾病の早期発見・回復促進・重症化予防など**医療・生活の質の向上**、②医療の効率性の向上による**医療従事者の負担の軽減**、③医療の標準化・組織化を通じた**医療安全の向上**、等が期待される。
- チーム医療を推進するためには、①各医療スタッフの**専門性の向上**、②各医療スタッフの**役割の拡大**、③医療スタッフ間の**連携・補完の推進**、といった方向を基本として、関係者がそれぞれの立場で様々な取組を進め、これを全国に普及させていく必要。

(出所) 厚生労働省「チーム医療の推進について」（2010年3月19日）を基に作成。

◆18歳人口千人あたりの看護職員養成定員数



(出所) 厚生労働省「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」（看護師（大学、短期大学3年課程、養成所3年課程、看護師2年課程、高等学校・専攻科一貫教育校）、准看護師、保健師、助産師）、総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」を基に財務省作成。2026年以降は2025年の定員数で固定されると仮定。

- 日本では、諸外国と比べ、**総病床数が多く、平均在院日数も長い**。人口当たりの医師数は少なくないが、**病床百床当たりの医師数は少ない**。また、MRIやCTスキャナーの台数が極めて多く、外来受診回数も多い。医療費と相関性が高いとされる病床数は西高東低の傾向。
- **診療所については、人口当たりでも都市部に集中する傾向にある一方、1診療所当たりの従事者数が少ない**。
- 人材確保も困難となる中、できる限りコストを縮減し、医療資源を効率的に活用することで、質の高い医療を提供する必要。地域の実情に応じ、**病床数の適正化を図り、入院機能の高度医療への重点化を図るとともに、診療所を含めた外来機能を集約していくべき**。

◆ 医療提供体制に関する各種指標の国際比較

国名	平均在院日数	平均在院日数 (急性期)	人口千人当たり 総病床数	人口千人当たり 臨床医師数	病床百床当たり 臨床医師数	1病院当たり 臨床医師数	人口百万人当たり MRI台数	人口百万人当たり CTスキャナー台数	処方薬薬剤費 対GDP比	1人当たり 外来受診回数
日本	26.3	15.7	12.5	2.7 (2022年)	21.0 (2022年)	40.6 (2022年)	59.8	119.8	1.6%	12.1 (2022年)
ドイツ	9.0	7.5	7.7	4.7	60.8	131.5	35.3	37.1	1.4%	9.7
フランス	9.1	5.5	5.4	3.9	72.1	89.8	19.2	21.0	1.3%	5.4
イギリス	8.3	7.5	2.4	3.4	138.5	124.5	8.6	9.9	0.6%	—
アメリカ	6.6 (2022年)	6.0 (2022年)	2.8 (2022年)	2.7 (2022年)	98.9 (2022年)	148.1 (2022年)	38.0 (2021年)	42.6 (2021年)	1.6%	3.5 (2022年)

(注) 記載がない場合は2023年データ。(出所) OECD Data Explorerより作成(2026年3月13日閲覧)。

◆ 人口千人当たりの病院病床数 (2024年)

都道府県	病院病床数 (人口千人当たり)
高知県	23.6
鹿児島県	20.4
長崎県	19.8
徳島県	19.1
熊本県	18.7

(中略)

千葉県	9.5
東京都	8.8
愛知県	8.7
埼玉県	8.6
神奈川県	7.9

◆ 1診療所(無床)当たりの従事者数 (2023年)

区分	1診療所当たりの人数
医師	1.4
看護師	1.6
准看護師	0.6
事務職員	1.7

(注) 1診療所(無床)当たりの従事者数は、2023年度の各区分従事者数を同年度の無床診療所数で除して得た数。
(出所) 厚生労働省「2023年医療施設(静態・動態)調査」及び「2024年医療施設(動態)調査」を基に作成。

◆ 人口10万人当たりの無床診療所数 (2024年)

区分	無床診療所数 (人口10万人当たり)
特別区	117.9
政令市	91.1
中核市	80.7
全国平均	80.6

◆ 医療費の決定要因に関する研究

<医師関係> (日本にも当てはまる)

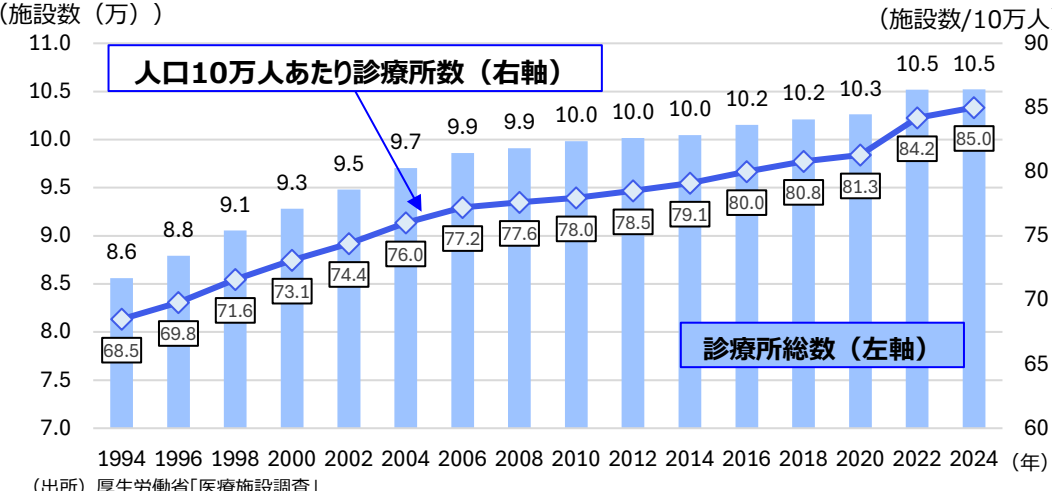
- ① 医師誘導需要仮説: **医師の増加が医療需要を喚起**
- ② アバーツ・ジョンソン仮説: **医師間の競争が激しくなるほど、価格競争ではなく設備投資競争(MRI等)が起きる(設備投資により、働きたい医師+患者を引きつけることができる)**

(出所) 第2回医師養成過程を通じた医師の偏在対策に関する検討会 資料2 (印南構成員・野口構成員資料) から抜粋

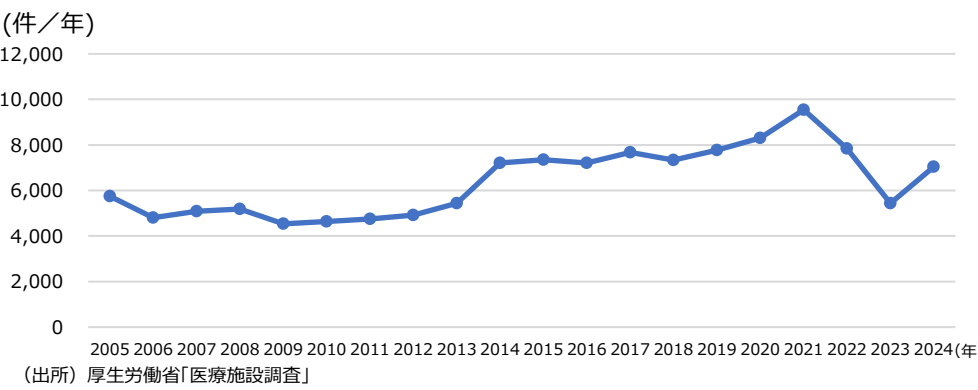
効率的な医療提供体制の構築②（診療所）

- **全国で既に10万施設を超える診療所については、人口減少下で外来需要が減少していくことが明らかであるにもかかわらず、増加を続けている。また、1診療所当たりの平均従事者数は、各職種いずれも1～2名程度と、非常に小規模な形態となっている。**年齢に応じて病院から診療所へ移行してきたこれまでの医師の傾向が今後も続く場合、診療所開設のペースは継続するおそれ。
- **小規模分散の診療所の体制により、受付・事務・IT・検査等の機能が施設ごとに散在し、検査設備やシステムへの投資が重複することに加え、医療人材の効率的活用にも制約が生じやすい**ため、限られた医療資源のより効率的な活用の観点から、**地域単位での外来機能の統合・大規模化や医療機器共同調達化を進める必要。**

◆ 診療所数の増加

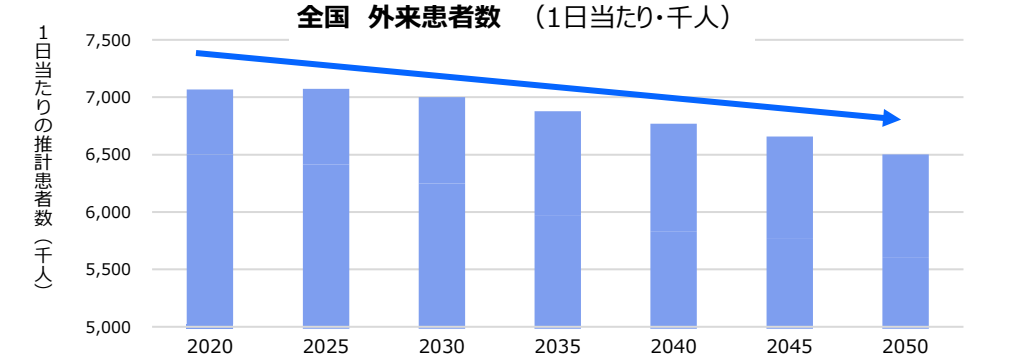


◆ 診療所の開設件数

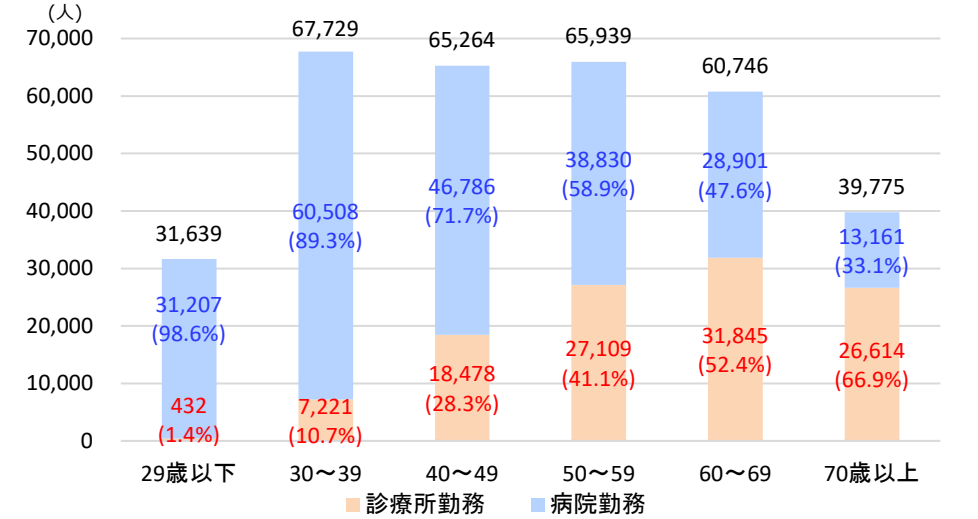


◆ 外来患者の将来見通し

✓ 外来患者数は、今後、減少傾向となる見込み。



◆ 医療施設に従事する医師の年齢構成 (2024年度)

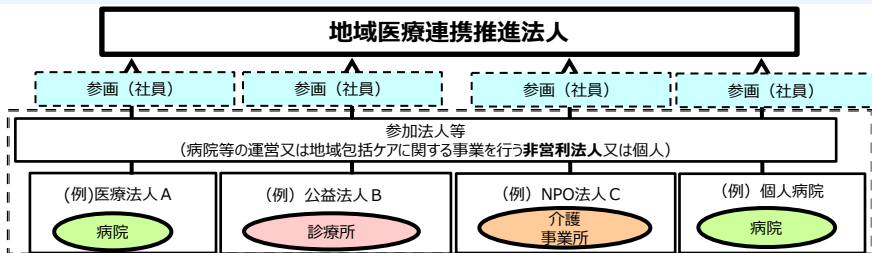


地域医療連携推進法人の普及促進

- 地域医療連携推進法人は、**参加する各主体が法人としての自主性を保ちつつ、機能分化・連携を通じ、組織の統合・大規模化により一般的に享受可能なメリットを得る**ことを実質的に可能とし、ひいては**地域単位での効率的な医療提供体制の構築にも貢献することが期待できる仕組み**と考えられる。例えば、**医薬品等の共同購入や医療機器の共同利用、人材・物資の融通等を通じたコスト削減**のほか、カルテ統一や患者紹介・逆紹介の円滑化をはじめとした**複数医療機関の一体的な運用**による患者の利便性の向上にもつながりうる。しかし、2026年1月1日現在、認定法人数は全国で58法人にとどまり、制度が十分に活用されているとはいえない。
- 厚生労働省は、好事例集をとりまとめるだけでなく、知見共有による横展開を図る観点から、先行事例を集約して**類型化とメリットの整理**を行ったうえで地域医療の課題解決に資するモデルケースを提示するといった工夫を行うことが必要。また、全国の地域医療連携推進法人のネットワーク化を図ることや、優良事例の表彰を行うこと等により、その**活用の機運を醸成していく**ことも重要ではないか。

◆ 地域医療連携推進法人の構造

- 地域医療連携推進法人の活用により、地域医療を構成する複数の主体（病院・診療所・介護事業所等）を一つの法人に参画させることが可能。



◆ 地域医療連携推進法人のメリット

【法制度面】

- ✓ 病床過剰地域でも、地域医療構想の達成のために必要な病床融通を、参加法人間で実施可能
- ✓ 地域医療連携推進法人から参加法人への資金貸付が可能（※）
- ✓ 一定の要件により介護サービス等を行う事業者に対し出資可能（※）

※個人立医療機関等が参加する連携推進法人では実施不可

【法人運用面】

- ✓ カルテ統一、重複検査の防止、スムーズな転院の実現による患者紹介・逆紹介の円滑化
- ✓ **医薬品・医療機器等の共同購入**交渉による経営効率向上
- ✓ 医療従事者の**共同研修**による医療の質の向上
- ✓ 医師等医療従事者の再配置を通じた、**法人内病院間での適正配置実現**
- ✓ 病床の融通、診療科別医師の融通

◆ 既存の地域医療連携推進法人の状況

- 地域医療連携推進法人の在り方は、地域性・主導主体ごとに多種多様。類型によっては先行事例に乏しく、モデルケースとすべき事例が外部からはわかりづらいことが懸念される。
- 設立後、他の連携推進法人とコンタクトをとったことがあると回答した法人は**4割**にとどまった。

	都市部	地方
公立・民間混合型	3法人	5法人
大学病院主導型	3法人	-
民間主導型	20法人	2法人
公立・公的主导型	2法人	9法人

（注）2025年1月1日現在。
医療連携推進区域（中濃、西濃、岐阜）の垣根を超えた連携を進めている美濃国地域医療リンクージ（岐阜県）は除外。

（出所）野村證券「地域医療連携推進法人が行う取組に関する調査研究」（令和6年度医療施設経営安定化推進事業報告書）

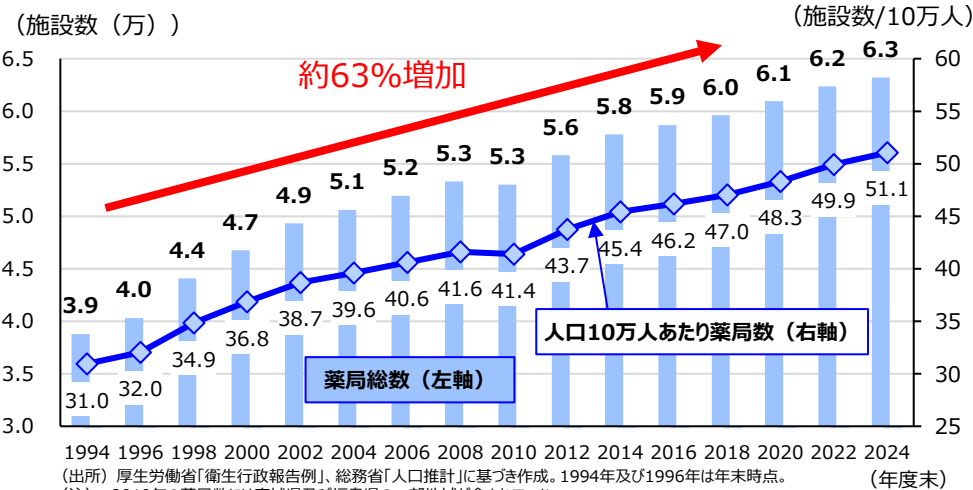
◆ 地域医療連携推進法人の周知・情報共有に関する意見の例

- ◆ 厚生労働省「地域医療連携推進法人制度に関するアンケート調査結果」（2021年12月）（アンケート自由記述より抜粋引用）
 - 全てが参考にはできないが、**全国の活動報告、成功例を参考に地域の実情に合った活動を検討**し、医療圏内の医療機関の参加を促すメリットが必要（参加法人）
 - 二次保健医療圏ごとに、**それぞれ抱えている課題や医療機関の特色も異なる**ため、地域ごとの意向を反映できることが必要（都道府県）
 - **全国の連携法人について、類型化とそのメリットを整理して議論できる場**があると良い（地区医師会）

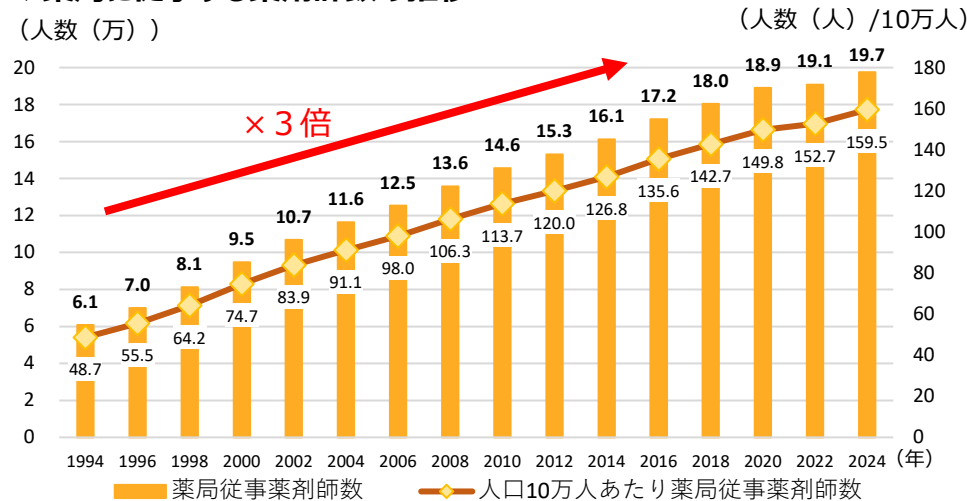
効率的な医療提供体制の構築③ (薬局)

- **過去30年間で、薬局数は6割以上増加し、薬局に従事する薬剤師の数は3倍以上**となっている。また、**薬局は、小規模な形態が大宗**を占めている。提供体制の効率化がなされないまま、人材の流入が継続してきたことが見て取れる。
- こうした小規模分散の体制は、**対人業務の充実や安定的な医薬品供給の観点から問題**。限りある医療人材の最適配分を実現し、**効率的な医療提供体制を構築する観点から、薬局の集約化や大規模化に向けた取組が不可避**。

◆ 薬局数の推移

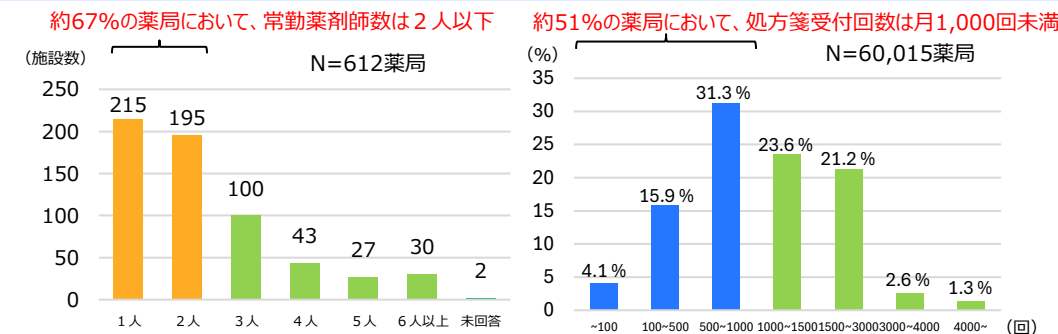


◆ 薬局に従事する薬剤師数の推移



◆ 薬局ごとの常勤薬剤師数及び薬局あたり処方箋受付回数

- ✓ 常勤薬剤師が2人以下の薬局は約2/3を占め、1人の薬局のみで全体の1/3を占める。
- ✓ 薬局ごとの処方箋受付回数は、月1,000回未満の薬局が5割超を占めている。



◆ 中央社会保険医療協議会資料「調剤について(その2)」(2025年11月28日)(抄)

「薬局・薬剤師の偏在により生じる課題 都市部における薬局・薬剤師の集中」において指摘された、小規模分散の体制により生じる課題の例

- 小規模乱立の結果、**薬局1つ当たりの受付処方箋枚数が減少し、地域における医療提供体制が非効率になる。**
- 小規模乱立の結果、医薬品配送先の薬局数が増えるだけでなく1回あたりの配送数量も少なくなるため、**卸による医薬品の配送が非効率になるなど、流通に負荷をかける。**
- 小規模乱立の結果、多数の薬局がそれぞれ医薬品の在庫を持つことになるため、**過剰な流通在庫を生じさせるだけでなく、供給不安発生時に医薬品の供給不足を助長する。**
- 小規模乱立の結果、患者が薬局を近さのみで選び、**薬歴の一元化が成立しにくい。**
- 過当競争の結果、効率的収入を求め、特定の医療機関の処方箋を集中的に調剤する門前薬局等が乱立し、結果として**薬剤師の質の低下やかかりつけ薬剤師機能の脆弱化、医療アクセスの偏在等に伴う患者不利益の可能性**がある。

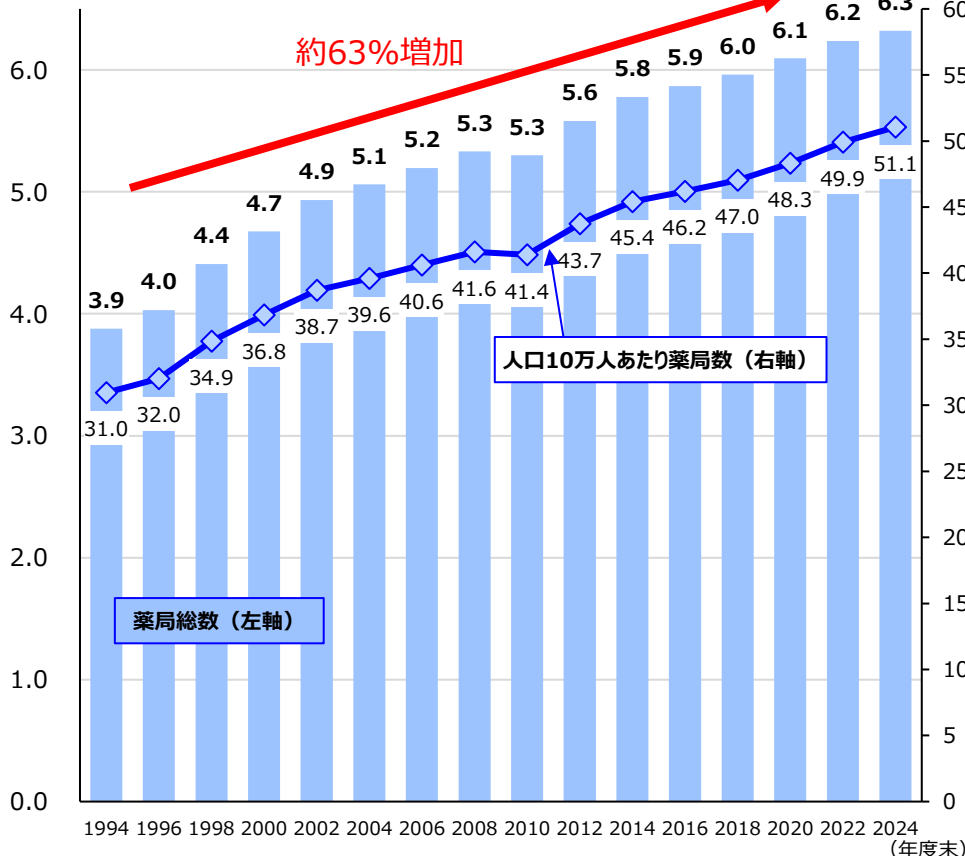
調剤薬局に対する量的規制

- 調剤薬局（保険調剤の主体）が一貫して増加を続ける中、小規模乱立の提供体制や医療機関近隣への群集といった業界構造に変化は見られない。
- 旧薬事法上の薬局距離規制に対する違憲判決以降、薬局への量的規制については行われてこなかったのが実情であるが、一方で、**医療保険財政の観点からの病床規制を合憲とした事例**も見られ、規制の目的・手法に鑑み、量的規制に合理性が認められる可能性もあると考えられる。例えば、**薬局の開業そのものへの制約ではない保険調剤への参入規制の導入**や、単純な距離規制ではない**一定地域内の密集性に着目した規制**ならば、検討の余地があるのではないかと。

◆ 薬局数の推移

(施設数(万))

(施設数/10万人)



◆ 旧薬事法による薬局距離規制違憲判決

- ✓ 薬局の営業に対しては、かつて旧薬事法による薬局距離規制が存在したが、最高裁の違憲判決（最大判昭和50年4月30日）を受け、撤廃された。その後、薬局に対する立地面に着目した量的規制は行われず、門前薬局等に対する診療報酬上の対応にとどまってきた。

◆ (参考) 旧薬事法による薬局距離規制への違憲判決（最大判昭和50年4月30日）の主なポイント

- 本件規制は、「主として国民の生命及び健康に対する危険の防止という消極的、警察的目的のための規制措置」であり、その必要性が全くないとはいえないというだけでは足りず、このような制限を施さなければ右措置による職業の自由の制約と均衡を失わない程度において国民の保健に対する危険を生じさせるおそれのあることが、合理的に認められることが必要。
- 流通機構の欠陥から生じる経済上の弊害は、「流通の合理化」や「不当な取引方法による弊害」防止等の、経済政策的問題として別途に検討されるべきであり、適正配置規制が、間接的には、無薬局地域または過少薬局地域への薬局の進出促進、分布の適正化を助長する機能を何程かは果たしうることを否定できないにしても、そのために設置場所の地域的制限のような強力な職業の自由の制限措置をとることは、目的と手段の均衡を著しく失うものであり、立法府の判断は、その合理的裁量の範囲を超えている。

(出所) 石川健治「薬事法違憲判決」(2019年11月憲法判例百選第7版)を参照し作成。

◆ 薬局に対する量的規制の可能性

- ✓ 旧薬事法による薬局距離規制への違憲判決（最大判昭和50年4月30日）は、医薬品の安全性確保等の消極的警察的な目的のために、単純な距離制限という薬局開設自体への大きな制約を課すことの合理性を認めなかったもの。例えば、保険財政上の必要性から、診療報酬上の措置により薬局に対する量的規制を行うことまでは否定されないのではないかと。
- ✓ 保険財政上の必要性に鑑み量的規制が認められた例として、不必要又は過剰な医療費を発生させ、医療保険の運営の効率化を阻害するおそれがあること等を理由に、医療法上の病院開設中止勧告に従わず病床過剰地域で開設した病院に対して保険医療機関の指定を拒否したことを合憲とした例が存在（最一小判平成17年9月8日）。当該判決で広範な立法裁量が認められた理由について、当該処分が開業の自由そのものを制約するものでなく、保険給付への参入資格のみを問題にしていることが挙げられうるとの指摘があり（原田大樹「保険医療機関指定拒否処分と憲法22条」(2025年2月社会保障判例百選第6版)）、医療保険財政の観点からの医療分野における量的規制を検討する上で一定の示唆を有するのではないかと。

(出所) 厚生労働省「衛生行政報告例」、総務省「人口推計」に基づき作成。1994年及び1996年は年末時点。

(注1) 2010年の薬局数には宮城県及び福島県の一部地域が含まれていない。

(注2) 2024年度末の薬局数63,203に対し、診療報酬請求を行った保険薬局数は60,661であり、約96%が保険調剤を実施（厚生労働省「令和6年度衛生行政報告例」（令和7年10月21日時点で公表しているデータ）、厚生労働省「令和6年社会医療診療行為別統計」に基づく）

- 2026年度診療報酬改定の検討過程では、**薬局が小規模乱立に陥っている**との問題提起がなされた結果、特に都市部を中心とした薬局の密集度に着目して、**新規に都市部に立地する薬局への減算措置**が導入された。今後、その効果について検証を行った上で、仮に効果を十分に発揮できていない場合には、対象となる地域の拡大や既存薬局も含めた対応など**業界の構造を変えるための更なる方策**を検討すべき。
- その際、実効的な対策とするために真に必要と判断される場合には、報酬上の措置にとどまらず、**薬局又は保険薬局の総量をコントロールする手法の導入も視野に入れて検討すべき**ではないか。

◆ 中央社会保険医療協議会資料「調剤について（その2）」
（2025年11月28日）（抄）

「薬局・薬剤師の偏在により生じる課題」

○ 都市部における薬局・薬剤師の集中

- 店舗内における組織的な対応や、在宅訪問等の高度な薬学管理など、**十分な機能を有さない小規模な薬局の設置を誘発するおそれがある（小規模乱立）**。
- 小規模乱立の結果、**薬局1つ当たりの受付処方箋枚数が減少し、地域における医療提供体制が非効率になる**。
- 小規模乱立の結果、医薬品配送先の薬局数が多くなるだけでなく1回あたりの配送数量も少なくなるため、**卸による医薬品の配送が非効率になるなど、流通に負荷をかける**。
- 小規模乱立の結果、多数の薬局がそれぞれ医薬品の在庫を持つことになるため、**過剰な流通在庫を生じさせるだけでなく、供給不安発生時に医薬品の供給不足を助長する**。
- 小規模乱立の結果、**患者が薬局を近さのみで選び、薬歴の一元化が成立しにくい**。
- 過当競争の結果、**効率的収入を求め、特定の医療機関の処方箋を集中的に調剤する門前薬局等が乱立し、結果として薬剤師の質の低下やかかりつけ薬剤師機能の脆弱化、医療アクセスの偏在等に伴う患者不利益の可能性**がある。

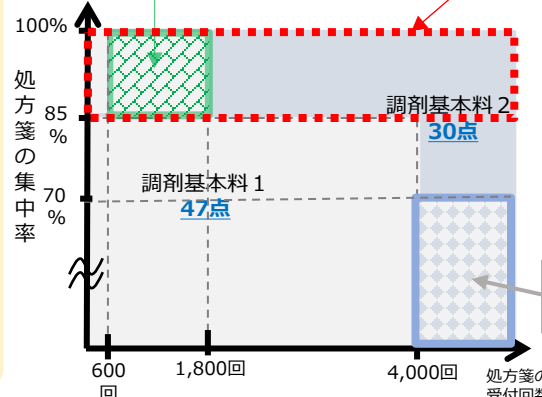
◆ 2026年度診療報酬改定における対応

- ✓ 2026年度診療報酬改定では、処方箋集中率85%超で都市部に立地する薬局は、近隣に2以上の薬局が存在するなど一定の条件を満たす場合に調剤基本料の減算措置がなされる予定。
- ✓ しかし、対象が新規参入薬局に限られる当面の経過措置があり、既存の小規模乱立構造を是正する効果は限定的な可能性。また、都市部以外は最初から対象に含まれていない。
- ✓ 2026年度診療報酬改定による減算措置については、その効果を検証し、効果が不十分と認められる場合にはより強力な診療報酬上の対応や量的規制も含め、更なる対応を検討すべき。

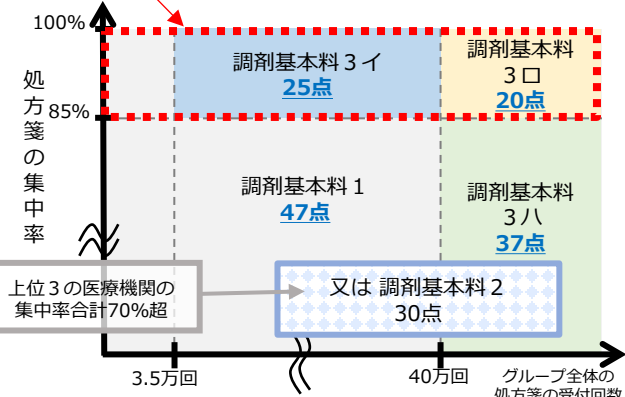
● **都市部かつ近隣に2以上の薬局が存在する薬局**（都市部立地門前の場合は、2以上の他の門前薬局が存在する場合を含む。）又は**医療モール内立地薬局は、集中率85%超の場合所定点数から一律15点減算**
※当面の間、2026年5月31日で保険薬局指定を受けている場合は適用除外

（1）大型チェーン薬局以外

都市部は調剤基本料2
※当面の間、既存薬局（2026年5月31日までに開設し、改定後も継続して処方箋受付回数1,800回以下の薬局）には適用しない



（2）大型チェーン薬局

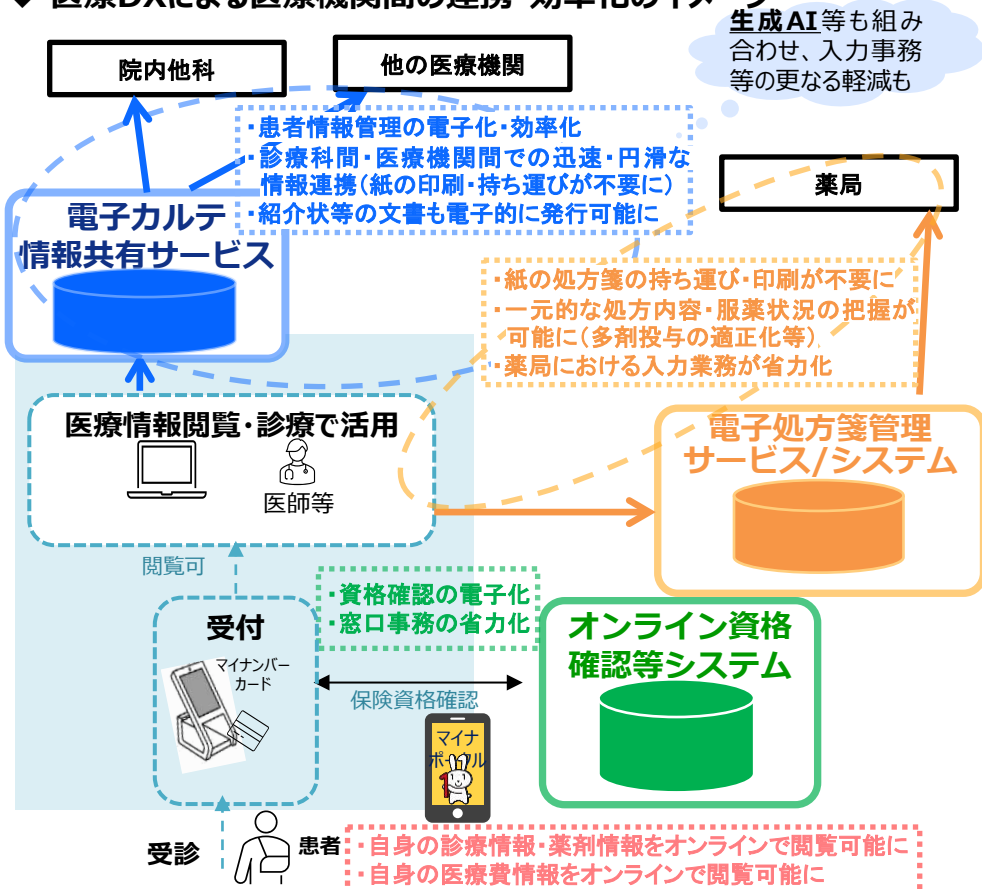


（注）処方箋受付回数は、いずれも月当たりの回数。「都市部」は、いずれも、特別区又は政令市に所在し、かつ半径500m以内に他の保険薬局があることを指す。

医療分野の情報基盤の整備

- 効率的な医療提供体制の構築のため、2030年末までに電子カルテの普及率を約100%とすることが法定されるなど、**医療分野における情報基盤の整備に対する社会的要請は高い**。社会全体で急速にDX・AIの普及が進む中、**医療機関等の関係者が主体的に取組を進めることが必要**。
- 一方、各種システムの導入・普及は最終目的ではない。多額の公費投入の成果を国民に適切に還元する観点からは、**医療提供の効率化により患者の利便性が向上し、かつ、医療費適正化によって国民負担の軽減にもつながっていくことが重要**。とりわけ、今後は、より限られた人員で医療現場を支えていく必要があることを踏まえれば、システム導入等の体制整備を支援するという従来の発想を早急に転換させ、**医療現場でのDX・AIの普及・定着が実際に効果を生んでいる医療機関を重点的に支える財政支援のあり方や報酬上の仕組みを検討する必要**。
- 情報基盤が整備され、各種データベースも充実していく中、**医療情報の利活用の促進に向けた環境整備も重要**。NDB等のレセプトデータに加え、**電子カルテ情報の二次利用等が進めば、データに基づく政策立案が可能となり、医療提供体制の効率化にも寄与する面もある**と考えられる。

◆ 医療DXによる医療機関間の連携・効率化のイメージ



◆ 医療情報の研究等への二次利用の促進

- ✓ 医療情報の利活用・蓄積により、医療の質の向上や患者自身による医療情報の把握のみならず、研究者等によるデータ分析を通じ、EBPMに資する研究が行われることで、効果的・効率的な医療提供体制の構築にも貢献しうる。
- ✓ 個人情報保護への配慮は前提としつつ、研究者等による円滑な二次利用を可能とする環境整備を進めることが必要。今後、電子カルテ情報の二次利用の推進など、更に豊富な医療情報の分析を可能とするための環境整備を進めていく際には、併せて、**利用手続の円滑化も図っていくことが重要**。

【課題及び解決の方向性の例】

- 公的DBが分散し、DBごとに利用手続が必要
⇒ **一元的な利用申請受付体制の整備**
- データを操作するための物理的要件が厳しい
⇒ **リモートアクセス可能な解析環境の整備**
- データ利活用のための手数料が高額
⇒ **公益性の観点からの減免規定の柔軟化等**

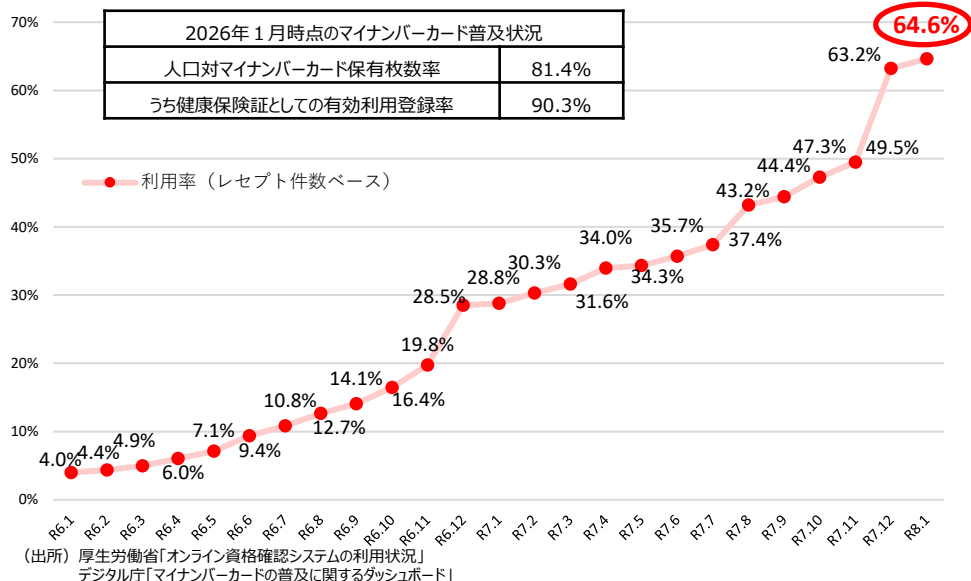
(参考) 代表的公的DBであるNDBの手数料減免規定

公的機関	全額免除
厚生大臣が交付した補助金等によりNDBデータを利用する者	全額免除
目的が適正な保健医療サービスの提供に特に資すると厚生大臣の認めた研究を行う、国立研究開発法人、独立行政法人、大学、三師会	50%減免

例えば、保健医療サービスの向上に資する研究であれば**民間シンクタンク等も対象とする**、**研究の公益性を踏まえて減免率を柔軟に上昇させる**などの改善の余地があるのではないかと考えられる。

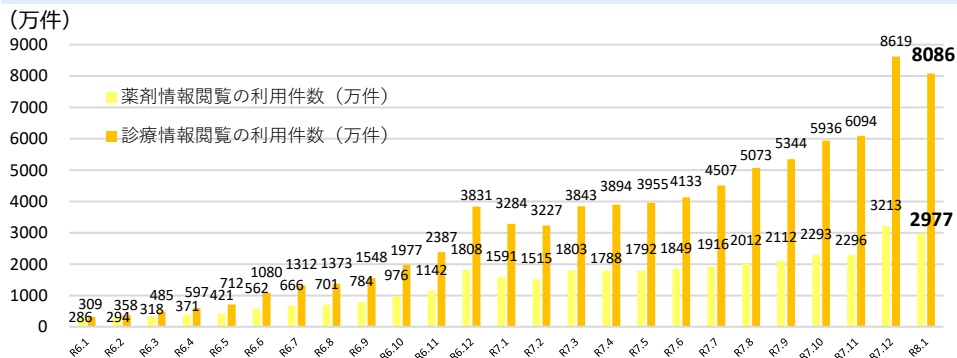
◆マイナ保険証の利用状況

- ✓ 医療DXの基盤となるマイナ健康保険証の利用登録率は、マイナンバーカード保有者の9割に達しているが、実際の利用率はレセプトベースで2/3程度であり、更なる普及が望まれる。



◆患者の診療情報や薬剤情報の閲覧数

- ✓ マイナ保険証を用いた患者の診療情報や薬剤情報の閲覧数は増加傾向。一方、マイナンバーカード利用回数（2026年1月時点で1億3777万件）とはなお乖離があり、質の高い効率的な医療のため、更なる活用が重要。



◆電子カルテシステムの普及状況 (2023年)

- ✓ 規模が大きい病院では導入が進展している一方、医療機関の大多数を占める小規模な病院及び診療所においては、電子カルテの普及は道半ばとなっている。

施設タイプ	普及率 (%)	件数 (推計)
一般病院全体	65.6%	4,638/7,065
400床以上	93.7%	609/650
200~399床	79.2%	956/1,207
200床未満	59.0%	3,073/5,208
一般診療所	55.0%	57,662/104,894

(出所) 厚生労働省「電子カルテシステム等の普及状況の推移」

◆電子処方箋の施設類型別導入率の推移

- ✓ 処方箋の受け手である薬局における導入率は9割近い一方、医療機関側の導入率は依然として低調。

施設類型ごとの導入率	2025年3月 (%)	2026年3月 (%)
薬局	76.5%	89.5%
病院	9.3%	19.4%
医科診療所	16.0%	25.8%
歯科診療所	3.5%	9.0%

(出所) デジタル庁「電子処方箋活用にに関するタッシュボード」(2026年4月14日閲覧)

◆電子処方箋の活用状況

- ✓ 薬局での高い導入率を背景に、調剤結果登録割合は8割を超えたが、医療機関による電子処方箋の発行は極めて低調であり、入力事務省力化や患者の利便性向上等、本来の効果を十分に発揮するために必要な処方内容の電子的な共有は進んでいない。

処方箋受付回数に占める割合	2025年3月 (%)	2026年3月 (%)
調剤結果登録割合	67.0%	82.8%
医療機関が電子処方箋管理サービスにデータ登録した割合	6.6%	17.0%
薬局における電子処方箋受付割合	0.3%	0.7%

(出所) デジタル庁「電子処方箋の導入状況に関するタッシュボード」(2026年4月14日閲覧)

(注) 「医療機関が電子処方箋管理サービスにデータ登録した割合」は、「薬局における電子処方箋受付数」と「医療機関からの紙処方箋データ登録数」の合計を、同月の「処方箋発行枚数(推計値)」で除して算出。「薬局における電子処方箋受付割合」は、「薬局における電子処方箋受付数」を、同月の「処方箋発行枚数(推計値)」で除して算出。

○ 医療分野でのAIの開発・活用を積極的に進め、医療現場の効率化はもとより、患者の利便性を高め、医療の質の向上につなげていく必要。さらに、将来的には、必ずしも現在の制度を前提とせず、AIを中核に据えた、患者本位の医療提供体制の構築が期待される。

◆診療をとりまく各プロセスにおけるAI活用の可能性

【患者受付・事前問診】

【診断】

【病棟業務】

【診療報酬請求】

【診療報酬支払審査】

【従来】



看護職員・事務職員が対応



医師が自らの知見に基づき診断



看護職員が手入力ですべての事務書類を作成



診療報酬算定の知識・経験をもつ職員による請求



審査委員や職員による審査

●各プロセスにおけるAI活用事例・活用可能なAIの開発例

【患者受付・事前問診】

【診断】

【病棟業務】

【診療報酬請求】 【診療報酬支払審査】

(問診業務の代替)

患者が自身の所有するスマートフォン・PC等を用い、AIとのチャット・会話を通じて問診を実施可能とする問診生成AIの開発

(出所) 医薬基盤・健康・栄養研究所、大阪国際がんセンター、日本IBMプレスリース(2025年10月1日)参照

(インフルエンザ等の判定の代替)

患者情報と咽頭画像に基づき、インフルエンザウイルス感染症・新型コロナウイルス感染症の発症有無判定結果を示し、診断支援を実施する画像分析ソフトの開発

(出所) アイリス株式会社プレスリース(2025年10月9日)等参照

(大腸内視鏡検査の腫瘍鑑別支援)

大腸内視鏡画像のリアルタイム解析による腫瘍・非腫瘍鑑別支援を行う内視鏡画像診断ソフトの開発

(出所) オリンパス株式会社プレスリース(2024年2月19日)参照

(音声入力による省力化)

看護カンファレンスの記録に要する時間を、手入力による記録と比較して約40%短縮する看護音声入力生成AIの開発

(出所) 医薬基盤・健康・栄養研究所、大阪国際がんセンター、日本IBMプレスリース(2025年10月1日)参照

(転倒・転落リスク判定)

電子カルテを解析し、入院患者の転倒・転落リスクを予測するAIを活用し、リスク判定業務負担を軽減するとともに、アラート情報に基づくケアで転倒・転落を減少

(出所) NEC、東北大学病院、橋本市民病院プレスリース(2023年12月13日)参照

(退院時サマリ作成)

退院時看護サマリの作成に生成AIを活用し、作成時間が平均42.5%減少、心理的負担が平均27.2%減少

(出所) Ubie株式会社プレスリース(2024年9月30日)参照

(診療報酬請求自動化)

電子カルテの診療情報を取得し、診療報酬の自動算定とともにレセプトコンピュータへの反映、領収書・明細書の印刷までを実施するシステム

(出所) ファストドクター株式会社プレスリース(2026年4月7日)参照

(診療報酬支払審査支援)

AI及びコンピュータチェックにより、人が目視審査すべきレセプトと、コンピュータチェックで完了するレセプトの振り分けを実施する審査システム

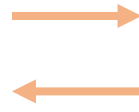
(出所) 社会保険診療報酬支払基金「AIによるレセプト振り分け機能について」参照

【医療提供体制の未来像のイメージ】

～AIを中核として、患者本位に最適化された医療提供システム～

● ウェアラブルデバイスで日常的に取得される患者のバイタルデータ等を踏まえ、AIが、自律的なモニタリングとブッシュ型の医療提供を実現

- ✓ 診断を実施し、最適な治療・投薬の内容を伝達
- ✓ 必要な医薬品はシステム自動配送
- ✓ 日常的な生活習慣の改善を勧奨



● 直接的な処置を要する場合は医療機関に訪問するが、手術等を含めた医療提供も最大限AI・ロボットが実施

● 医療関係者は、医学知識のアップデートや、診断・検査解析、複雑な処置等を担う重圧からは解放

● AI・ロボットの医療技術の提供について、個々の患者向けにオーガナイズし最適化する仕事や、患者の生活全般を支える全人的ケアを担う

診断データがリアルタイムで蓄積され、日々AIの性能がアップデート

AIを前提とした医療提供体制の再編

医療に伴う刑事・民事の責任に関する法的整理

人間とAIの担うべき役割分担に関する倫理観・価値観の変容

医療提供の効率化を支える報酬体系の構築

- 人口減少社会であっても質の高い医療が持続的に提供されるよう、診療報酬の在り方も見直していく必要。特に、医療従事者の持続的な賃上げと保険料負担の抑制の両立のためには、**医療現場の省力化・効率化と「一人あたり賃金」の向上の好循環が実現していくことが重要であり、それを支える診療報酬体系を構築していくという視点が重要。**
- 現在の診療報酬体系は、ストラクチャー評価やプロセス評価を基礎としており、出来高払いが中心となっていることから、個々の医療機関で見れば、手厚い人員配置の下で、より多くの医療を提供することが合理的な選択となってしまう。
- 2026年度診療報酬改定で導入された配置基準の柔軟化は一定の変化の兆しではあるが、「量の競争」による過剰な診療行為や検査を誘発しかねない診療報酬体系の構造的課題は残されたまま。**アウトカム評価を中心に据えた上で報酬の包括払い化を進めることで、医療の質を確保しつつ、できるだけ少ない人員で医療を提供することに対して適切に評価できる報酬体系に転換すべき。**

◆ 2026年度診療報酬改定における配置基準柔軟化の措置

- ✓ 2026年度改定では、+3.09%のうち+1.70%を財源に幅広い職種の賃上げ措置を実施。それと併せ、以下のような職員配置基準の緩和措置が新たに導入された。
- ① ICT機器の導入による業務効率化を行った上で適切に患者の看護を行うことができる体制がある場合、一定の入院料を対象に看護職員配置基準を1割まで柔軟化
- ② 平時から看護職員確保に取り組んでいるにも関わらず、やむを得ない事情で一時的に人員確保ができない場合、一定期間は1割以内の配置不足を許容（一時的な離職等による人員不足に備えた余剰人員確保の必要がなくなると期待される）
- ③ 医療クラークの事務を評価する「医師事務作業補助体制加算」の算定に際し、生成AIを活用した文書作成補助システムでの業務効率化を条件に医師事務作業補助者1人を1.2人（音声入力・RPA・患者向け説明動画も活用の場合1.3人）に換算

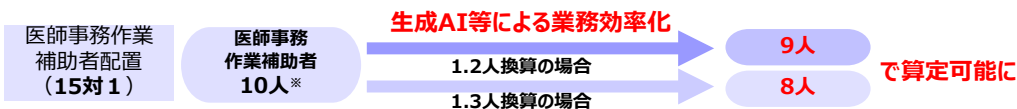
① ICT等の活用による業務効率化を要件とした看護職員配置基準緩和のイメージ（1病棟50床の場合）



② やむを得ない事情によって一時的に人員確保ができない場合の看護職員配置基準柔軟化のイメージ



③ 医師事務作業補助体制加算に係る生成AI等の活用による人数換算の見直しのイメージ（一般病床150床の病院の場合）



※標準的な労働時間の常勤職員を雇用した場合の数

◆ 医療を評価するための3つの観点

- ✓ 医療の質の評価には、①ストラクチャー、②プロセス、③アウトカムの3つの評価軸があるとされる。うちストラクチャー及びプロセスは、それぞれ医療提供体制の整備度合い及び診療行為の過程を評価するもの。最終的な医療の「質」との関連性は間接的であるが、客観的かつ定量的な計測可能性が高く、診療報酬上の評価基準の基本となっている。
- ✓ アウトカムは、医療提供が患者に及ぼした影響に着目するため、直接的な質の評価だが、客観的・定量的計測が難しいとされ、診療報酬の評価上はほとんど採用されていない。

◆ 日本の医療提供体制の特徴（課題）と改革の方向

【現状】

ストラクチャー 評価中心

※医療を提供する体制を評価

出来高払い

※個々の診察・検査・治療・投薬を積み上げて評価

【目指すべき方向】

アウトカム 評価中心

※生活の質や満足度の改善を評価

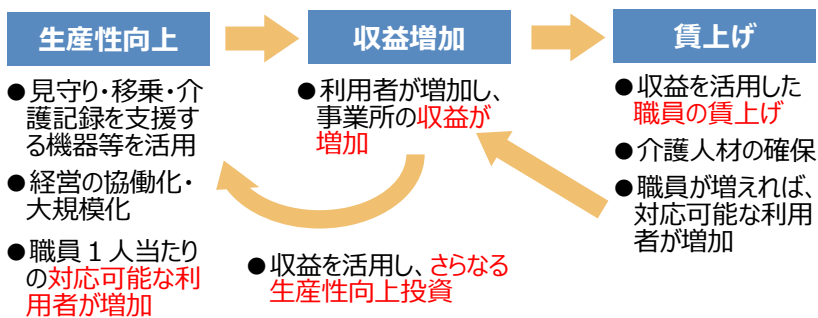
包括払い

※疾患等に応じて定額で評価 (サブスクリプション)

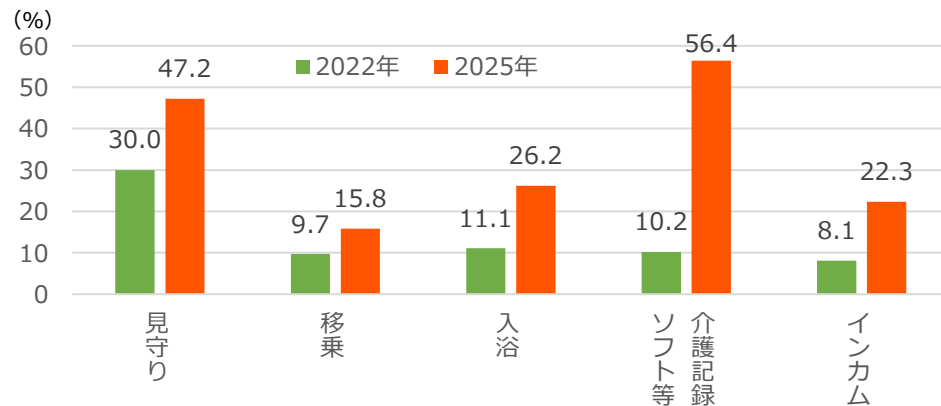
- ・より多くの人員でより多くの診療を行うことが最適となるインセンティブ構造（量の競争）
- ・患者に提供される医療の質を的確に評価し、**「量の競争」から「質の競争」へ**
- ・できるだけ少ない人員で質の高い医療を提供しようとする努力を阻害するおそれ
- ・より効率的な人員体制で医療を提供することが**最適解となるインセンティブ構造へ**

- 介護人材の確保と、保険料負担の抑制の両立に向けて、介護報酬による賃上げのみならず、介護現場が**生産性向上**に取り組み、対応可能な利用者が増え、**収益が増加**することで、**職員の賃上げ**と、**さらなる生産性向上投資**につながる、という**好循環を実現**することが重要。
- **介護現場における介護テクノロジーの導入**は、政府による補助の効果もあって、近年**進んできてはいるが、道半ば**の状況。介護テクノロジー導入のきっかけは、**理事長や施設長の提案**であることが多いことも踏まえると、介護事業所が、介護テクノロジーの導入をさらに進め、適切に活用するためには、**経営層の意識改革**が必要。政府としては、介護テクノロジーの導入や協働化・大規模化による介護現場の**生産性向上の促進**と、介護施設における**人員配置基準の柔軟化**を進めるべき。

◆生産性向上と賃上げの好循環のイメージ

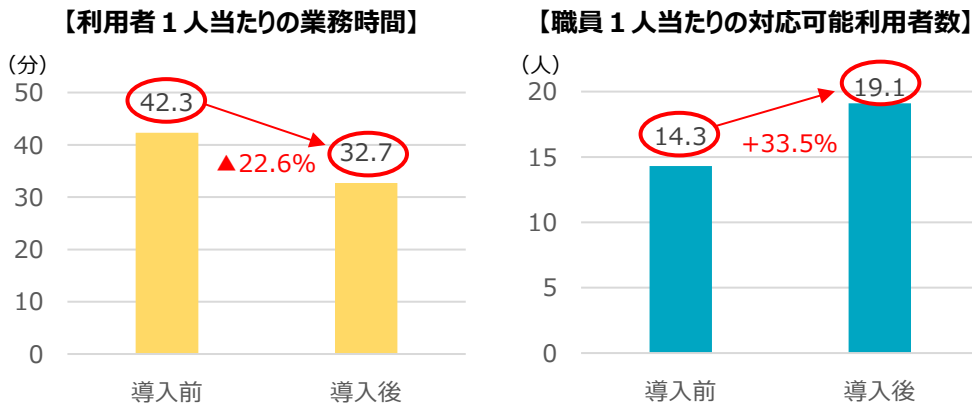


◆介護テクノロジーの導入状況（施設系サービス）



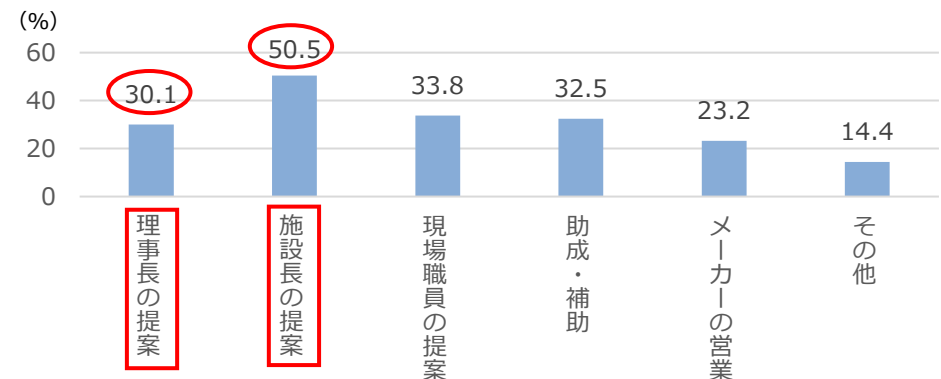
◆介護テクノロジーの導入による効果（介護老人福祉施設、夜間）

※介護老人福祉施設において、見守り機器の全床導入による夜間職員の業務時間を比較



(出所) 厚生労働省「介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業 報告書」(2025年3月)より作成
(注) 上記の指標が比較可能なサンプルに限定した数字

◆介護テクノロジー導入のきっかけ ※複数回答可



(出所) 厚生労働省「介護現場における生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくりに資する調査研究事業」(2026年2月)

○ 介護現場においては、**介護テクノロジーを活用し、職員1人が対応する利用者数を増やす**ことで、**収益を増やし、職員の賃上げとさらなる生産性向上投資**につなげるという好循環を実現している好事例がある。こうした取組を広げていくべき。

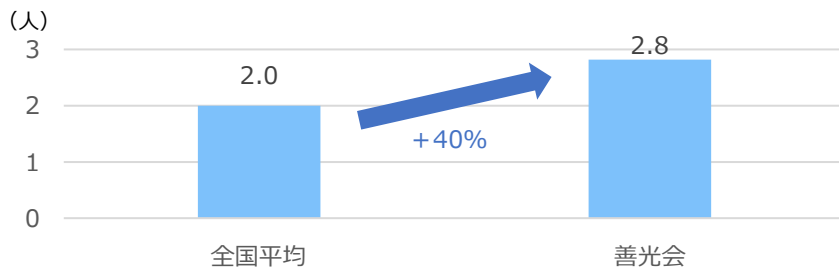
◆善光会（東京都）



サンタフェガーデンヒルズ
(特別養護老人ホーム等含む複合施設)

【職員1人当たりの利用者数】

・ 介護テクノロジーの導入と業務改善によって、職員1人当たりの利用者数を増加。



【収支差率と職員の給与（令和5年度）】

・ 高い収益を実現し、それを職員の給与に還元するとともに、新たな投資につなげる好循環が生まれている。

	全国平均	善光会
収支差率	4.7%	約8%
給与（月額）	33.3万円	約40万円

(出所) 全国平均について、厚生労働省「令和7年度介護事業経営概況調査」、「毎月勤労統計調査」。

◆おおさわの福祉会（富山県）



ささづ苑かすが
(特別養護老人ホーム)

【事業拡大の取組】

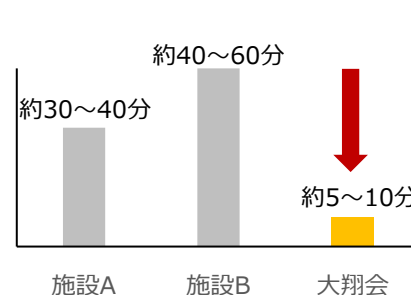
- ・ 近隣の医療法人から老人保健施設の事業譲渡を受け、ほぼゼロの状態から介護テクノロジーを導入。事業譲渡から半年後に「生産性向上推進体制加算Ⅱ」を、その1年後に「加算Ⅰ」を取得。
- ・ 施設の稼働率が上がり、赤字から黒字経営に転換。収益を職員給与に還元。

◆大翔会（大分県）



Greenガーデン南大分
(特別養護老人ホーム)

【日中の事務作業時間（職員1人当たり）】



- ・ 介護テクノロジーの導入によって、日中の事務作業時間を低減。
- ・ ノーリフティングケアの徹底による離職防止と、少人数配置により、経営を健全化し、収益を職員給与に還元。

- 介護現場の生産性向上に向けては、事業所ごとの介護テクノロジーの導入に加えて、**事業所間のデータ連携**により、ケアプランのやりとりをオンラインで完結する仕組みである「**ケアプランデータ連携システム**」の導入や、複数の社会福祉法人が参画し、各法人の自主性を保ちながら経営を協働化する「**社会福祉連携推進法人**」の設立等による**経営の協働化・大規模化**を推進していくべき。
- こうした観点から、R7補正・R8改定における**介護職員の賃上げの上乗せ措置**について、訪問・通所系サービスでは、「ケアプランデータ連携システム」の導入か、「社会福祉連携推進法人」への所属が**要件**とされたところ。（注）このことを受けて、「**ケアプランデータ連携システム**」の導入割合が**足元で顕著に上昇**しており、**職員の賃金の部分で生産性向上の取組をインセンティブ付けすることが効果的**であることが示唆される。R9改定では、こうした取組の効果を踏まえて、**さらなる生産性向上**につながるよう、例えば、訪問・通所系サービスについて、介護記録ソフトなどの介護テクノロジーの導入も要件に追加するなど、**要件の在り方を検討**すべき。

（注）施設系サービスについては、介護テクノロジーの導入等が要件となっている「生産性向上推進体制加算」の取得か、「社会福祉連携推進法人」への所属が要件とされた。

◆ケアプランデータ連携システムについて

【概要】事業所間のケアプランのやりとりをオンラインで完結する仕組み。



【メリット】

- ・ケアプランの**印刷・郵送が不要**となる。
- ・介護ソフトとの連携により、**ケアプランの転記が不要**となる。
- ⇒ケアプランデータ連携システムの導入により、ケアプランに関する**事務作業時間が3分の1に削減**（事業所ごと、52.4時間/月→18.1時間/月）

（出所）厚生労働省「介護分野の生産性向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」（2021年3月）

◆社会福祉連携推進法人について

【概要】

- ・2以上の社会福祉法人等が参画して設立。
- ・連携推進法人は、個々の社会福祉法人等に対して、**事務処理代行、物資の一括調達、人材確保支援**等の業務を実施。
- ・同じ目的意識を持つ社会福祉法人等が、個々の**自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能**となる。
- ・令和4年4月より認定が開始され、令和8年3月現在、**36法人**が認定。

【所在地】

※社会福祉連携推進法人が所在する都道府県



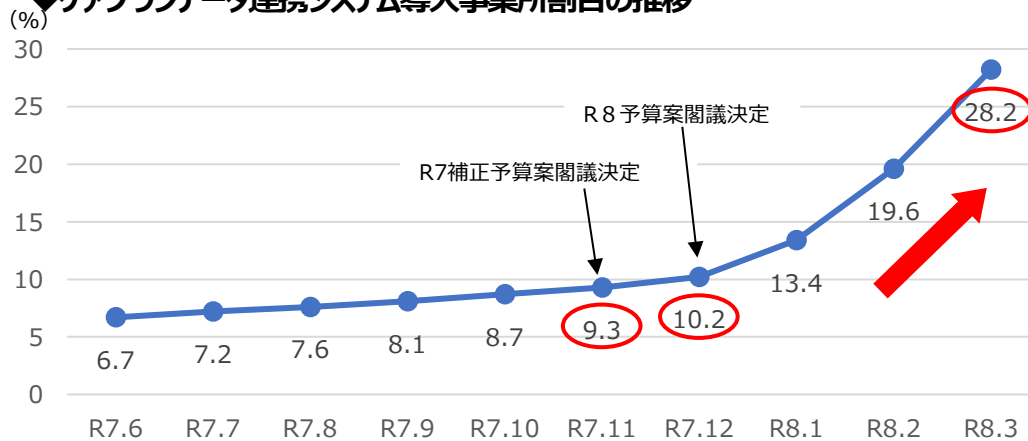
（注）青色は都道府県所轄、水色は市所轄

【メリット】

- ・連携推進法人が、介護保険サービスの**請求代行**や、**備品の一括購入**を実施することで、**事務負担や経費の削減効果**が生じている。
- ・複数法人が**合同で採用活動や研修**を実施することで、**人材の確保・育成業務においてスケールメリット**が生じている。
- ・小規模な社会福祉法人においては、**経理や労務の業務**について人材・ノウハウが不足しており、連携により、**人材・ノウハウが共有**され、法人の**経営改善・事業継続**につながっている。

（出所）PwCコンサルティング合同会社「社会福祉連携推進法人制度の活用に関する調査研究事業」（2023・2024年度版）

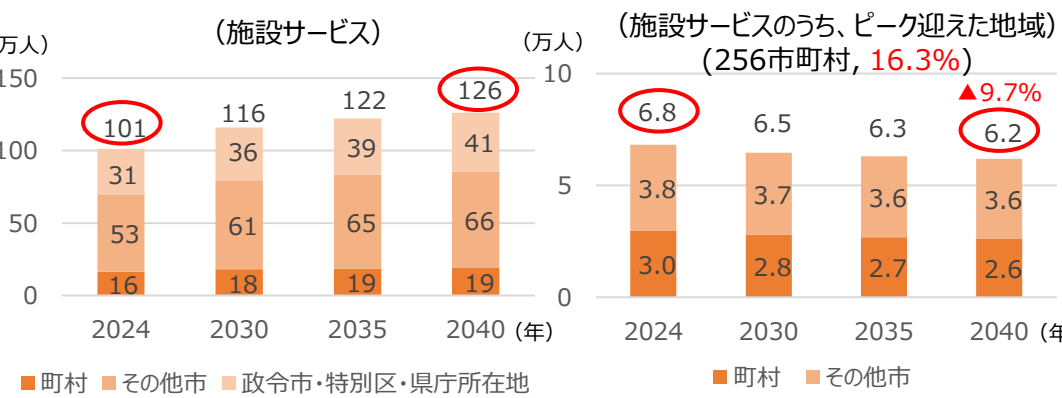
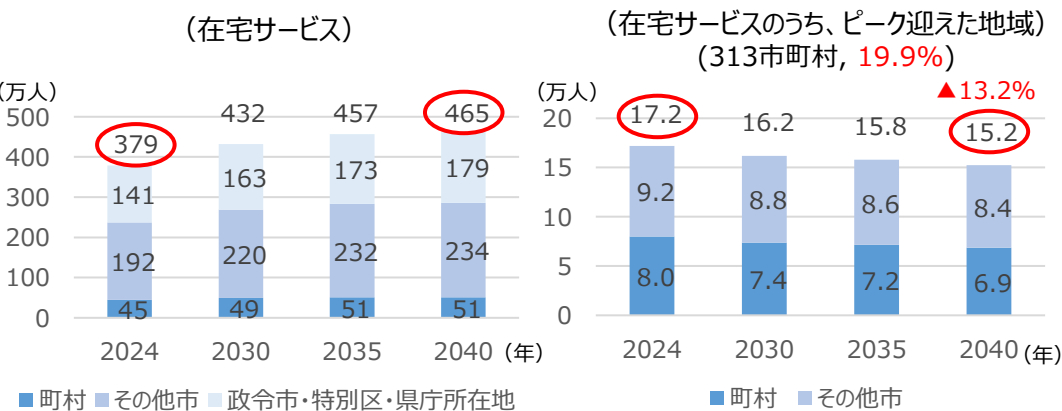
◆ケアプランデータ連携システム導入事業所割合の推移



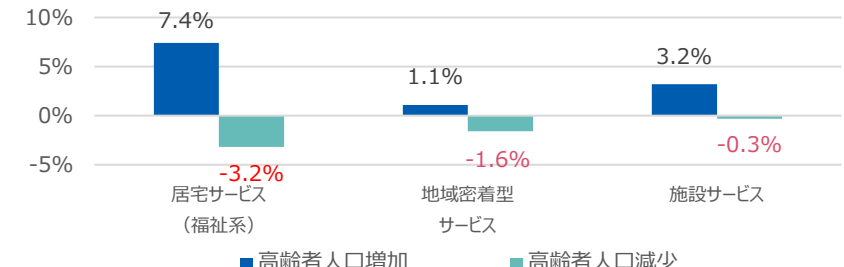
（注）上記の数値は、ケアプランデータ連携システムの対象事業所に占める、有効なライセンスを所有する事業者の割合。

- **介護サービス利用者数**は、全国で見ると2040年のピークに向けて増加する見込みだが、**地域別にみると、2割近くの市町村で既にピークを迎えており**、こうした市町村では、2040年に向けて、**1割程度利用者数が減少**する見込み。また、2040年に**高齢者人口の減少が見込まれる地域**では、足もとで**介護事業所の減少**がみられる。
- 高齢者人口が減少し、介護サービス需要が減少する地域においては、市町村や都道府県が、将来の介護サービス需要を見極め、需要に対してサービスの供給が過剰にならないように留意しつつ、今回の介護保険制度改革で導入される「特定地域サービス」等を活用しながら、**配置基準のさらなる柔軟化、介護事業所の多機能化・広域化を推し進める**ことで、地域の実情に応じて、介護サービス提供を効率化しつつ、必要な介護サービスが維持されるサービス提供体制を構築することが考えられる。

◆介護サービス利用者数（1月あたり）の推計



◆介護事業所の増減率（2019年→2024年）



(出所) 厚生労働省「社会保障審議会介護保険部会」(令和7年5月19日) 資料を加工
 (注) 2040年における65歳以上推計人口が2020年と比較して増加または減少により分類し、それぞれに該当する市町村内に所在する事務所数の増減率を比較。

◆「特定地域サービス」等について

	指定サービス	特定地域サービス	特定地域居宅サービス等事業
地域	全国	中山間・人口減少地域	中山間・人口減少地域
人員配置基準	国の基準に従い、都道府県等が条例で規定	指定サービスより緩和された国の基準に従い、都道府県等が条例で規定 ※職員の負担や質の確保への配慮が前提	規定なし
報酬	全国一律の介護報酬	介護報酬 (包括的な評価の仕組みを導入可)	事業費
類型	居宅・施設サービス等	居宅・施設サービス等	居宅サービス等
対象事業所の手続き	指定	市町村に登録	市町村から委託

地域の実情に応じて選択可能な新たな仕組み

※今国会に提出している「社会福祉法等の一部を改正する法律案」に規定

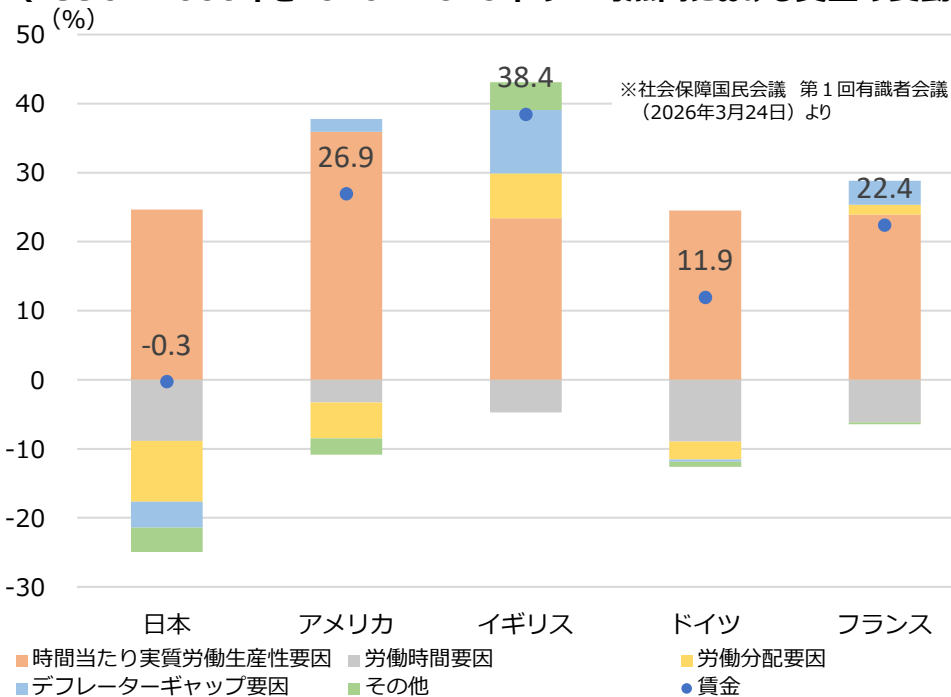
(出所) 厚生労働省「社会保障審議会介護保険部会」(令和7年5月19日) 資料を加工
 (注) 第9期市町村介護保険事業計画において各市町村が算出した推計値

(出所) 厚生労働省「社会保障審議会介護保険部会」(令和8年3月9日) 資料を加工

- 企業部門においては、**投資の拡大とともに、企業収益や投資の成果が賃金として適切に分配される構造を確立していくことが求められる**。これまで我が国では、**企業収益や内部留保が積み上がる一方で、それが必ずしも賃金上昇や国内投資の拡大に結びついてこなかった**。企業の分配構造を改めて見ると、令和6年度（2024年度）に過去最高の経常利益を記録するなど、企業部門の業績は堅調に推移しているが、**近年の企業収益の伸びに比べ、人件費の伸びは限定的**。
- コーポレートガバナンス改革により資本効率や株主価値の向上を志向してきた結果、大企業を中心に、**配当や自社株買いを通じた株主還元が増加**している。また、中小企業では**現預金が積み上がっている**。それらと表裏一体として、**労働分配率は低迷**。
- 需要不足の状態が解消し、我が国経済は供給制約に直面する段階に移行しつつあるが、**成長投資や危機管理投資による供給力強化**と同時に、こうした**分配構造を是正し、実質賃金上昇による継続的な需要拡大**を実現しなければ、真の意味での経済力の強化は望めない。

◆一人当たり実質賃金の寄与度分解

(1996～2000年と2016～2020年の二時点間における賃金の変動)

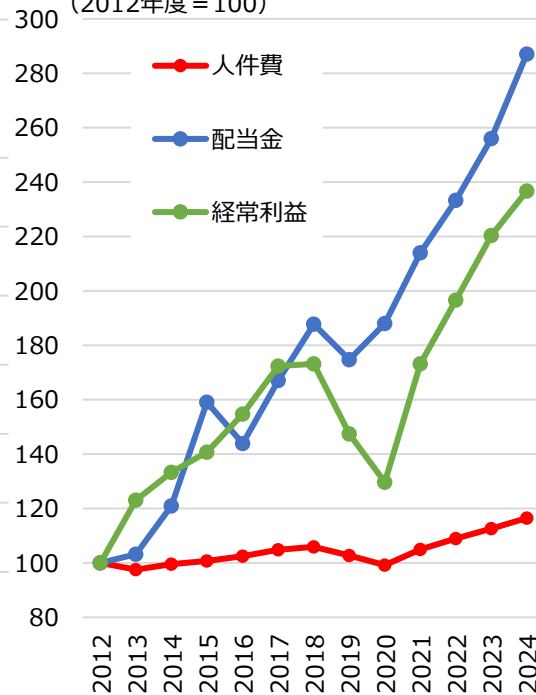


(出所) OECD Data Explorer

(注) デフレターギャップ要因は、GDPデフレターと民間最終消費デフレターの相対比の変化であり、押し下げ方向での寄与は、民間最終消費デフレターが相対的に上昇したことを示す。

◆企業収益と分配

(2012年度 = 100)

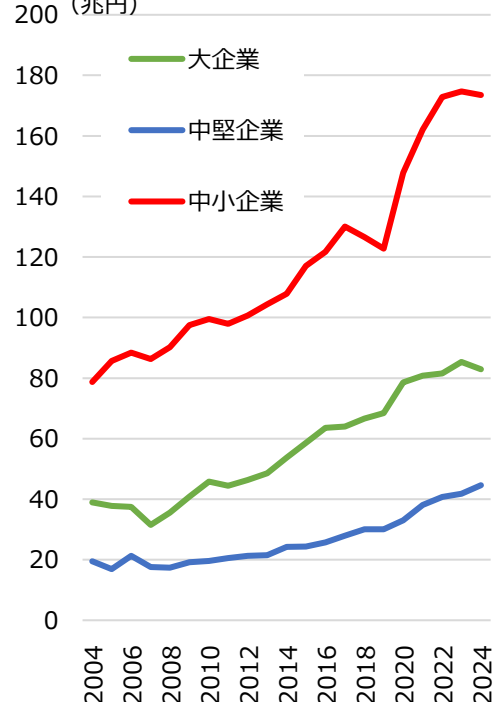


(出所) 財務省「法人企業統計調査」

(注) 金融保険業を除くベース。大企業は資本金10億円以上、中堅企業は資本金1億円以上10億円未満、中小企業は資本金1億円未満。

◆現預金残高

(兆円)

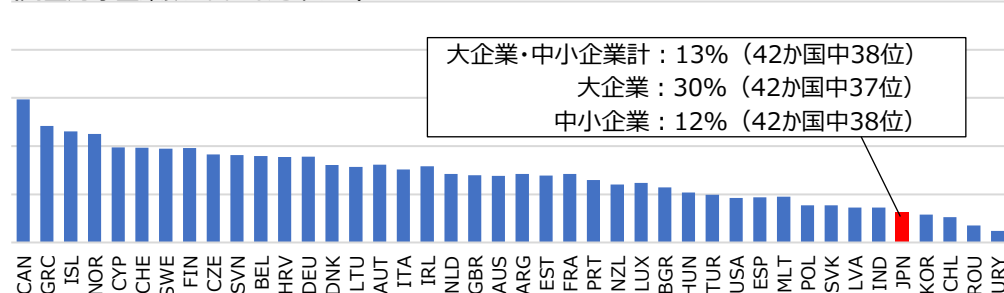


- これまで、我が国における過去の国内投資やそれによる労働生産性の向上は**更なる投資を誘発してこなかった**。その背景としては、人口減少に伴う国内市場の成長期待の低下や不確実性の高まりの下で企業がリスク回避的な行動を強めてきたことに加え、**投資の対象が必ずしも高付加価値の創出につながる分野に重点化されてこなかった点もある**と考えられる。
- **1人当たり平均労働生産性の向上が省力化投資による労働投入量の削減のみ**によって実現される場合、**必ずしも1人当たり賃金の上昇につながるとは限らない**。OECDの調査によれば、我が国の企業は、主要国の中で、既存事業の生産効率を向上させるプロセスイノベーションと比べ、**新たな財やサービスを創出するプロダクトイノベーションの面で、特に後れを取っている**。
- **持続可能な形で投資を喚起していくには、企業から見た期待成長率、すなわち市場規模・需要の拡大見通しを引き上げ、勝ち筋を見つけていく必要がある**。人口減少と人材制約が進行する中においては、これまでの投資行動や分配構造を見直していくことが求められる。**投資の「量」だけでなく「質」が重要**なのであり、既存事業の延長線上ではなく、**新たな需要の創出と市場拡大につながるプロダクトイノベーションを促す**とともに、**そうしたイノベーションを行い得る産業・企業に人的資源が流入するための構造転換が必要**。

◆プロダクトイノベーション・プロセスイノベーションを行った企業の比率

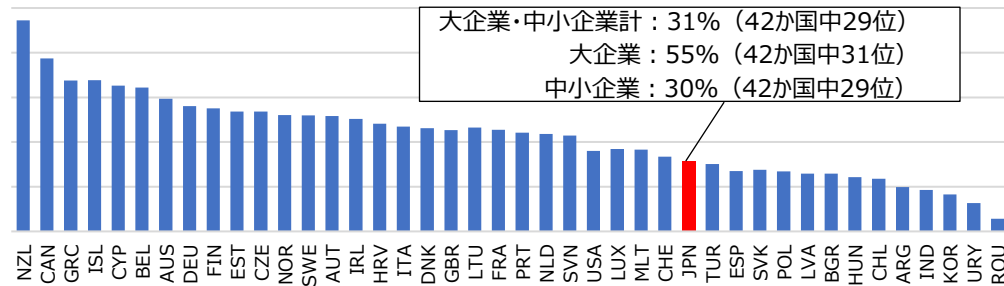
<プロダクトイノベーション>

(調査対象企業数に占める比率、%)



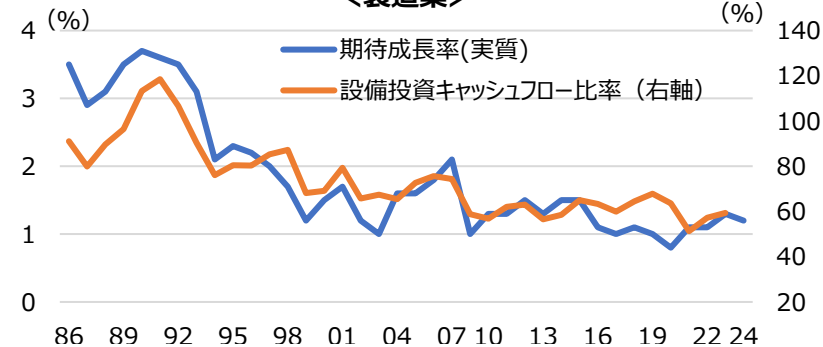
<プロセスイノベーション>

(調査対象企業数に占める比率、%)

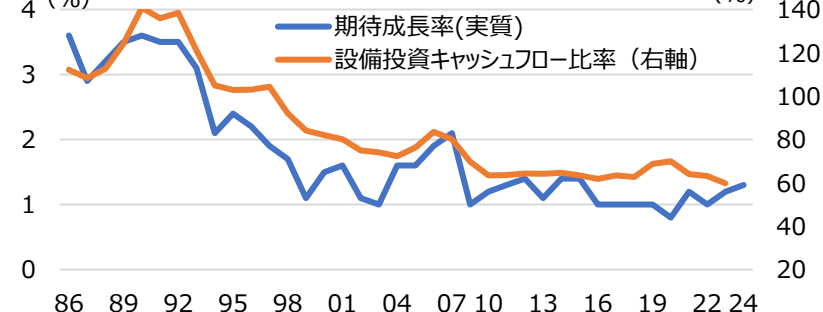


◆企業の期待成長率と設備投資スタンス

<製造業>



<非製造業>



(出所) OECD “Business Innovation Indicators”

(注) プロダクトイノベーションは、新製品・サービスの導入や使用用途等の顕著な改善、プロセスイノベーションは、新たな生産手法等の実施または生産手法等の顕著な改善と定義されている。

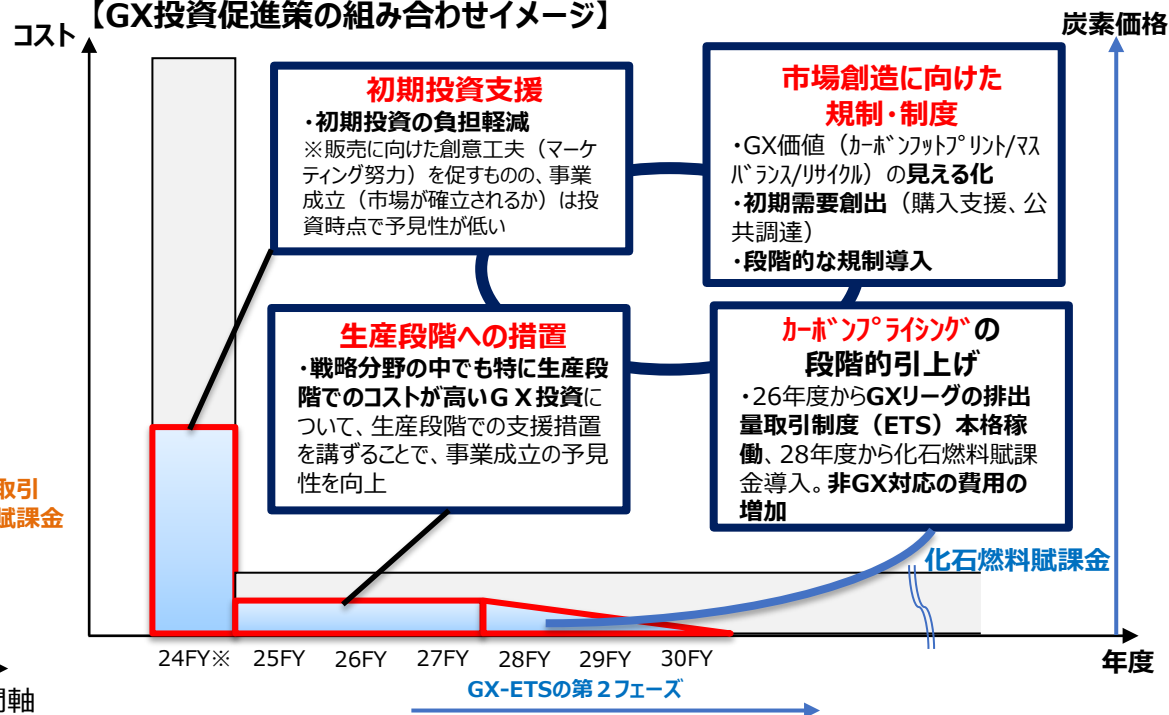
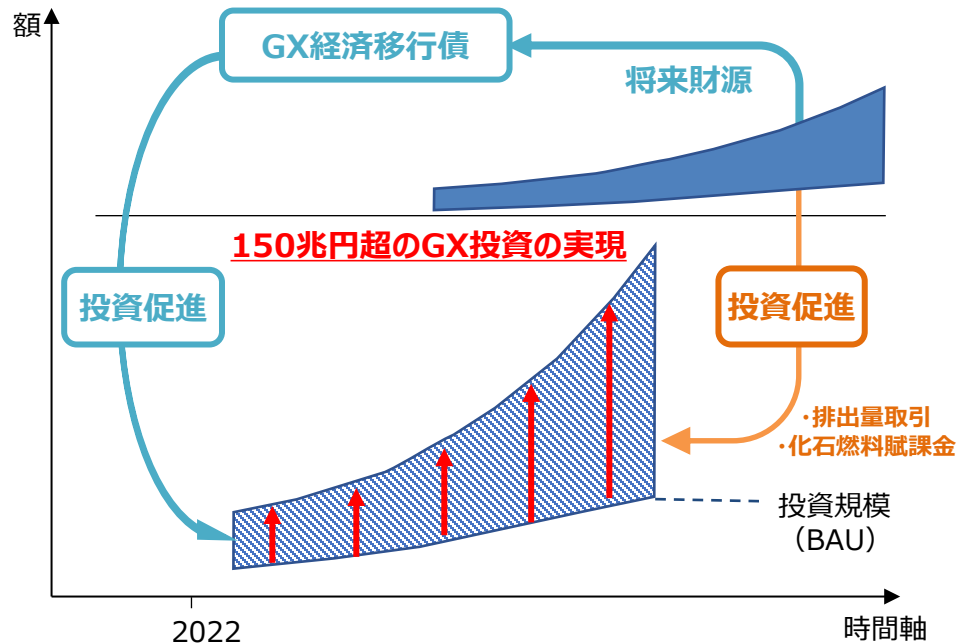
(出所) 内閣府「令和6年度年次経済財政報告」

(注) 財務省「四半期別法人企業統計」、内閣府「企業行動に関するアンケート調査」により作成。実質期待成長率は、前年度調査結果における「今後5年間の見通し」の年度平均値。

- **危機管理投資、成長投資については、通常歳出と別に、「新たな投資枠」の創設が予定されている。**
- 我が国のGX支援は、**必要な財源を確保しながら、GX投資を実施するインセンティブを高める支援策と規制・制度的措置を一体的に、長期・複数年度にわたる国によるコミットメントを示す形で講じていくことで、事業者によるGX投資の収益性に関する中長期的な予見可能性を高め、民間企業の投資を引き出す形で、官民協調で150兆円を超えるGX投資の実現を目指すこととしている。**
- 国による支援の基本原則としては、**民間のみでは投資判断が真に困難な案件**であって、**産業競争力強化・経済成長及び排出削減のいずれの実現にも貢献する分野への投資**を対象としており、その執行に当たっては**将来の自立化も見据えていること**を条件としている。
- また、GX支援を進めるに当たっては、**GX実行会議を始め適切な場で進捗状況の報告**を行い、**必要に応じた見直し等を効果的に**行っていくこととしている。

【GX投資（成長志向型カーボンプライシング構想）のイメージ】

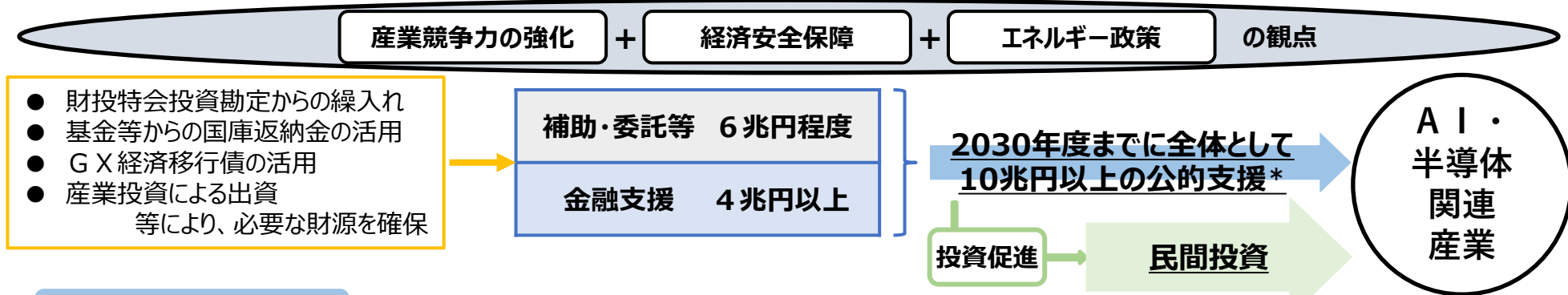
【GX投資促進策の組み合わせイメージ】



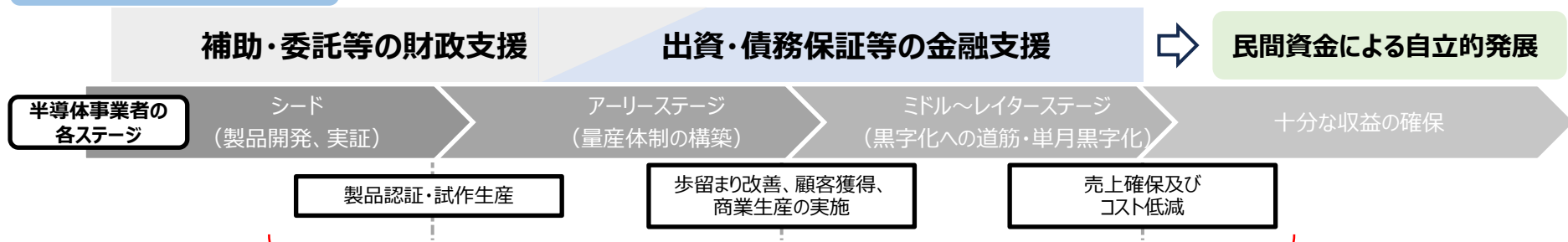
※最速の場合。実際は、政策動向を踏まえた事業性確認、金融機関始め関係者との調整、環境アセス等を要するため、特に多排出産業の大型投資の実行は26年以降になる見通し。

- 我が国の半導体分野への支援は、脱炭素等のエネルギー政策上の観点や、幅広い分野に影響する技術の産業競争力強化、経済安全保障といった**複数の目的を踏まえて実施**。計画的な支援により民間投資も呼び込めるよう**必要な財源を確保して実効性を担保**しつつ、事業者のステージ等に応じた支援を可能とするため**金融支援も含めた政策手段を用意**し、透明性の観点から**外部有識者によるモニタリングを組み込んだ制度設計**としている。
- 「**新たな投資枠**」の創設に当たっては、こうした既往の投資枠を参考にしつつ、投資に見合うリターンを期待できるか、民間投資を引き出すことができるか等をよく検討し、**投資・生産性・賃金の連動を通じて付加価値創出力を高めていく事業を中心に、恒常的な施策は原則として当初予算で措置することを通じて予算の予見可能性を高めることで民間投資を引き出しつつ、企業による適切なリスクテイクを促すような金融支援も含めた多様な政策手段を用意するとともに、効果の検証結果に応じた見直しや支援継続の要否等を判断できるよう適切なマイルストーンを設けること**によって政策効果を高めていくことが重要。

◆ AI・半導体分野への支援 (AI・半導体産業基盤強化フレーム)



* 公的支援のあり方

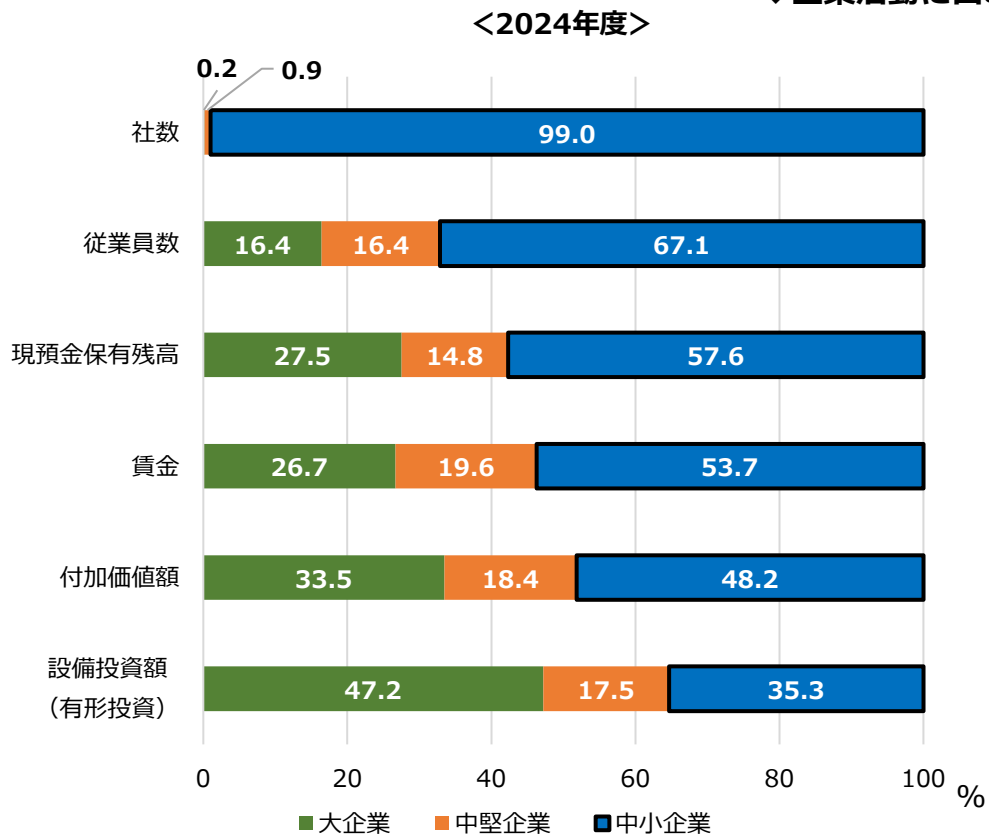


第三者の外部有識者による評価等の下で、適切なマイルストーンを設定し、その達成状況等を確認。その確認結果や判断内容を公表するなど、透明性を持って説明責任を果たしながら支援。

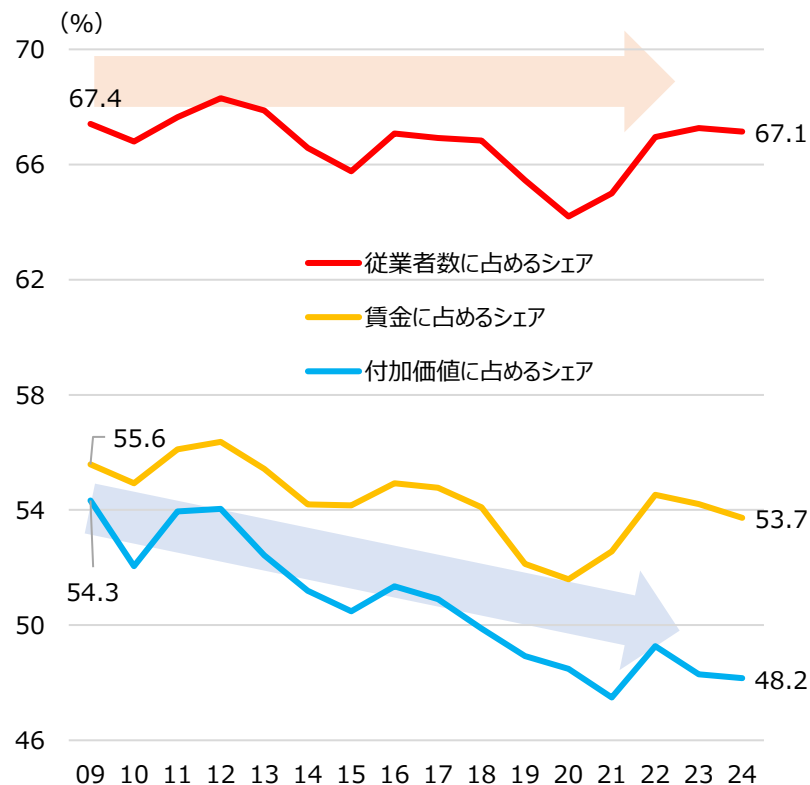
(注) 基金を活用して複数年度の企業支援を行う場合も、定期的に進捗・成果を評価する成果管理の仕組みを設けることが重要。

- 中小企業分野においても、**人材配分の適正化と労働生産性の向上を一体的に進めていく必要**。**従業員数に占める中小企業の比率は7割程度と高い一方で、賃金や付加価値額に占める中小企業の比率はこれよりも低く、また、投資活動に占める比率も顕著に低い**。さらに、時系列でみると、**従業員数の7割が中小企業に集中する構造が維持されたまま、賃金や付加価値額に占める中小企業のシェアは低下**。
- 過去、労働力が増加する経済環境にあつては、中小企業が雇用を吸収し、経済を下支えする役割を一定程度果たしてきたと考えられるが、**我が国が人口減少という構造的な変化に直面し、人材がますます希少な経営資源となっているからこそ、人材の適正な配置・活用という観点に立った中小企業政策が必要**。

◆企業活動に占める中小企業の割合



<時系列推移>



(出所) 財務省「法人企業統計調査」

(注) 金融保険業を除くベース。大企業は資本金10億円以上、中堅企業は資本金1億円以上10億円未満、中小企業は資本金1億円未満。

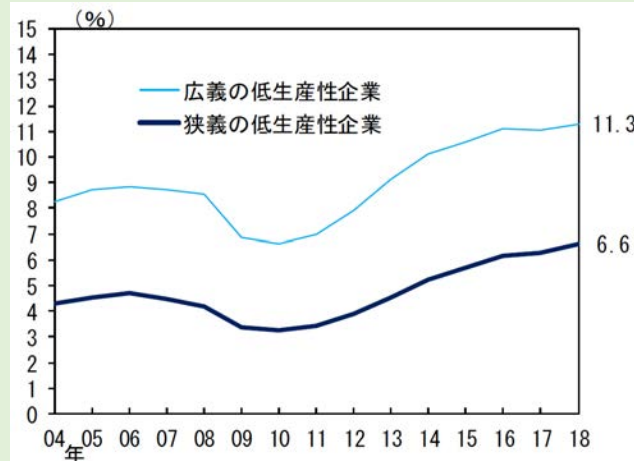
- どのような中小企業に労働資源が集中しているのかについて、コロナ禍前までの中小企業のマイクロデータを用いた分析によれば、**労働生産性の低い中小企業が存続する中で、低生産性企業が労働投入量に占めるシェアが上昇**してきたことが示されている。また、このように**労働資源が労働生産性の低い企業に集中**することにより、**相対的に生産性の高い企業の付加価値創出や労働投入に悪影響を与える可能性**も示唆されている。
- 過去の賃金上昇率がゼロ近傍に張り付いていた経済状況とは異なり、企業全体の平均的な賃金上昇率がプラスとなり、労働生産性や収益力に応じて企業間の賃上げ率のバラつきが生まれる中で、**賃金をシグナルとした市場メカニズムを通じ、希少な経営資源である労働資源がより生産性の高い産業や企業に移動・集約**され、経済全体として効率的な資源配分が実現されることが重要。

◆ 中小企業のマイクロデータを用いた分析

<低生産性企業の定着率>



<労働投入量に占める低生産性企業のシェア>



<低生産性企業の労働投入量シェア上昇の影響>

低生産性企業の労働投入量シェアが1%pt上昇した場合のその他の企業への影響

その他の企業の付加価値の伸び率 (対数前期差) への影響	-0.097***
その他の企業の労働投入量の伸び率 (対数前期差) への影響	-0.148***
その他の企業の資本ストックの伸び率 (対数前期差) への影響	-0.074***

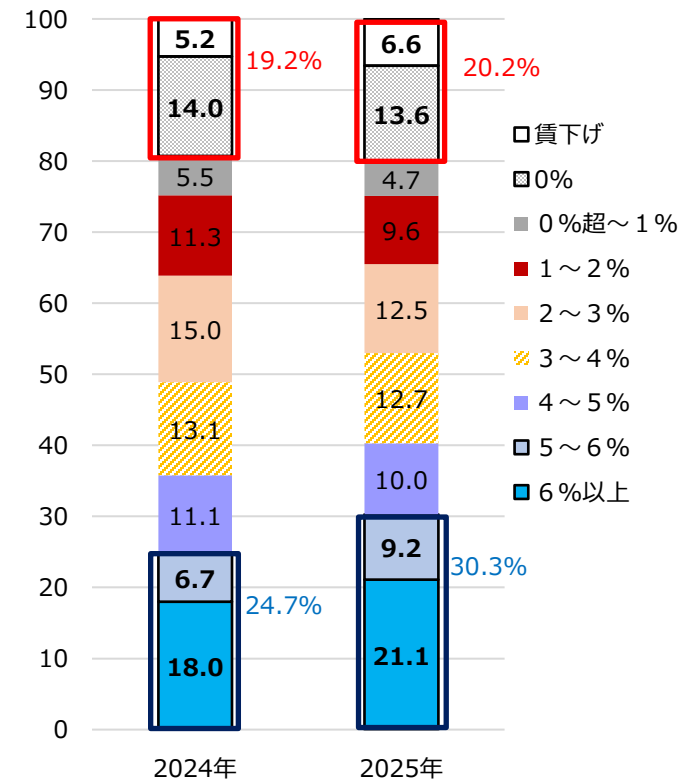
(出所) 飯田智之『近年の中小企業の生産性動向』、2021年10月、日本銀行ワーキングペーパーシリーズ

(注)

1. 「狭義の低生産性企業」は、企業のTFP(全要素生産性)水準が同業種の下位30%(企業数ベース)にいる状態が3年以上続いている企業。「広義の低生産性企業」は、これに加え、調達金利が同業種の中央値を下回っている企業。
2. 各企業のTFP水準は、中小企業信用リスク情報データベース(CRD)のマイクロデータを用い、付加価値を労働投入量や資本投入量に回帰して得られる残差として計測。
3. 左上図の低生産性企業の「定着率」は、当年に低生産性企業に該当する企業のうち、前年も低生産性企業に該当する企業の割合。
4. 左下図は、企業iの付加価値、労働投入量、資本ストックの伸び率を、企業が低生産性企業ではない場合に1をとるタミー変数と、企業と同じ地域・業種における「低生産性企業の労働投入量シェア」の交差項に回帰して得られたパラメータ。詳細は出所に記載のワーキングペーパー参照。

◆ 中小企業の賃上げ率のバラつき

(回答比率、%)

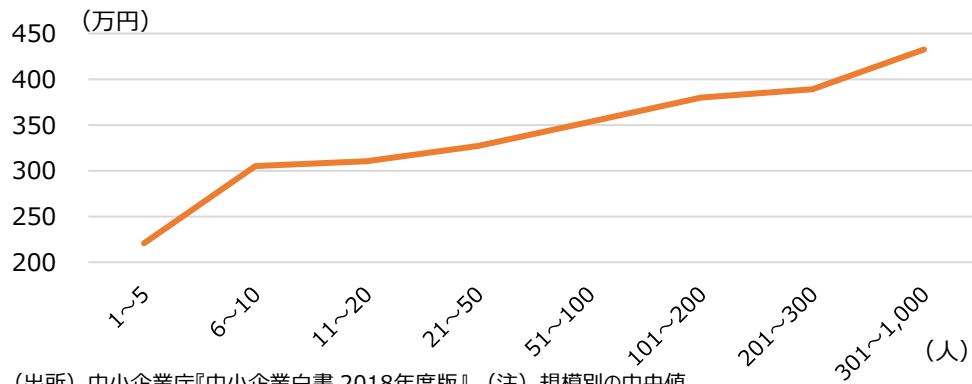


(出所) 内閣府「令和7年度年次経済財政報告」

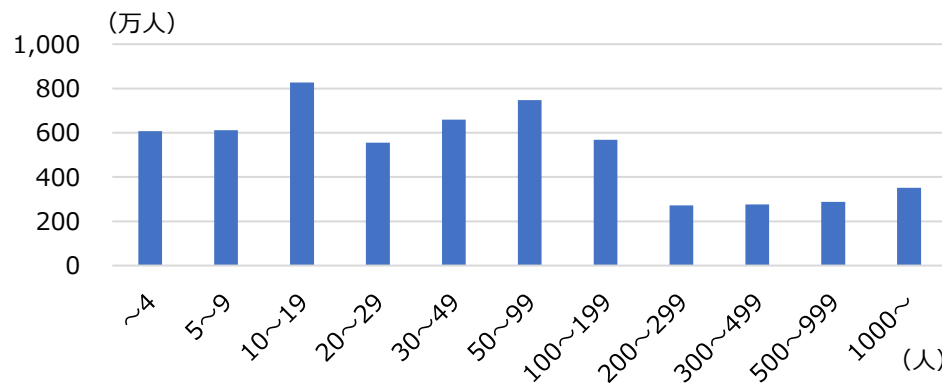
(注) 日本商工会議所・東京商工会議所「中小企業の賃金改定に関する調査」により作成。調査期間は2025年4月14日~5月16日。

- 企業の労働生産性と規模（常用雇用者数）の関係を見ると、**規模の拡大に応じて、労働生産性が高まる傾向**にある。また、**企業の合併により、労働生産性や1人当たり賃金が統計的に有意に高まる**との分析結果もある。
- これに対し、我が国の規模（常用雇用者数）別に従業者数の分布を見ると、**小規模な企業に従業者が偏っている**。また、比較可能なベースで米国や欧州と比べても、そうした度合いが強いことがわかる。**我が国の中小企業が小規模分散構造の下で、労働資源を効率的に活用できていない点が、中小企業の労働生産性が高まりにくい一因**と考えられる。
- 中小企業、ひいては企業部門全体の労働生産性を高め、持続的な賃上げにつなげていくためには、**価格転嫁や取引適正化**を引き続き徹底し、サプライチェーン全体として付加価値の適正な分配を図ることに加えて、**中小企業の成長を通じた規模の拡大や、企業間の必要な連携・再編**を促し、**過度な小規模分散構造からの転換**を図っていくべき。

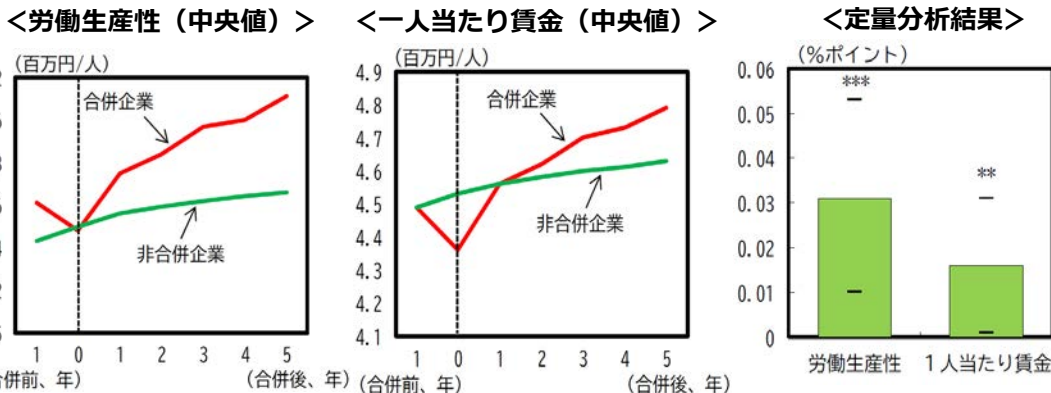
◆ 企業規模（常用雇用者数）別の労働生産性



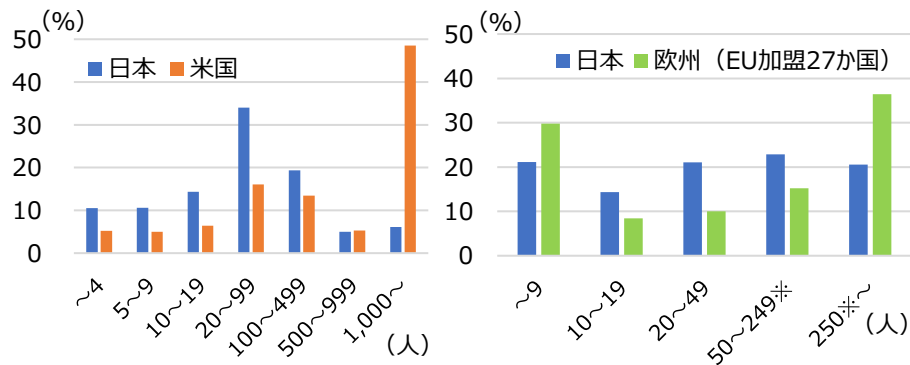
◆ 企業規模（常用雇用者数）別の従業者数



◆ 合併による生産性・賃金上昇効果



◆ 米国・欧州との比較 (企業規模別の従業者数分布)



- 我が国企業部門の小規模分散構造からの転換に向け、**中堅企業や、売上高100億円を目指す中小企業の成長・規模拡大を支援する方向性自体は、妥当**。しかし、その支援手法は、**大規模な補助金による支援**に偏っており、
 - ① **規模拡大**（売上高100億円の達成や、中小企業の中堅企業化）が**要件化されておらず、インセンティブ付けが弱い**
 - ② **賃上げ要件**の達成判定は予算計上から**最長6年後**となっており、**分配構造の是正への働きかけとしては即効性に乏しい**
 - ③ **自力で投資可能な企業に対する収益支援となるおそれ**がある、といった様々な課題がある。
- このため、中堅・中小企業の成長投資への支援としては、「**渡し切り**」の補助金に依存することなく、**フォローアップやガバナンスに優れ、資金回収も可能な金融支援（官民の適切なリスクシェアの下での出融資や保証）**を活用すべき。また、投資資金の支援に偏重せず、**成長に向けた最大の課題である経営人材の不足に対し、地域金融機関等も含め、マッチングや経営支援に官民で取り組むべき**。

◆中堅企業・100億宣言企業向けの補助金

◆不採択となってしまう場合、予定されていた事業は補助金なしで実施するか

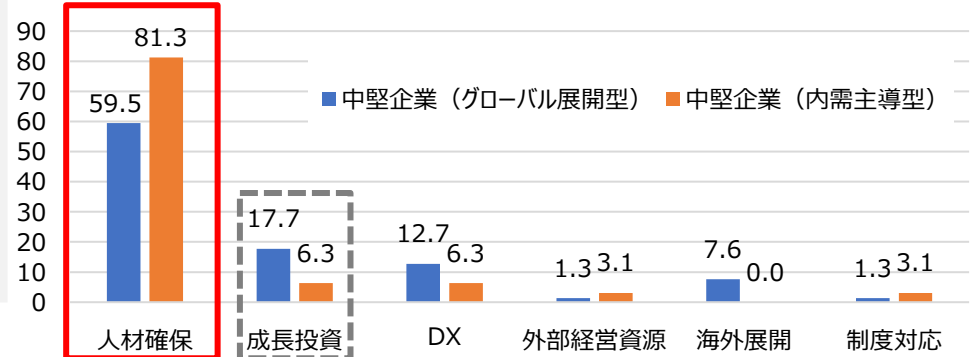
	中堅等大規模成長投資補助金 ＜R7補正：4,121億円＞	中小企業成長加速化補助金 ＜R7補正：3,400億円の内数＞
支援対象	中小企業または中堅企業 ← 採択者の約9割が中小企業だが、中堅企業に成長することは要件化されておらず、達成時の追加インセンティブもない	「100億宣言」を行った中小企業 ← 売上高100億円の達成は要件化されておらず、達成時の追加インセンティブもない
要件	【投資額要件】20億円以上 【補助率】1/3 【賃上げ要件】 補助事業終了後3年間の1人当たり平均賃金上昇率が5.0%以上 ← 補助事業終了は予算計上から最長約3年後のため、賃上げ要件の達成判定は最長6年程度先	【投資額要件】1億円以上 【補助率】1/2 【賃上げ要件】 補助事業終了後3年間の1人当たり平均賃金上昇率が4.5%以上 ← 補助事業終了は予算計上から最長約3年後のため、賃上げ要件の達成判定は最長6年程度先



(出所) 経済産業省『中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金効果検証シナリオ』
(注) 中堅等大規模成長投資補助金の1次公募に応募した事業者に対するアンケート調査（回答278者）。

◆中堅企業の「今後成長していくにあたっての最大の経営課題」

(回答比率、%)



(出所) 内閣官房・経済産業省「中堅企業成長ビジョン策定に向けた作業部会「中堅企業の自律的成長の実現に向けて（事務局資料）」（令和6年10月）、経済産業省「地域未来牽引企業アンケート」

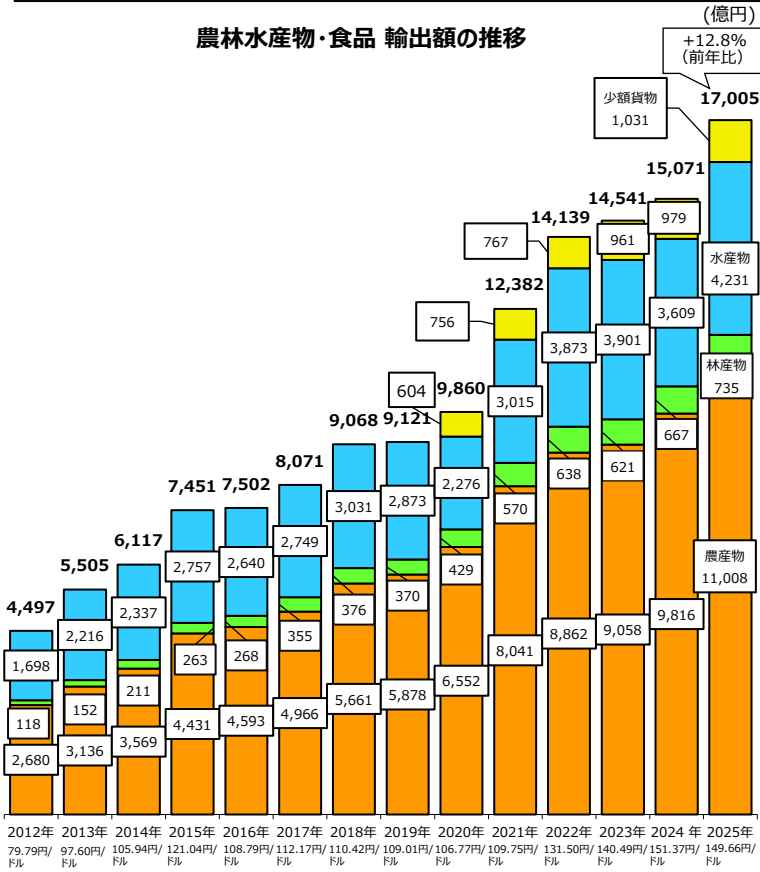
(出所) 経済産業省、中小企業庁

(注) 要件は、直近公募回のもの。中堅等大規模成長投資補助金について、100億宣言企業は、投資額要件：15億円以上、賃上げ要件：補助事業終了後3年間の1人当たり平均賃金上昇率が4.5%以上。

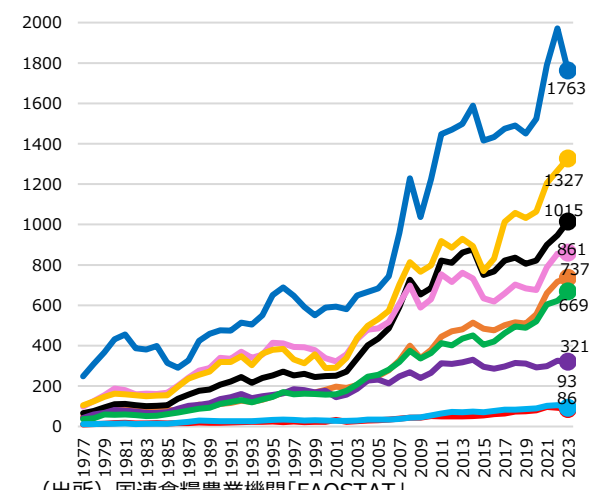
農林水産品の輸出①

- **我が国の農林水産物・食品の輸出額は近年増加しているが、主要先進国に大きく劣後している。**また、我が国の農林水産物・食品の**生産額に占める輸出額の割合は2%**と**主要先進国に比べて極めて小さい**。**2025年の2兆円目標も、円安という追い風もあったにもかかわらず、未達成**となった。
- **重点品目の輸出額を個別に見てみると、過去5年間で、例えば、真珠は5.4倍、茶は4.5倍、ホタテは2.8倍と大きく伸びた一方、加工食品を中心に、2025年目標に届いていない品目が多い。**
- 今後、我が国の人口減少が進み、国内需要の縮小が想定される中、国内の生産基盤を維持し、食料供給力を確保するとともに、外貨を稼ぐためにも、**輸出の拡大に真摯に取り組むべきである**。**2030年の5兆円目標の実現に向けては、これまでの対応をしっかりと振り返ることが重要**である。

農林水産物・食品 輸出額の推移 (億円)



輸出額の推移 (1977~2023年) (億ドル)



生産額に占める輸出額の割合 (2023年) (億ドル)

国名	①生産額	②輸出額	輸出割合 (②/①)
米国	18,564	1,763	10%
フランス	3,717	861	23%
日本	3,619	86	2%
ドイツ	2,451	1,015	41%
カナダ	2,440	737	30%
イタリア	2,403	669	28%
韓国	1,858	93	5%
英国	1,389	321	23%
オランダ	878	1,327	151%

(出所) 国連食糧農業機関「FAOSTAT」
 (注) 生産額：Gross Production Value (農畜産物)、Global aquaculture production (水産物) の合計
 輸出額：Export Value (Crops and livestock products) (農畜産物)、Global Aquatic Trade (水産物) の合計

主な輸出重点品目の輸出額の推移 (2020 ⇒ 2025年)

・ホタテ	360億円 ⇒ 1,024億円 (138%)	・ソース混合調味料	365億円 ⇒ 721億円 (85%)
・茶	162億円 ⇒ 721億円 (231%)	・清涼飲料水	342億円 ⇒ 604億円 (77%)
・真珠	76億円 ⇒ 412億円 (109%)	・ウイスキー	271億円 ⇒ 490億円 (72%)
・米/米加工品	60億円 ⇒ 159億円 (127%)	・清酒 (日本酒)	241億円 ⇒ 459億円 (76%)

↑ 目標達成率 (2025年輸出実績額 / 2025年目標額) ↑

(出所) 財務省「貿易統計」

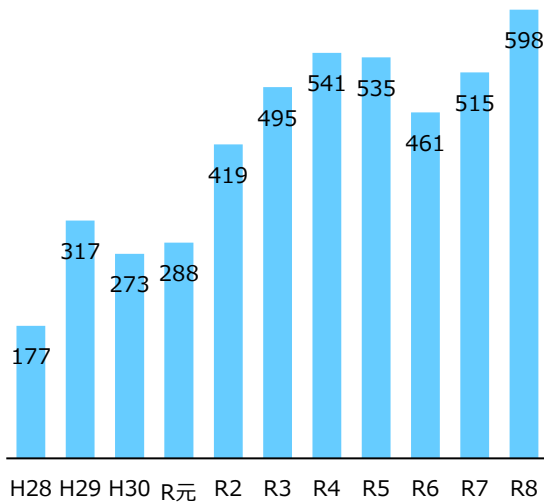
農林水産品の輸出②

- 2030年目標の達成に向けては、総花的な取組に陥ることなく、**重点品目ごとに戦略的な取組を進めることが重要**である。
 - － 「**米・米加工品**」については、**米の生産コストを引き下げていくことが極めて重要**である。その上で、「米粒」だけではなく、パックご飯や冷凍ずしなど、**付加価値を付した上で輸出していく視点が重要**である。※基本計画のKPI・・・15ha以上の経営体：生産コスト9,500円/60kg
 - － 輸出額の4割程度を占める**加工食品**については、足もとの実績と2030年目標との間で大きな開きがある。**食品添加物の海外規制等が障壁**となっており、国として対応すべき課題の優先順位付けを行いつつ、**輸出環境の整備に一層取り組んでいく必要がある**。
 - － 個々の産地・事業者では対応が難しい輸出促進活動を担うべく、**重点品目ごとに民間事業者を会員とする「品目団体」が認定**されているが、これらの団体が**リーダーシップを発揮し、輸出産地の形成や、「ジャパンブランド」を活用していくことが重要**である。その際、**現状、補助金に依存した団体が多い**ことも踏まえ、「輸出拡大実行戦略」にもあるとおり、**諸外国の例も参考にしながら、チェックオフ制度の推進を含め、自主財源を確保して主体的かつ積極的な活動を促していく必要がある**。

(注1) 「茶」について、地理的表示（GI）保護制度を活用し、「八女伝統本玉露」など個別産地での登録が行われているが、日本全体としてのブランド力を訴求し、他国産との差別化を図る初の試みとして、現在、「日本茶」のGI登録申請が行われているところ。

(注2) 米国や韓国等の「品目団体」は、法律に基づき、農業者や農業団体から一定金額を強制的に徴収し、それを原資として、輸出促進活動を行っている（チェックオフ制度）。我が国では、輸出促進法において、国の認定を受けた品目団体が任意のチェックオフ制度を導入可能である旨を明記。

輸出関係予算の推移 (億円)



(出所) 農林水産省作成資料に基づき財務省作成
(注) 当初予算と補正予算（前年度）の合計額

韓国・世界向け輸出額 (千ドル)

	①日本	②韓国
米	79,329 >	65,351
米加工品	10,235 <<	193,319

(出所) 財務省「貿易統計」、KATI「農食品輸出情報」
(注) 2024年の値

ロサンゼルス市場・パックご飯 (2024年6月～2025年1月)

	内容量	販売価格	単位重量 当たり価格
日本産	63 oz	17.99 USD	0.29 USD
韓国産	89 oz	13.99 USD	0.16 USD

(出所) ジェトロ「海外マーケティング基礎情報（品目別現地価格調査）」

認定品目団体

- 2022年5月改正の**輸出促進法**に基づき、重点品目ごとに、法人からの申請により、政府が「**農林水産物・食品輸出促進団体**」として認定

(注) 日本真珠振興協会、日本茶業中央会、全日本コメ・コム関連食品輸出促進協議会 など

- 各団体は、生産者や事業者が直面する課題の解決に向け、**オールジャパンで取り組むべき活動**を実施。

－ 輸出先国の市場・規制の調査、商談会の開催、事業者への情報提供・助言 など



(参考) 輸出重点品目ごとの輸出目標・実績

輸出重点品目	輸出実績(億円)		目標(億円)・達成率	
	2020年	2025年 (対2020年比)	2025年 (達成率)	2030年 (達成率)
牛肉	289	731(+153%)	1,600(46%)	1,132(65%)
豚肉	18	30(+69%)	29(103%)	52(57%)
鶏肉	21	25(+24%)	45(57%)	44(58%)
鶏卵	46	81(+77%)	63(129%)	109(75%)
牛乳乳製品	222	305(+37%)	328(93%)	883(35%)
りんご	107	144(+34%)	177(81%)	279(52%)
ぶどう	41	47(+13%)	125(37%)	380(12%)
もも	19	25(+32%)	61(41%)	180(14%)
かんきつ	7	14(+109%)	39(37%)	130(11%)
かき・かき加工品	注1 4	11(+154%)	14.1(79%)	54(21%)
なし注2	8	11(+50%)	注3 -	100(11%)
いちご	26	67(+156%)	86(78%)	253(27%)
ながいも、たまねぎ等注4	58	66(+14%)	注5 -	240(27%)
かんしょ・かんしょ加工品注4	注6 21	45(+117%)	28(159%)	69(65%)
米・バックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品	60	159(+163%)	125(127%)	922(17%)
茶	162	721(+345%)	312(231%)	810(89%)
切り花	8	15(+84%)	18.8(79%)	46(32%)
清涼飲料水	342	604(+77%)	786(77%)	2,876(21%)
菓子	233	433(+86%)	465(93%)	2,050(21%)
ソース混合調味料	365	721(+97%)	850(85%)	3,351(22%)
味噌・醤油	114	206(+82%)	231(89%)	926(22%)
清酒(日本酒)	241	459(+90%)	600(76%)	760(60%)
ウイスキー	271	490(+81%)	680(72%)	750(65%)
本格焼酎・泡盛	注7 12	20(+63%)	40(49%)	50(39%)
製材	68	102(+51%)	271(38%)	850(12%)
合板	58	86(+49%)	80(108%)	115(75%)
ぶり	173	528(+206%)	542(97%)	736(72%)
たい	38	80(+112%)	193(42%)	204(39%)
ホタテ貝・ホタテ貝加工品注2	360	1,024(+184%)	注8 656(138%)	1,385(74%)
牡蠣・牡蠣加工品注2	29	55(+92%)	注3 -	93(59%)
真珠	76	412(+441%)	379(109%)	472(87%)
錦鯉	48	100(+106%)	97(103%)	100(99.7%)

(注1) 「かき加工品」は含まれない。(注2) 「なし」「ホタテ貝加工品」「牡蠣・牡蠣加工品」は2025年に輸出重点品目に追加・目標額設定。(注3) 輸出重点品目への追加が2025年であったため、2025年目標は設定していない。

(注4) 輸出重点品目は「かんしょ・かんしょ加工品、ながいも、たまねぎ等」で1品目として設定。(注5) 2025年目標は設定していない。(注6) 「かんしょ加工品」は含まれない。(注7) 「泡盛」は含まれない。

(注8) 「ホタテ貝加工品」は含まれない。

- 日本のコンテンツの海外市場売上を2033年に20兆円とする目標の達成に向けて、世界規模で発生している海賊版被害（1か月7,000億円超との試算）への対策が課題。その解決の手段の一つとして、**正規版のマンガ（デジタル版）の普及が重要**。
- 日本から世界に展開する**各社のデジタルプラットフォームの共通課題の解決に官民連携にて一体的に取り組み、正規版の海外展開を促進していく**べき。このために、まずは**どういった共通課題を取り上げるか、官民で検討を具体化すべき**ではないか。
- **全出版社のマンガを扱っていることが、読者のサービス選好に最も大きく影響**するとの研究もあることを踏まえ、正規版普及に向けては、将来的に、マンガの利用者が**出版社横断的に全てのマンガにアクセスできるデジタルプラットフォームの構築を目指す**べきではないか。

日本出版社の電子漫画の世界における海賊版被害額推計
2025年6月（1か月間）

	国名	総滞在時間 (単位：百万時間)	総閲覧冊数（推定） (単位：百万冊)	タグ読みされた金額 (推定) (単位：億円)
1	Indonesia	92.26	184.52	922.6
2	Japan	83.43	166.86	834.3
3	United States	79.12	158.24	791.2
4	India	38.89	77.77	388.9
5	Thailand	32.48	64.96	324.8
6	Philippines	29.56	59.12	295.6
7	Vietnam	22.81	45.63	228.1
8	Germany	19.25	38.51	192.5
9	Malaysia	18.81	37.61	188.1
10	France	18.15	36.30	181.5
11	Mexico	17.84	35.68	178.4
12	Russia	17.76	35.52	177.6
13	Saudi Arabia	12.81	25.62	128.1
14	Turkey	12.21	24.42	122.1
15	Ukraine	11.25	22.50	112.5
	その他	198.17	396.33	1,981.7
	合計	704.79	1,409.58	7,047.9

定額配信サービスオプションの読者の
サービス選好度への影響

オプション	ヘビー購読者	カジュアル購読者	無料読者	非読者
全出版社の作品が読める	◎	○	○	○
最新刊が読める	◎	△	有意な影響なし	△
連載中の作品が読める	○	△	有意な影響なし	有意な影響なし

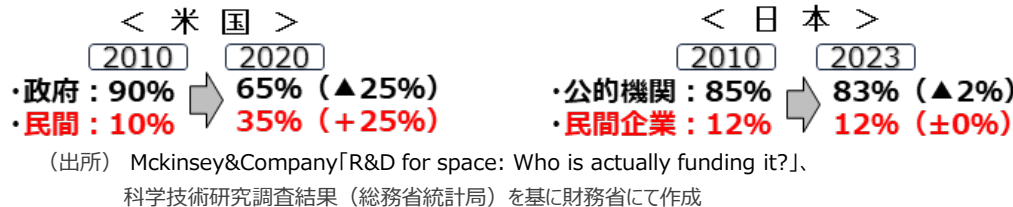
・ヘビー購読者（先月の漫画購読額1,500円以上）、カジュアル読者（同1,500円未満）、無料読者（同無料漫画のみ購読）、非読者（先月漫画を読まなかった者）

（出所）学術雑誌『情報通信政策研究』第3巻第2号（令和2年1月31日）
漫画の定額配信サービスの可能性—漫画海賊版への対抗策 田中辰雄
・財務省において、表形式に整理。その際、サービスへの支払い意思額が600円以上の場合に◎、同300円以上の場合に○、同100円以上の場合に△とした。

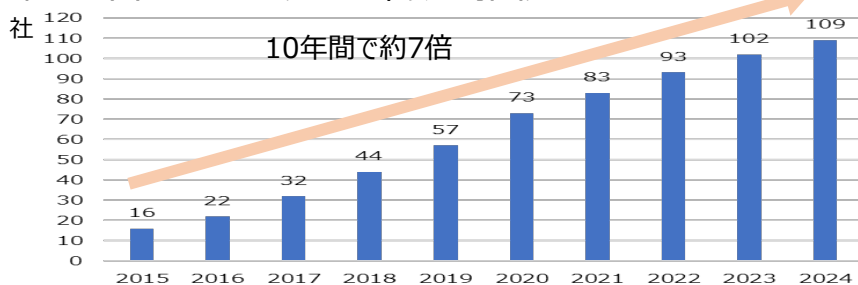
民間宇宙活動の更なる成長

- 我が国の宇宙分野の成長に向けては、民間宇宙活動の更なる成長が不可欠。
- 海外では民間事業者が政府資金のみならず民間資金を活用し、宇宙分野における技術革新と商業化を推し進めている。我が国においても、民間事業者スタートアップ企業が増えていること等を踏まえ、可能な分野については、**民間事業者主導の研究開発、事業化等にシフトさせることが必要**であり、以下の取り組みを推進する必要。
 - 民間事業者主体のロケット打上げへの移行、国内外商用衛星の受注増や打上げの高頻度化など**民間事業者の役割の拡大**
 - 新興ロケット事業者による打上げサービスの早期実現や政府調達に向けた支援など**新興ロケット事業者等の戦略的な育成**
 - **JAXAのロケット関連インフラ等や知見の民間活用**の推進、射場整備運用の在り方の検討や民間事業者との協業の拡大
- また、これらの取り組みを通じて、民間主体で、**我が国の衛星打上げ市場の需要と供給のミスマッチの解消、海外衛星の打上げ需要の取り込みを図り、今後拡大する国内外の衛星打上げ需要の獲得**にもつなげる必要。

◆ 宇宙分野における研究開発費の資金割合



◆ 国内宇宙スタートアップ企業数の推移



(出所) SPACETIDE COMPASS Vol.12を基に財務省にて作成

◆ 衛星打上げにおける国際的な流動性（2015～2024年累計）

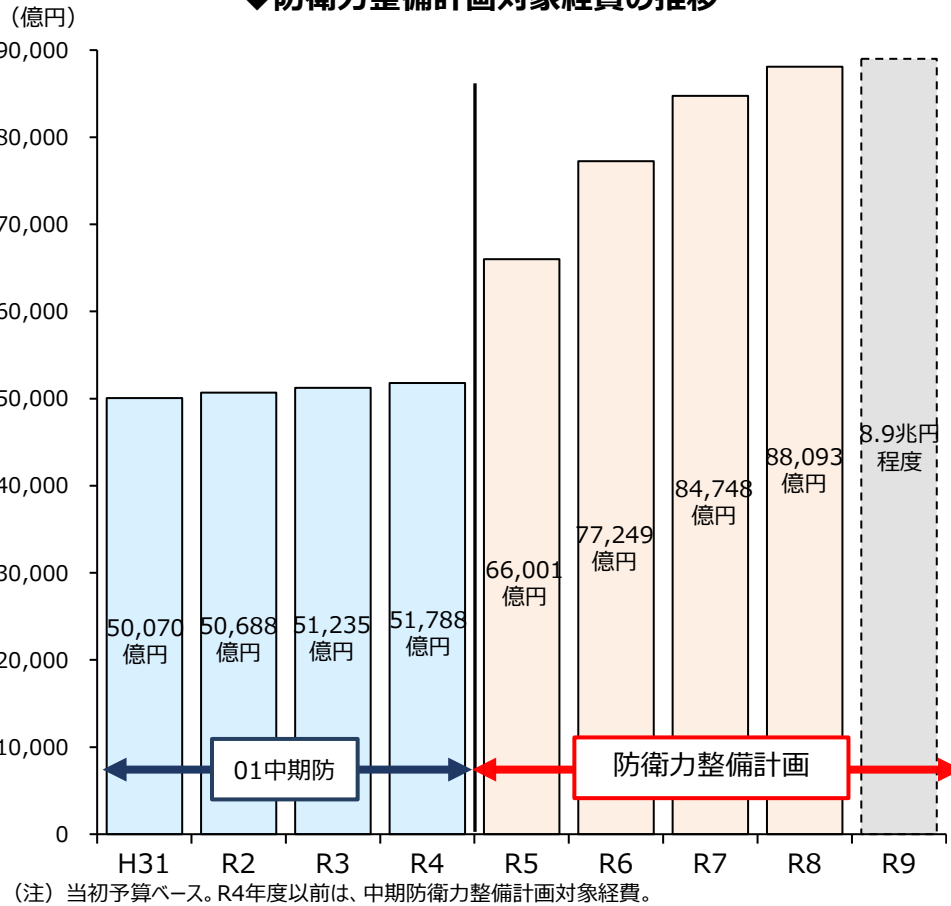
日本は、**自国衛星を自国ロケットで打上げた割合は50%程度**。残りの50%程度は他国ロケットで打上げを行っており**需要が流出している**。



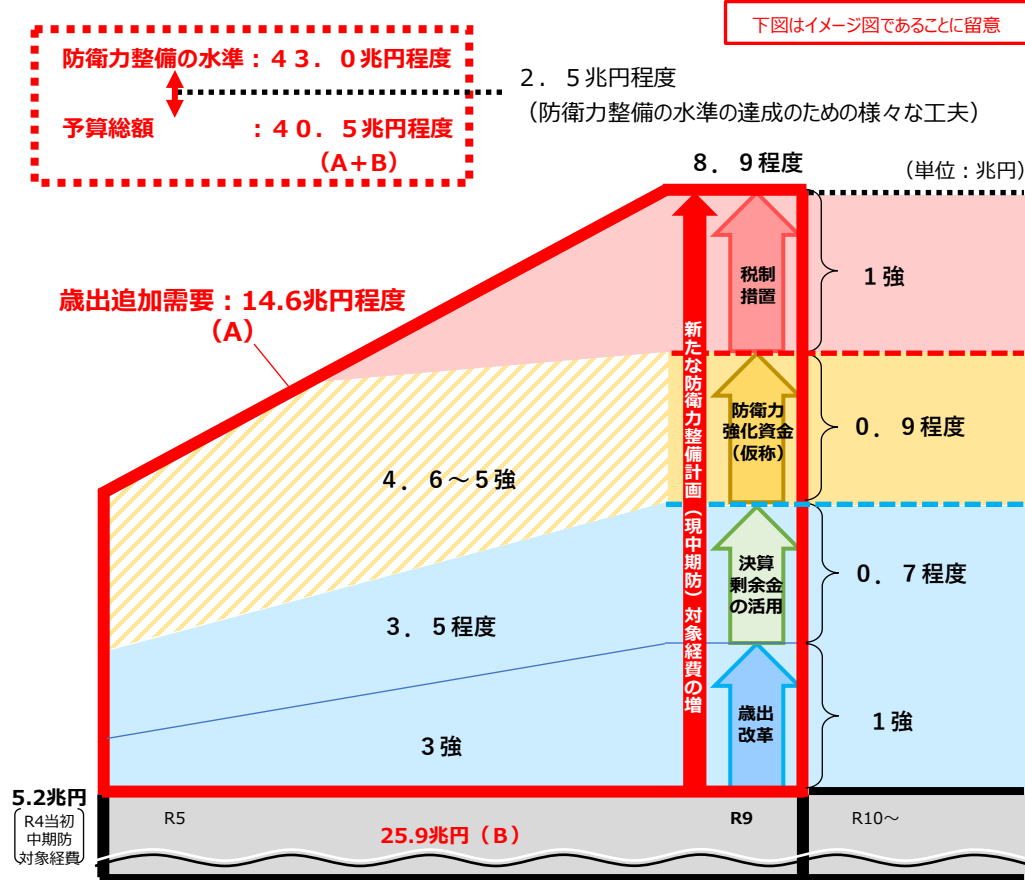
(出所) 令和8年2月24日 宇宙政策委員会 第122回会合 基礎資料「宇宙政策基礎資料」に一部追記

- 現行整備計画下において、整備計画対象経費は**約3.6兆円の増加**（R4当初：5.2兆円、R8：8.8兆円）。
- 前計画からの**増額分に係る財源は**、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入、税制措置により**国債に頼ることなく賅っている**。

◆防衛力整備計画対象経費の推移



◆防衛力整備計画に関する財源確保について



◆防衛力整備計画 (抄) (令和4年12月16日閣議決定)

XⅢ 所要経費等

6. 2027年度以降、防衛力を安定的に維持するための財源、及び、2023年度から2027年度までの本計画を賅う財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置等、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずることとする。

戦略三文書改定の背景

○ 現行三文書を策定した当時と比べ、我が国の周辺国等の軍事力向上や連携強化の動きが見られる。また、ロシアによるウクライナ侵略が長期化するとともに、新しい戦い方の様相が見られるなど、**我が国を取り巻く安全保障環境は一段と厳しくなっている。**

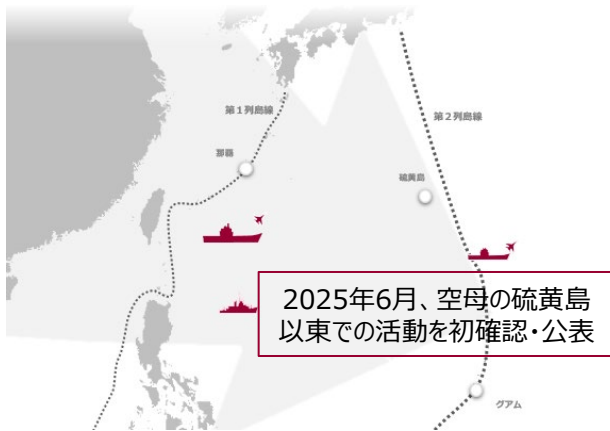
○ こうした中、**我が国として主体的に防衛力強化を進めるべく、本年（2026年）中の三文書（※）改定の方針**が示されている。

（※）国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画。

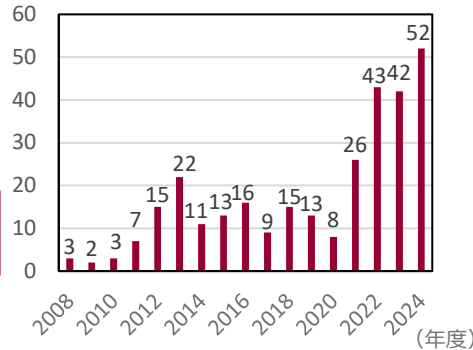
前回三文書を改定した2022年からの主な変化

① 周辺国等の急速かつ広範な軍事力向上や連携強化

- ・中国は、軍事力を急速に強化しており、一方的な活動もエスカレートしている。
- ・共同演習の実施等を通じ、中国とロシア、ロシアと北朝鮮の結束はより強固に。



中国戦闘艦艇・空母の南西諸島及び宗谷・津軽海峡周辺での活動公表回数



中国・北朝鮮・ロシアの3首脳が抗日戦争勝利80年の軍事パレードを観覧（2025年9月）



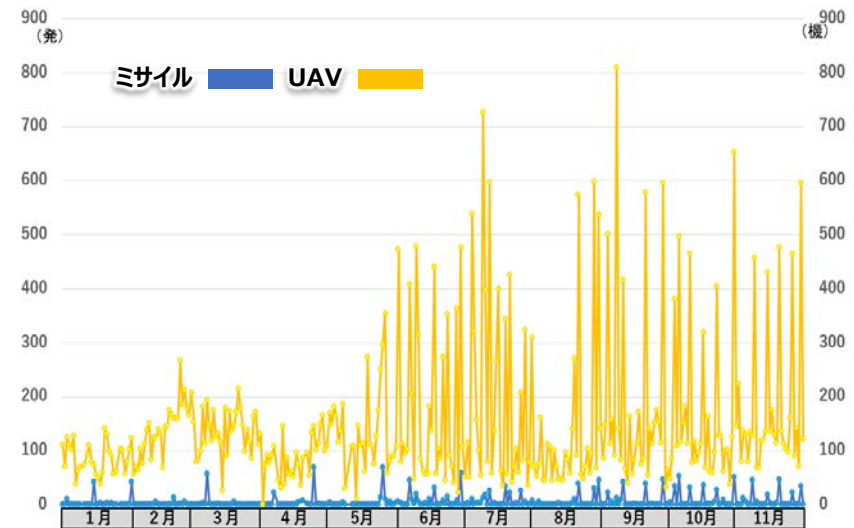
北朝鮮製とされるロシアのミサイルの残骸



② 新しい戦い方の顕在化

- ・ロシアは、大量の無人機を活用した大規模攻撃を実施。
- ・ロシアによるウクライナ侵略は、当初の予想を超え長期化。

ロシア軍によるミサイル・UAV攻撃数の推移（2025年）



（出所）別に明記されている写真を除き、防衛省「第2回防衛力変革推進本部」（令和7年11月21日）、「第3回防衛力変革推進本部」（同年12月18日）関連資料、防衛省「中国情勢」（同年10月）に基づき、財務省作成。

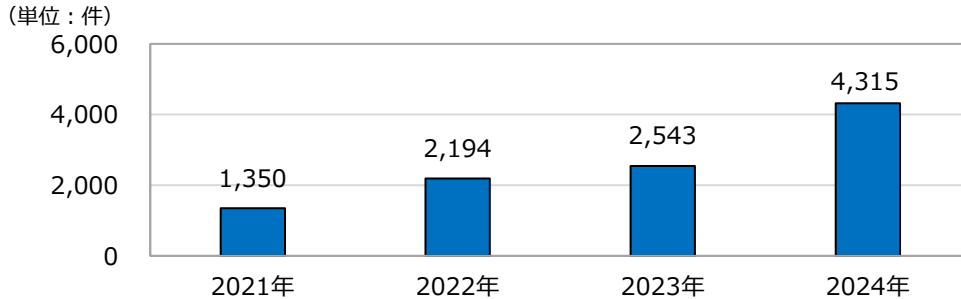
◆第221回国会における高市内閣総理大臣 施政方針演説（抄）（令和8年2月20日）

国家安全保障戦略をはじめとする「三文書」の策定以降、新しい戦い方の顕在化、長期戦への備えの必要性など、安全保障環境の変化が様々な分野で加速度的に生じています。我が国として、主体的に防衛力の抜本的強化を進めることが必要です。このため、本年中に三文書を前倒しで改定します。

総合的な国力の強化

- 近年の戦いの様相に目を向けると、ウクライナ侵略以降増加するサイバー攻撃や、米軍によるオペレーション“Epic Fury”（本年2月：イラン）での宇宙・サイバー能力の活用に見られるように、**ハイブリッド戦の重要性の高まり**が窺える。
- また、我が国では、重要物資の特定国への依存を低下させるなどの**経済安全保障の取組**を講じてきており、今後さらに**重要鉱物等の経済安全保障上の重要分野に関する危機管理投資の検討を進める方針**。
- 戦いが長期化する状況では、**防衛力にとどまらない国家全体の国力が問われる**ことになる。**情報力や技術力、経済力等を含めた総合的な国力の強化に取り組むべき**。

◆ウクライナ当局が特定したサイバー攻撃事案数の推移



(出所) 防衛省「第3回防衛力変革推進本部」(令和7年12月18日) 関連資料に基づき、財務省作成

ロシアはサイバー攻撃を軍事的・政治的目的達成のために利用しているとみられ、2022年のウクライナ侵略前に、同国の政府機関や重要インフラ事業者等の情報システム・ネットワークへの攻撃を行っていたとされている。

(出所) 国家サイバー統括室「サイバーセキュリティ戦略」(令和7年12月23日)

◆Epic Furyに関するブリーフィング (ケイン米軍統合参謀本部議長)

H-Hourにおいて敵が目にするのはただひとつスピード、奇襲、そして暴力的行動のみとした。最初の行動者はCYBERCOM（注：サイバー軍）とSPACECOM（注：宇宙軍）であり、非動態的効果を幾重にも重ね、イランの探知・通信・対応能力を混乱・劣化・無効化した。

(注) H-Hourは作戦開始時間の意。

(出所) US Central Command “Operations Epic Fury” Press Briefing (2026年3月2日)

◆第221回国会における高市内閣総理大臣 施政方針演説(抄) (令和8年2月20日)

いよいよ本国会では、日本と日本人の底力を活かし、力強い経済政策と力強い外交・安全保障政策を推し進めるべく、広範な政策を本格的に起動させます。外交力、防衛力、経済力、技術力、情報力、そして人材力。日本の総合的な国力を徹底的に強くしていく。

◆経済安全保障推進法に基づく特定重要物資

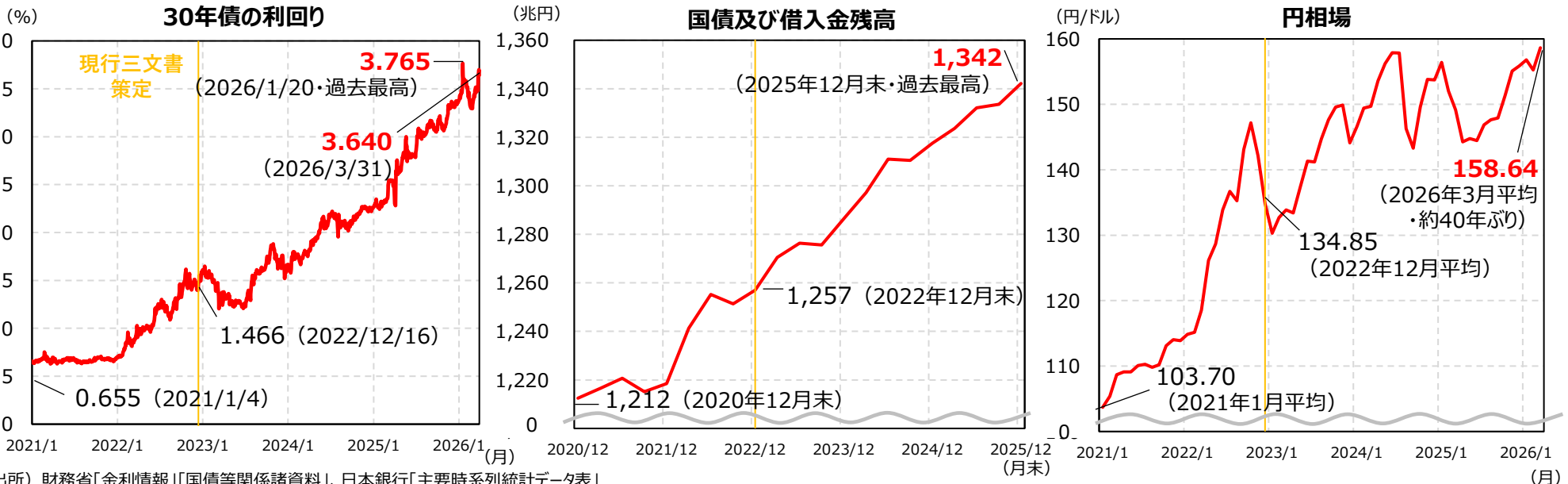
・支援の対象となる物資は下表の合計16物資。これまでの予算の総額は2兆5,518億円(2026年2月時点)。2025年12月には、人工呼吸器、無人航空機、人工衛星、ロケットの部品が新たに追加。

抗菌性物質製剤	肥料	船舶部品	人工呼吸器
半導体	蓄電池	航空機部品	無人航空機
永久磁石	先端電子部品	工作機械・産業用ロボット	人工衛星
重要鉱物	天然ガス	クラウドプログラム	ロケット部品

◆「強い経済」を実現する総合経済対策(抄) (令和7年11月21日閣議決定)

危機管理投資・成長投資により「強い経済」を実現する。様々なリスクや社会課題に対して、官民が手を携え、先手を打って取り組む「危機管理投資」を成長戦略の肝とする。これにより、世界共通の課題解決に資する製品・サービス・インフラを創出し、日本の持続的な成長力と国際的な存在感を高める。(中略)
GXやAI・半導体に続き、造船、量子、重要鉱物など経済安全保障上重要な分野における危機管理投資に関し、新たな財源確保の枠組みについての検討に着手する。

○ 安全保障環境のみならず、我が国の**経済・金融・財政を取り巻く状況**は、金利上昇等にみられるように**現行三文書を策定した当時から大きく変化**。ウクライナ侵略以降のロシア・ウクライナでは、国防費の水準は急増。**有事を見据えて防衛力を含む総合的な国力の強化に取り組む際には、平時において財政需要の拡大に備えた経済・金融・財政基盤の体質強化に一層取り組む必要**。



◆ロシア・ウクライナの国防費の推移

国防費	2021年度 (ウクライナ侵略前)	2022年度	2023年度	2024年度	2024年度/2021年度
ロシア (億ルーブル)	48,552	71,500	93,000	138,275	2.8倍
ウクライナ (億フリヴニャ)	1,867	13,434	23,881	26,006	13.9倍

◆米国ベッセント財務長官の発言 (仮訳) (2026年2月20日)

(出所) 世界銀行“Military Expenditure” (2026年3月)

経済安全保障は、国が国民を守るという最も基本的な義務を果たすことを可能にする基盤である。(略) 米国債市場は、リスクフリーな資産のベンチマークとして世界金融システムの基盤であり、各市場で担保やグローバル資本がアメリカに流入する経路として機能している。米国債市場の強さ、流動性、信頼性を保持することは、経済安全保障の基柱であり、当たり前には享受できるものと考えてはいけない。

◆国家安全保障戦略 (抄) (令和4年12月16日閣議決定)

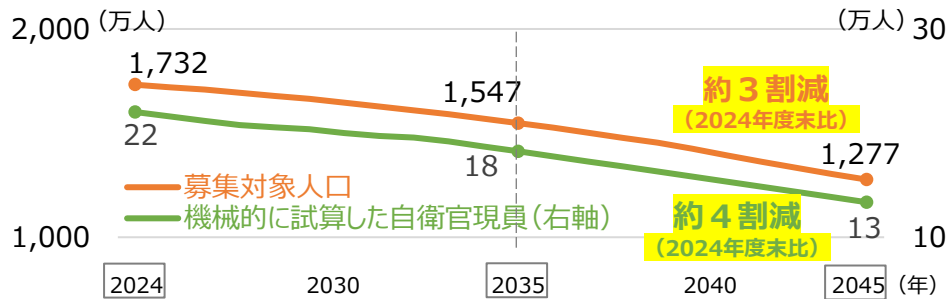
我が国の経済は海外依存度が高いことから、有事の際の資源や防衛装備品等の確保に伴う財政需要の大幅な拡大に対応するためには、国際的な市場の信認を維持し、必要な資金を調達する財政余力が極めて重要となる。このように我が国の安全保障の礎である経済・金融・財政の基盤の強化に不断に取り組む。このことは、防衛力の抜本的強化を含む安全保障政策を継続的かつ安定的に実施していく前提でもある。

人口減少下における防衛力整備のあり方

- 人口減少・少子高齢化の影響から、将来的な自衛官現員数の減少が見込まれている。限られた人材を最大限活用するため、**既存装備品等の最適化や無人化・省人化の取組を一層強化するとともに、今後の防衛力整備はこうした人員数を前提とした運用可能性の観点から踏まえて行う必要。**

◆ 将来的な自衛隊員数の見通し

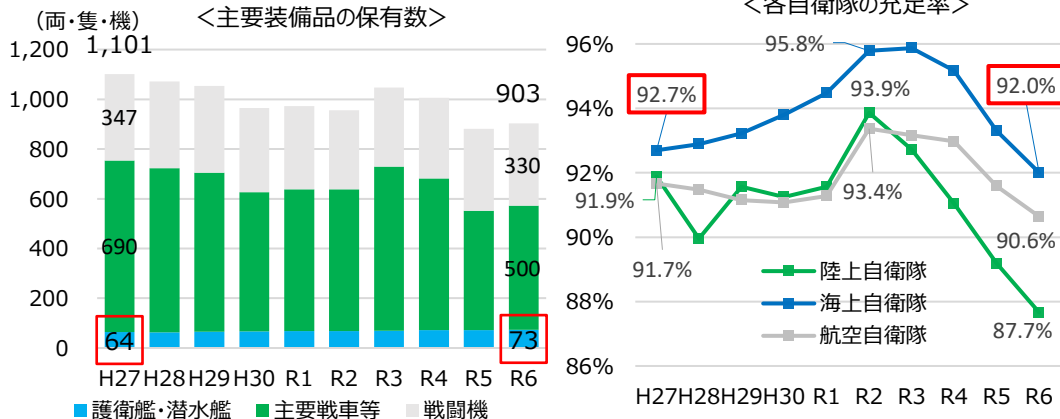
- ・ 2024年度実績（任官者数等）及び人口減少率を前提に機械的に試算すると、2045年度時点は2024年度末時点から比較して、**募集対象人口は約3割、自衛官の現員は約4割減少。**



(出所) 防衛省「第4回防衛力変革推進本部」(令和8年2月19日) 関連資料

◆ 主要装備品の保有数と各自衛隊の充足率

- ・ 直近10年間で護衛艦・潜水艦の保有数は増加している一方、海上自衛隊の充足率は低下。



(出所) 防衛省「各年版防衛白書」資料編に基づき、財務省作成
(注) 「主要戦車等」は戦車と機動戦闘車の数量の合計。

◆ 防衛力整備計画(抄) (令和4年12月16日閣議決定)

I 計画の方針

- 5 防衛力の抜本的強化に当たっては、**スクラップ・アンド・ビルドを徹底して、組織定員と装備の最適化を実施**するとともに、効率的な調達等を進めて大幅なコスト削減を実現してきたこれまでの努力を更に強化していく。あわせて、**人口減少と少子高齢化を踏まえ、無人化・省人化・最適化を徹底**していく。

◆ 既存装備品の廃止の例



対戦車ヘリ (AH-1S)
【陸自】

- ・ 多用途/攻撃用UAVに機能を移管し、当該ヘリは順次廃止



多用機 (U-36A)
【海自】

- ・ 艦艇部隊の対空訓練の支援機。民間への訓練支援委託により廃止



救難捜索機 (U-125A)
【空自】

- ・ 新型救命無線機の導入等により、順次廃止

◆ 無人化・省人化の例



滞空型UAV (MQ-9B) 【海自】

- ・ 情報収集・警戒監視を強化しつつ、人的損耗を局限して任務を遂行
- ・ 取得に伴い固定翼哨戒機 (P-1) の取得数を見直し



新型FFM【海自】

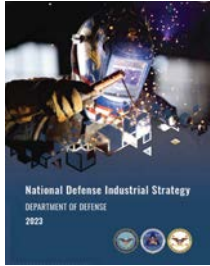
- ・ 多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化の両立を実現。従来の護衛艦(例えばまや型護衛艦では300人)より大幅に少ない乗員数(90人)で運用可能
- ・ 豪州次期汎用フリゲートとして選定

(出所) 防衛省「各年版防衛白書」

有事を見据えた防衛調達・産業のあり方①（供給制約の解消）

- 防衛力強化に取り組む諸外国においても、**防衛産業の生産能力向上や人材確保といった供給制約の解消が課題**となっている。
- 特に人材確保をはじめとした**供給制約の要因解消は一朝一夕では実現できず、適切な予算執行の観点からも、こうした課題を認識した上で防衛力強化に向けた政策対応を検討していく必要。**

◆米国防衛産業の基盤強化における課題・リスク



- 米国防省は、「21世紀の防衛産業エコシステム」を構築するために、4つの優先課題（強靱なサプライチェーン、人材確保、柔軟な調達制度、経済抑止）を掲げているが、多様なステークホルダーと連携して以下の構造的な課題に対処する必要があると指摘。
 - ✓ 多用途技術の活用不十分
 - ✓ サプライヤーの脆弱性
 - ✓ 不十分な労働力
 - ✓ 防衛調達の低い市場シェアと過剰な独自仕様、陳腐化
 - ✓ 不十分な国内生産力
 - ✓ 防衛調達の不安定性
 - ✓ 非競争的な実務
 - ✓ 政府支払いの不確実性と制約
 - ✓ 長期のリードタイムと低い即応性
 - ✓ 同盟国に対する要件の見える化

(出所) US Department of Defense "National Defense Industrial Strategy" (2023年11月)

◆米国防衛企業の生産が追い付いていないことの例

- Lockheed Martin社は2025年の年次決算報告において、受注残（backlog）が過去最高の約1,940億ドルを記録したことを発表。

(百万ドル)	2022FY	2023FY	2024FY	2025FY
航空関連	56,630	60,156	62,763	59,435
ミサイル火器管制	28,735	32,229	38,783	46,650
ミッションシステム	34,949	37,726	38,117	47,715
宇宙	29,684	30,456	36,377	39,822
計	149,998	160,567	176,040	193,622

(出所) Lockheed Martin "Annual report 2025"及び"Annual report 2023"

(注) 受注残（Backlog）は、製品の納入又はサービスの実施がまだ完了しておらず、将来これらが履行されることで売上が見込まれるものを指す。

◆我が国の防衛産業が抱える課題

1. はじめに ～防衛装備移転を推進する上での課題（抄）

現状、わが国の防衛装備移転案件の約8割は自衛隊の装備品の修理等にとどまり、完成品の海外移転といった大型案件は極めて限定的である。さらに、**足もとでは、防衛予算増額による受注の積み上げが予想される一方、防衛産業から撤退する事業者もあり、サプライチェーンの完結性に綻びが生じつつある。このため、国内における防衛装備品の供給能力は限界に近づいている状況にあるが、こうした中であっても、将来の需要見通しが不透明なため、予見性が乏しく、新規の設備投資計画が困難になっているという指摘もある。**

防衛装備は、地政学的な状況によって需要が急増する可能性があるため、まずは国内における生産・供給基盤を着実に強化しておくことが不可欠であり、平時から一定の余剰供給能力を確保し、有事に備えた柔軟な対応力を高めておくことの重要性が増している。

(出所) 経団連「わが国の防衛装備移転のあり方に関する提言」（2025年7月15日）

◆護衛艦や潜水艦の生産基盤

- 現防衛力整備計画（R5～）と前中期防衛力整備計画（H31～R4）における護衛艦と潜水艦の調達隻数をみると、護衛艦は平均して年2～3隻、潜水艦は年1隻を調達。こうした調達数量を前提に、**国内生産基盤はサプライヤー含めて生産活動を最適化していると考えられる。製造に5年程度を要することも踏まえれば、生産基盤が整わないまま予算だけを増額させたとしても、不用額や翌年度への繰越額の増加につながりかねない。**

(隻数)	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	年平均
護衛艦	2	2	2	2	2	4	3	1	2.25
潜水艦	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(出所) 防衛省予算パンフレット、財務省「防衛関係予算のポイント」に基づき、財務省作成

有事を見据えた防衛調達・産業のあり方②（民生品の活用や独自仕様の見直し）

- ウクライナ侵略に見られるように、無人アセットの大量投入やミサイルとの複合攻撃など、**戦い方は短期間で急速に変化**。こうした中、**ソフトのみならず、ハード（プラットフォーム）の更新サイクルも早期化する傾向**にある。
- その結果生じる**装備品の陳腐化や有事の際の枯渇リスク**に備えるとともに、**短期間で変化する戦い方に対応する観点から、民生品の大胆な活用や自衛隊の独自仕様の徹底的な見直しを進めることで、装備品調達をより迅速かつ安価に行えるようにすべき**。

◆ウクライナ侵略における無人アセット活用の多様化

- 偵察・観測、長距離攻撃、前線における精密攻撃など、無人アセットの用途が急速に拡大。



- ✓ 大量の自爆型無人機による一斉攻撃



- ✓ 100台超のFPV（一人称視点）ドローンを敵国内に潜入させ、敵爆撃機等を奇襲



- ✓ 無人水上艇により、敵艦艇を撃破し、対空ミサイルで戦闘機も攻撃



- ✓ 光ファイバーFPVドローンにより、電子戦に対応

（出所）防衛省「第3回防衛力変革推進本部」（令和7年12月18日）関連資料、防衛研究所「NIDSコメンタリー 第385号 現代のトロイの木馬—ウクライナの「クモの巣」作戦とドローン運用の技術的側面」（同年7月）

◆戦いのサイクルの迅速化

迅速な攻防のサイクル

（略）ドローンと電子戦の競争は非常に急速に展開しており、2～3週間で1,000kmの戦線全体に大きな変化をもたらす可能性があります。開発は、プラットフォーム（最も遅く、通常は数か月）、電子機器（より速く、多くの場合数週間以内）、ソフトウェア（場合によっては数日）という3つの主要分野で異なる速度で進んでいます。両陣営は、新しい周波数、周波数ホッピング、その他の改良された通信システムを発見しブロックすることに取り組んでいます。どちらの側も、電子戦またはドローン通信のいずれかで長期的な優位性を確保する方法を見つけていません。

（出所）Institute for the Study of War “A Defense of Taiwan with Ukrainian Characteristics: Lessons from the war in Ukraine for the Western Pacific”（2024年10月）

◆米国等における民生品（COTS）の活用

イノベーションと費用対効果へのプラスの影響

（略）COTSの採用により、製品が既に商用利用向けに開発・テスト済みであるため、調達サイクルを短縮できます。（略）さらに、COTSはカスタムビルドのソリューションと比較して費用対効果が高い場合が多く、国防総省の全体的な調達コストを削減できる可能性があります。（略）

サプライヤー基盤の拡大

COTSの使用を促進することで、民間セクターからの新規サプライヤーが防衛調達に参加することを促進できます。これにより、様々な非伝統的な産業の専門知識と能力がもたらされ、防衛産業基盤の規模が拡大し、競争が促進され、限られた伝統的な防衛請負業者への依存度が低下します。（略）

（注）COTSは、Commercial-off-the-Shelfの略称

（出所）US Department of Defense “National Defense Industrial Strategy”（2023年11月）

（参考事例）



- ✓ MBDA社（欧州）は、COTS品の活用により、安価・迅速に生産可能な空対地ミサイル“SPEAR GLIDE”の提供を2025年9月発表。

（出所）MBDA社プレスリリースに基づき、財務省作成

◆仕様変更についての中小受託取引事業者からの指摘事例

※ 装備品等に係る民間取引の発注者が「委託事業者」、その受注者が「中小受託事業者」であり、以下の内容は「中小受託事業者」から「委託事業者」に対する指摘事例。

民生事業では活用しているデジタル技術を、防衛事業でも活用できるよう技術変更を提案しても、委託事業者は、部品の製造や検査の仕様を防衛省へ報告提出し、厳しい審査・認定を経て部品の製造をしているため、仕様を変更するには、**相当な労力が発生することを懸念し、中小受託事業者に対し十分な説明をすることなく、仕様等で定めている従来の方法の継続を求めると、技術的な変更提案を受け入れない。**

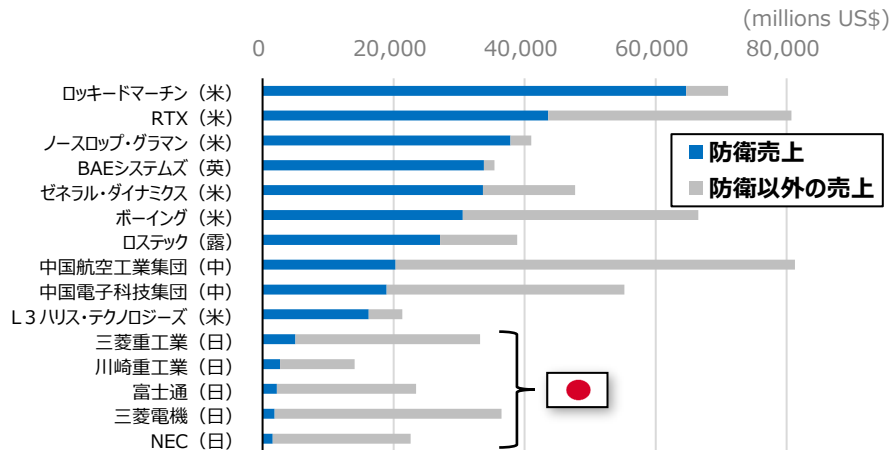
（出所）経産省・防衛装備庁「防衛産業における受託適正取引等の推進のためのガイドライン」（令和7年3月）

有事を見据えた防衛調達・産業のあり方③（防衛産業の事業再編）

- 諸外国の防衛大手企業と比較して、我が国の防衛企業の防衛規模・防衛率は低い。製造過程全体の最適化等を通じたコストの低減や研究開発投資の必要性、有事を見据えた生産力確保といった観点から事業連携や部門統合等は有効な手段となり得る。
- 現在、生産基盤強化の観点から、国の関与拡大を含めた施策が検討されている。こうした施策については、他産業や諸外国の事例も参考にしつつ、事業再編を通じた生産性向上や、更なる国の関与がなければ安定供給の確保が困難となるおそれがあることを法令上の要件とし、国の関与が防衛力やその裏付けとなる防衛産業基盤の強化に繋がることを担保した形で実施すべき。

◆防衛売上の世界TOP10・日本TOP5(2024年)

- ・我が国の防衛産業は防衛規模・防衛率が低いことが特徴。
- ・欧米では、再編等を通じた大規模な防衛特化型企业が存在。



(出所) SIPRI "The SIPRI Top 100 arms-producing and military services companies in the world, 2024" (2025年12月) に基づき、財務省作成

◆防衛事業者の連携による競争力確保の効果

- ・航空機をはじめ、装備品の高性能化・複雑化により、開発規模・リスクは拡大の一途（例えば、F-2開発費：約3,600億円→ F-35開発費：約12兆円）。今後想定される開発について、人材確保の面も含めて、企業が1社単独で担うことは容易ではない。

(略)

- ・我が国防衛産業が国際的な競争力を獲得するためにも、国内企業に対して競争力強化に向けた投資を促しつつ、各社が有する開発・生産のリソースを最大限活用することが必要であり、防衛事業者同士の連携を促す仕組みの構築が重要。

(出所) 日本成長戦略会議「第1回防衛産業WG」(令和8年2月20日) 資料

◆防衛産業のサプライチェーンの統合によるコスト削減の効果（欧州）

- ・防衛産業のサプライチェーンの統合によって、合計で年間90億ユーロ（先端材料28億ユーロ等）の削減効果が期待されるとの指摘がある。

(出所) McKinsey & Company社 "Opportunities through consolidation in the European defense industry" (2026年2月)

◆防衛省「第4回防衛力変革推進本部」関連資料（抄）（令和8年2月19日）

- 1 長期戦にも対応して抑止力を高めることのできる生産能力・維持整備能力を確保するためのアプローチ
 - ・例えば、国による製造設備の保有、開発・生産リソースの効率的な活用方法の検討(略)

◆我が国において事業再編等を支援する事例

業界(目的)	地域金融機関 (人口減少下における経営基盤強化)	後発医薬品メーカー(注) (小規模・少量多品目という業界構造への対応)
対象	統合に要する追加的初期コスト (システム整備費用等)	生産性向上のための設備整備や再編に向けた企業間での調整経費等
補助	3分の1 (上限あり)	2分の1 (上限あり)
財源	国(預保)の資本参加で得た配当金等	国費
根拠	金融機能強化法	医薬基盤・健康・栄養研究所法

(注) 後発医薬品における事業再編等の支援とは別に、新薬創出のための創薬基盤強化を目的としたスタートアップ等への支援において、国費の他、業界からの出資金も活用している例がある。

(出所) 金融庁・厚生労働省資料に基づき、財務省作成

◆米国における防衛産業への国の関与の事例（GOCO）

- ・米国では、企業では経済的に製造が困難な弾薬等に限定して、製造設備を国が保有し、企業が運営するGOCO（Government Owned Contractor Operated production）を実施。

(注) 日本でも防衛生産基盤強化法等に基づき一時的にGOCOを実施することは可能。(2026年3月時点で実績なし)

(出所) US Department of Defense "National Defense Industrial Strategy" (2023年11月)

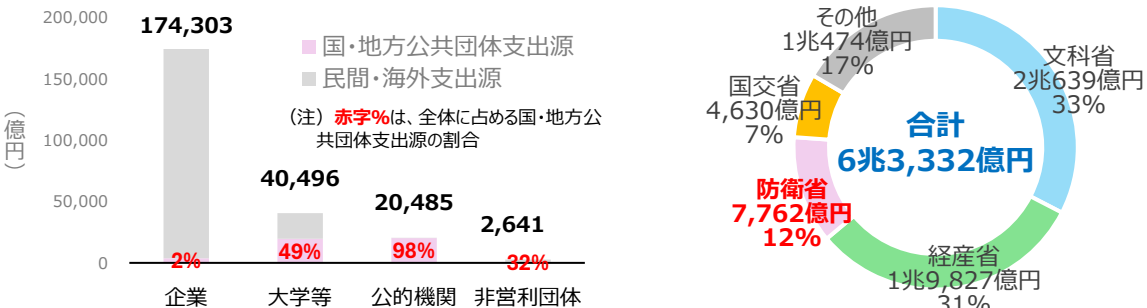
防衛技術基盤の効果的・効率的な整備のあり方

- 防衛力強化に向けて**有望な技術を着実に育成していくことが重要**。他方、そうした取組は防衛省のみがその役割を担うのではなく、**我が国で科学技術を支える多様な関係者と連携することで効果的・効率的に実施するべき**。
- また、研究力の強化の観点から大学や国立研究開発法人等における**拠点形成等の検討が進められているが、これらの理解も得ながら、現実的な形かつ真に必要な分野を厳選した上で実施すべき**。その際、**防衛省として成果の見込みを判断する「目利き力」を養うことが不可欠**。

◆ 我が国における科学技術研究の状況

・我が国の研究主体の研究費としては、企業が17兆4,303億円（全体の73%）と最も大きいほか、各省庁も科学技術関係予算を扱っており、**幅広い関係者との連携が重要**。

[我が国における研究主体別の研究費（令和6年度）] [科学技術関係予算（令和8年度）]



(出所) 総務省「令和7年科学技術研究調査」に基づき、財務省作成

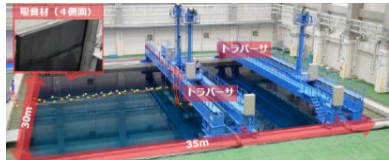
(出所) 内閣府資料に基づき、財務省作成

◆ 幅広い関係者との連携のあり方

・民生による防衛省の施設の活用や、防衛省による他機関の施設の活用の事例あり。**我が国全体として、技術基盤の投資・活用を連携して効率的に実施することが重要**。

[防衛省・岩国海洋環境試験評価サテライトの民生利用]

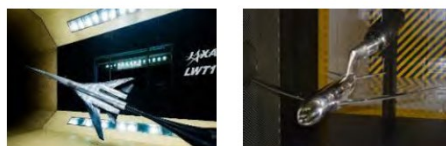
- ✓ 国内最大級の水中音響計測装置を保有。山口県産業技術センターとも連携し、民生分野の活用も推進。



(出所) 防衛装備庁 岩国海洋環境試験評価サテライト リーフレット

[防衛省によるJAXAとの連携]

- ✓ 防衛省・JAXAは研究協力の協定を締結。防衛省はJAXAの風洞による試験が可能。



(出所) 日本成長戦略会議「第1回航空・宇宙WG」(令和8年1月22日) 資料等

◆ 第7期「科学技術・イノベーション基本計画」(抄)

(令和8年3月27日閣議決定)

第4章 科学技術と国家安全保障との有機的連携

(略) デュアルユース技術によるイノベーションを加速するためには、大学・研究機関、スタートアップ、企業など、異なる分野間の協働が鍵であり、国家安全保障に資するデュアルユース技術の研究開発の促進、研究開発体制及び人材育成の強化を図るため、米国など諸外国の事例も参考にしつつ、例えば、オフキャンパス構想も念頭に、**大学や国研等における新たな研究拠点形成や基礎研究支援の強化などの施策を検討する**。

◆ 米国における大学での防衛研究拠点 (UARC)

UARCは、大学又はカレッジ内の研究機関であり、国防総省との長期的かつ戦略的な関係を通じて、**不可欠なエンジニアリング、研究、開発能力を提供・維持するために設立**。各UARCは、国防総省を支援するという使命を果たすために提供しなければならない**独自の競争力として特定された専門分野**を有している。

(注) UARCは、University Affiliated Research Centerの略称

(出所) US Department of Defense “Engagement Guide DoD UARCs” (2013年4月)

[UARCの例] ジョンズ・ホプキンス大学 応用物理研究所

- ✓ 約8,800人が所属。キャンパスの面積は461エーカー。
- ✓ ミサイル防衛等の研究が行われている。(例：極超音速誘導弾の制御・耐熱素材)



(出所) 米国ジョンズ・ホプキンス大学応用物理研究所HPに基づき、財務省作成

◆ 日本における大学等と連携した研究事業

・安全保障技術研究推進制度における大学等の新規採択実績は20件(令和7年度)である等、**防衛分野と大学等の関係性は限定的な状況**。

(注) 同制度の大学等は、大学、高等専門学校及び大学共同利用機関をいう。

(出所) 防衛省資料に基づき、財務省作成

自衛官の処遇改善

- 自衛官俸給表を含む給与体系の見直しを令和9年度に行うべく検討が行われている。見直しにあたり、**自衛官固有の特殊性について適切に評価しつつ、他の公務員職種との公平性・国民の理解を得るための公正性の観点を踏まえて検討する必要**。また、**俸給表と諸手当による二重の評価が生じないよう、いずれによる評価が適切かを見極めた上で、給与体系全体の改定が必要**。
- 加えて、**給与面での処遇に加え、エンゲージメントの高い組織づくりや自衛官の社会的地位の向上といった包括的な取組を通じた働きがい・やりがいを高めるための方策について、諸外国の事例なども参考にしながら、具体策を検討していくべき**。

◆自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針（抄）（令和6年12月20日）

自衛官の任務や勤務環境の特殊性、課された制約や負担に見合った給与とするため、現在実施している勤務実態調査の結果や公平性・公正性を確保するための部外の専門家の意見を踏まえ、あるべき俸給表の水準や俸給月額算定の仕組みについて検討し、**自衛官の俸給表を令和10年度に改定することを目指す**。

◆自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議における総理指示（令和7年12月22日）

（前略）特に、国家安全保障戦略など三文書の改定を来年末までに行うということにしましたので、これに併せて、自衛隊創設以来、約70年間で初めてとなる「自衛官俸給表」の独自の改定を前倒しで行うよう作業を進めてください。また、自衛官の社会的地位の向上を始めとする包括的な処遇改善策など、自衛官の人材確保のための新たな方策を検討し、可能なものから速やかに実施してください。よろしくお願いたします。

◆自衛官固有の特殊性を評価している手当等の例

自衛官固有の特殊性	諸手当等での評価例
①自衛官固有の危険性・困難性を伴う任務への対応	<ul style="list-style-type: none"> 落下傘降下作業手当 レンジャー作業手当
②24時間勤務態勢下での業務への拘束性	<ul style="list-style-type: none"> 一部の食住の無償提供 指定場所生活調整金
③我が国防衛という任務の性格に起因する広域・地方間異動の頻度等	<ul style="list-style-type: none"> 作戦環境等順応手当

（出所）防衛人事審議会「第10回処遇・給与部会」（令和8年3月13日）資料

◆自衛官の処遇改善に係る防衛省の見解

- ・自衛官固有の特殊性については、給与面での適切な処遇に加え、エンゲージメントの高い組織づくりや自衛官の社会的地位の向上といった包括的な取組と一体で推進し対応することが必要。

◆エンゲージメントの高い組織づくりに係る取組

「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」（令和6年12月20日）にも示されたとおり、**自衛隊という組織全体のパフォーマンスを向上していくに当たっては、隊員一人ひとりが士気高く、やりがいを感じて働ける、エンゲージメントの高い組織としていくことが重要**。特に、一般社会において、**自らの達成感や成長感といった精神的充実が得られる職場を選好するようになっていくことも踏まえ、以下の取組が必要**。

- ①組織文化の改革
- ②エンゲージメント・サーベイの継続実施
- ③マネジメント能力向上に向けた取組

◆諸外国における社会的地位の向上に係る施策の事例

- 軍人の任務や実像が社会全体に理解されるような取組
（例：英国 Whole of Society Approachの一環としてのギャップイヤー制度の導入）
- 軍人を平素から支える家族への理解や共感を示す機会の設定
（例：米国 The Month of the Military Child）
- 軍人への各種優遇・割引の促進
（例：米国 Military Friendly®）
- 殉職者の追悼のあり方の検討
（例：各国 一般国民がいつでも追悼できる慰霊碑や記念施設）
- 現役軍人・退役軍人への高等教育機会拡充
（例：米国 GI Bill、Tuition Assistance Program）

（出所）防衛人事審議会「第10回処遇・給与部会」（令和8年3月13日）資料